世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC 第11号

Beijing Japan Accountability Caucus 7月号 1997年7月1日発行

# 橋本6大改革の最優先課題は男女共同参画

大沢真理（東京大学）

6月16日、総理大臣官邸で新しい男女共同参画審議会の第1回会合が開催され、橋本首相からは挨拶につづいて2つの諮問がおこなわれた。首相の挨拶は、橋本政権が鋭意とりくんでいる「6大改革」との関連で男女共同参画を位置づけるものだった。

首相によれば、橋本6大改革がめざす「社会の姿を男女という観点からとらえたものこそ、男女共同参画社会に他なりません。このような社会の実現は、……まさに時代の要請であり、我が国の将来を決定する大きな鍵となるものでございます。その意味で、男女共同参画の形成は、いわば社会改革とでもいうべきものであり、社会のあらゆる分野における『変革と創造』の大きな柱となるものと私は信じております」。つづいて、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的事項（第1号）と、売買春その他の女性にたいする暴力への基本的方策（第2号）とが、諮問された。

たしかに6大改革にかかわる改革案には、ジェンダーに強くかかわる点が多く含まれる。たとえば、所得税の配偶者控除の見直し（経済審議会の構造改革報告）、年金では、少子化対策として育児世帯の保険料の軽減、専業主婦からの保険料徴収、厚生年金の民営化等の検討（年金当局の方針であり、5月27日からの年金審議会でも議論）、など。ただし、男女共同参画を促進する提案が多いとはいえ、逆行しかねないものも見られる。さらに行革会議では、首相のリーダーシップの発揮およびその補佐体制の強化が柱の一つとされ、内閣の機能強化や総理府の総合調整機能・管理機能の見直しなどが急激なピッチで論議されている（8月中に素案を作る予定）。

ところで、本部長・首相、副本部長・官房長官、本部員・全閣僚により男女共同参画推進本部を組織し、総理大臣官房に男女共同参画室を設置した日本の体制（いわゆる「国内本部機構」）は、アジア・太平洋諸国の男女平等政策のなかで最も包括的で統合された組織構造をもつと、国連機関から高く評価されている。私も昨年総理府の委託調査に参加して、日本の本部機構の形と位置は理想的だが、諸外国にくらべて弱体であり、とくに政府内の中心的な担当機関（現状では男女共同参画室）の予算・要員・権限が決定的に足りないと痛感した。

首相の補佐体制の強化を一つの柱とする今回の行革で、男女共同参画を推進する国内本部機構も一段と拡充されることが期待される。男女共同参画が6大改革の「鍵」であるという橋本首相の言葉が「挨拶」に終わってはなるまい。諸分野の改革を男女共同参画の観点から効果的に総合調整できるよう、男女共同参画室を発展させた組織を首相直属の機関として設置し、各省庁の担当部署を充実して緊密にネットワークさせることが、なんとしても必要である。それは行革だけの課題ではなく、6大改革すべての成否を握るのだから。

# 男女共同参画審議会が公開に！！

## 往復はがきで傍聴の申し込みをしよう

***北京 JAC の共通テーマ①「国内本部機構の強化」の短期目標－審議会の完全な情報公開が実現***

北京 JAC は、95 年 9 月の発足以来、北京 JAC 共通テーマ①「国内本部機構の強化」を掲げています。その短期目標として、総理府男女共同参画審議会の議事録の公開と傍聴を要求してきました。

旧審議会では、議事録は公開になったものの、傍聴については、「審議会委員のコンセンサスが得られない」「部屋が狭い」という理由で、断られてきました。それでもめげず、北京 JAC としては、総理府講堂における NGO との会合があるたびに、繰り返し発言し、傍聴を要求してきました。

新審議会設置が決まってからは、すぐに文書でも傍聴の要請をしました。今回の公開は、こうした北京 JAC の粘り強い、継続的なロビイングの成果でもあります。以下のような方法で、傍聴の申し込みができます。50 人を超えた場合は、抽選となりますが、第２回会合（7 月18日）にご都合のつく方は、ふるって申し込みをしましょう。（羽後）

第２回男女共同参画審議会の開催について（お知らせ）

《お問い合わせ先》
総理府男女共同参画室
企画担当　野村・廣瀬
Tel　3581 - 1812（直通）

標記会合が下記のとおり開催されます。

記

日時：平成９年７月 18 日（金）13 時～15 時
場所：総理府講堂（千代田区永田町１－６－１）
議題（予定）：
(1)「男女共同参画ビジョン」、「男女共同参画 2000 年プラン」、「売春対策の現況」等について（事務局説明）
(2)諸外国のナショナルマシーナリーについて（大澤委員からヒアリング）
(3)その他

会合は公開で行われます．傍聴を御希望の方は、往復葉書に「第２回男女共同参画審議会の傍聴希望」と記入し、住所、氏名（団体等に所属している場合は団体名を併記）、連絡先電話番号を明記の上、７月８日（火）必着により、

〒１００　千代田区永田町１－６－１
総理府男女共同参画室　企画担当

までお申し込みください。

申し込みの往復葉書は返信葉書を傍聴券といたしますので、返信葉書の宛先に傍聴通知の返送希望先を必ず御記入ください。応募は傍聴希望者１人につき１通といたします（同一人による複数の応募は１通のみ有効）．傍聴希望者が傍聴可能人員（50 人程度を予定）を上回った場合には、抽選とさせていただきますので御了承ください。

なお、傍聴の可否を記した返信葉書は、７月 10 日（木）までに投函する予定となっております。

# 均等法は、これからの２年が大切

高木澄子（変えよう均等法ネットワーク）

６月11日改正均等法は、国会で成立した。５月の連休明けから衆議院で審議が始まり、成立まで１カ月。衆議院と参議院の本会議と労働委員会の傍聴席は、全国からの女性たちで埋まった。席の数をはるかに上回る傍聴者のため、30分、１時間と交代でしか傍聴することは出来なかった。

傍聴席から下の本会議場を見ていると、質疑をそちのけで私語をしている議員たちがよく見え、真面目にやってよねと言いたくなった。委員会では満員の傍聴席に対し、空席のある労働委員の席に、大切な時に何してるの？　と思った。

一方、私たちの仲間といえる女性議員の人たちは、懸命に頑張って下さっていた。そして成立当日超党派の衆参の女性議員42名から、緊急アピールが出たと知った時はうれしかった。アピールの内容は「性差別の解消及び労基法の女子保護規定の解消に伴い、より質の高い男女共通の基準の確立が必要」という趣旨である。

＊　＊　＊

成立した均等法は、努力規定が禁止規定になり、是正命令に応じない企業名の公表、セクシャルハラスメントの防止義務、調停は一方の申し出で開始、ポジティブアクションの導入など、一定程度改正された。しかし、実質的な差別を生じさせている間接差別にはふれられないなど、不十分な点も多い。

大きな問題は、労基法の女子保護規定の解消である。女性のみでなく男女共通に労働条件を向上させるという方針は、世界の基本的な流れではある。しかし先進諸外国に比し、年間総労働時間がはるかに長い日本。より質の高い男女共通の労働条件のため、労基法をどう改正させていくのか、今後の課題は大きい。

均等法には衆議院で12項目、参議院で14項目の附帯決議が付された。そこには「性差別禁止法を目指す。年間総実労働1800時間の早期達成。女性労働者に新たに深夜業をさせる場合の労使間で十分な協議。ポジティブ・アクションの促進のための対策強化」などが盛られている。

法律の施行は、母性保護部分を除き1999年４月。それまでにガイドラインが見直され、セクシュアルハラスメントのガイドラインの指針も作成される。また労働基準中央審議会（中基審）で、労基法の労働時間規制などの見直しが検討されており、７月中には中間報告が出される予定だ。

＊　＊　＊

２年後の施行に向け、ガイドラインや労基法改正とセットの男女共通の質の高い規定など、よりよい内容を闘い取っていかなければならない。それは附帯決議を、実行させていくことでもある。

さらにパート法の改正案は、秋の臨時国会か、次期の通常国会に上程されるという。均等法のもとで、パートなど非正規雇用の女性労働者は増え続けている。パート法は均等法のガイドラインの内容や労基法と連動しており、この法案への取り組みも大切だ。

均等法は成立したが、実質的な内容をよりよいものにしていく運動を、この２年弱の間にしっかり展開しなければならない。今後も組織を継続させることになった「変えよう均等法ネットワーク」では、さっそく中基審により質の高い男女共通の労働条件を求める要請文を送る。また男女共同参画室や、均等法改正の時のように、労基法改正についても広く労働者、国民から意見を聞くようファックスの開設を求めていく。これからもぜひ全国的に、共に取り組んでいきたいですね。

# フランス女性と刑法

牧山眞由美

今回は、上野芳久さん（湘南工大）を講師に、フランスにおける対女性暴力犯罪――「フランス刑法はどのように改正されたか」を学んだ。

刑法がどのように改正されたのか、まずフランス史に沿って、フランス女性の地位がいかに変化してきたかを知る。

１９４６年、憲法前文に「あらゆる領域において、男性の諸権利と同等の諸権利を、女性に保障する。」と、女性と男性の権利の平等がうたわれた。しかし、具体的に女性が権利を得ていくのは、７０年代以降となる。

１８０４年、いわゆるナポレオン法典では既婚女性を全面的に法的無能力者と規定。１８１０年には姦通罪ができている（女性は懲役刑、男性は罰金）。しかし、その後１８３２年には、制約的だが、強かんを犯罪として認めている。１８９２年に、女性の深夜労働が禁止された。参政権を得たのは１９４５年（これは日本の場合とあまり変わらない）。その前の４２年に、中絶は「国家公犯」となり、死刑が課せられている。

１９６８年、５月革命以後、女性の保護、権利を保障する法がつぎつぎ制定されていく。

７５年に中絶を認める時限立法が成立し、８１年に、女性の権利省が誕生。しかし、性別を理由に採用拒否、解雇などが処罰の対象となったのは１９８５年になってからだ。

改正された刑法は、１９９２年に成立された。その大きな特徴は、子どもや高齢者など「弱者」を保護していること。子ども・高齢者を犯した場合、罪は重くなる。

セクシュアルハラスメントが刑法に入っているのはフランス以外に、アメリカの幾つかの州法にしかない。

アメリカの影響が強く、細分化して規定されている。

１９８０年に、性犯罪に関する改正が行われ、強かんとは「暴力、強制、不意打ちにより姦淫する行為」と、強かんの定義が広げられ、かつ明確化した。

新刑法は、一章から七章まで。二章の「人の身体的・精神的完全性に対する侵害」の第三節に「性的攻撃」が設けられ、強かん、その他の性的攻撃、性的嫌がらせなどの項目に分けられている。性犯罪は段階的に、妊[illegible]少年に対する犯罪は重くなる。

七章の「未成年者および家族に対する侵害」には、幼児虐待、近親姦の規定もある。

新刑法を制定後、ベルギーで少女二人の死体が発見されたという、連続少女殺人事件をきっかけに、幼女虐待への対策強化の声が高まった。今年、新しい刑法の政府案、「少年に対する性犯罪および人の尊厳の侵害犯罪の防止と処罰の強化をする法律」が国民議会に提出された（審議中）。

立法化の趣旨は、特に未成年者に対する性犯罪の増加、新刑法は、旧法より厳罰化されたが、再犯の防止には不十分であること、再犯の多くは、刑執行後も再犯を重ねるため、長期間拘束し、治療できる刑罰になど。

インターネット等を使った売春斡旋等の禁止、ポルノの作成・販売禁止などが盛られている。また、医学社会的調査の刑を新設。

医学鑑定人により、治療対象の疑いがあるとされた場合のみと限定しているが、上野さんは、「こういう形で決めつけていいのか」と。

＊　　＊　　＊

「女性に対する暴力防止法コーカス」ではいままで学習してきたことをパンフにまとめ秋から、実際に防止法をつくっていく予定。

男女共同参画２０００年プラン

## Ⅲ－７［女性に対するあらゆる暴力の根絶］を読んで

ゆのまえ知子

男女共同参画２０００年プラン中、表記項目は１２ページと最も多くページがさかれており、力の入ったものであることが文面からもうかがわれる。これまで国内行動計画に全くといっていいほど取り上げられてこなかった問題について、国際的動向におされてとはいえ、このように独立した項目で国の取り組むべき課題になったことは、歓迎すべきことである。プランを読んでの感想、意見の主な点について記しておきたい。

まず前文において、「女性に対する暴力撤廃宣言」や「行動綱領」にあるように、女性に対する暴力が、公私を問わず、性別にもとづくものであり、女性や社会に深刻な影響を及ぼすものであること、「予防活動から事後的救済まで現行の関連制度を総合的に検討し」と述べていること、「児童」に対する暴力への積極的取組、ＮＧＯ活動の役割を認め、連携をはかること、などに言及していることは評価できる。また本文において、暴力を受けた女性への援助について、かなりな点までふれられていること、調査研究を行うこと、関連諸機関の連携強化と、「総合的に検討するための体制の整備を図る」と述べていることも評価したい。

「宣言」や「行動綱領」は、女性に対する暴力についてもう一つ重要なことを言っている。それは「男女間の歴史的に不平等な力関係の現れであり、女性を男性に比べ従属的な地位に追い込んでいる重大な社会的仕組みの一つである」ということであり、ジェンダー視点からの社会の仕組み自体を変える根本的対策を提唱している。

プランはこの点について全く触れていない。この事は、その対策が、法の厳正な運用、相談体制の充実強化、関係職員の研修・訓練、広報・啓発、調査・研究と個々には言及されていても、司法、警察、医療、教育、メディアなどがどう連携しながら女性に対する暴力を防止し、被害にあった女性をどのように支援するのか、という「社会の仕組み」に触れた総合的な視点がプラン自体に見受けられないということに影響を及ぼしている。

たとえば広報・啓発は従来の“防犯対策”の域を出ていない。法の厳正な運用をいっても、法自体の問題（強姦罪の下限規定が強盗罪のそれより低い、親告罪規定や告訴期間６カ月限定など）については触れられていない。また暴力が「女性に甚大な精神的打撃を与え・・・公的機関に相談したり、捜査機関に申告することについて大きな抵抗感をもつことが多い。このことが事案の潜在化を招き・・」と潜在化が女性に原因があるかのように書かれている。女性に非を求める強姦神話が深く社会に根を張り（警察や司法も例外ではなく）、それが「社会の仕組み」そのものであり、潜在化の原因であることは、ひとこともない。セクシュアル・ハラスメントも企業しか問題にされていないは、なぜであろうか。売春する女性への差別的な言葉づかいも気になる。

疑問点は他にもあり、書ききれないが、今後の方針、施策を注視していきたい。

北京JAC北九州シンポ開催にご協力をお願いします。

私の行動が日本を変える
あなたの行動が世界を変える

# シンポ記念グッズを買って

# 日本・世界を変えよう

山下勇三氏
講談社出版文化賞
さしえ賞受賞

**デザインのTシャツ・テレホンカード販売キャンペーン中!!**

**Tシャツ→1000円　　テレカ→1000円**

申込みご希望の方は、ＦＡＸで事務局まで。
品物および郵便振替用紙を送付いたしますので、
折り返しお振り込みください。
ＦＡＸ０３－３４０７－７９２２
品名と枚数、住所氏名を
おわすれなく。

全国フェミニスト議員連盟５周年記念シンポジウム

## なくせ！　ゼロ議会　　どう生かす「男女共同参画２０００年プラン」

中嶋里美

女性が参政権を得て５１年目、それでもまだ地方議会の６割近くに女性がゼロなのである。民主主義の光のさしていないこの暗黒部分の実態を明らかにし、一日も早くどの議会も人口比に見合うような男女の構成にしようと6月１５日、東京ウイメンズプラザでシンポジウムが開かれた。

地方自治体３３０４の中で女性がいない県議会が１０（岩手、秋田、新潟、富山、鳥取、島根、徳島、愛媛、長崎、大分）市議会が１３２，町村議会が１７３８，町村議会に至っては全体の７割近くに女性がいない等の現状を渡辺光子が報告。

パネリストの中西珠子氏からは今年３月国連で開かれた第４１回女性の地位委員会の中の「権力及び意志決定における女性」に関する合意結論の報告がなされた。

２０の合意の中には「政党は差別的慣行を排除し、政党の綱領の中に両性の平等と公正な取り扱いを明記し、男性と平等な立場で女性が党の執行部やリーダー格のポストや役職につく事ができるようにせねばならない。選挙における候補者の指名においても平等な取り扱いをしなければならない」「政府や政党は意志決定における女性の比率を少なくとも３０％という、量的にも質的にも政策決定に影響を与える比率を達成する事を積極的に奨励しなくてはならない」等がふくまれている。

私は今年２月ニューデリーで開かれた列国議会同盟主催の特別会議「政党における男女間のパートナーシップに向けて」が各国男女同数議員の参加要請をして開かれたこと、最終日の記者発表の主なものを報告した。議長は「政治における男女のパートナーシップ確立には政党における女性候補者のクオータ制、女性候補者への選挙キャンペーン基金、女性候補者へのメディア戦術を通して行うこと」と述べた。

国会議員からはパネリストとして清水澄子氏と松本惟子氏が参加してくださり、清水氏からは男女共同参画ビジョンからトーンダウンしてプランが作られていること、国会でこうした質問に対する官房長官をはじめ男性大臣の全くの不勉強ぶりを披露してくれた。

男女共同参画本部長の橋本首相が自民党の中を全く男女平等にせず「女性議員の層が薄い」等と述べているのだから十分想像はつく。松本惟子氏は衆院５００名中２３名の女性では全く影が薄い。何とか増やさなくてと述べた。

女性県会議員ゼロの県の富山女性政策研究会の山下清子氏からは、前回の統一地方選で県議をかつぎだしたが次点であったこと。県の女性プランにかかわっていく中から次第にネットワークが出来、今年からは県立の女性センターを使って「市民政治セミナー」を男性も交えて主催していること等がはなされた。

山梨で農業を営む仁ノ平尚子氏からはこれまでの選挙では女の人達は台所にいるばかりで話し合いの席には来なかった。仁ノ平さんが町長選で「女も男も一緒に会議をしよう」と主張すると最初「あんたは帰れ」と言われた。そういう中で男や女の意識を粘り強く変え、男もお茶を入れたり、女もビラまきや戸別訪問を担当、ついにその町長選に勝利し、女も選挙の中心をやっていいんだという意識が生まれてきたと報告。

最後に女性議員が３０％を越えている東京田無市、京都向日市、東京羽村市等を表彰し橋本首相、武藤嘉文総務庁長官、各政党党首女性議員ゼロ自治体の首長宛の「クオータ制を求める特別決議」を採択して会を終えた。女性ゼロ議会をなくし、１９９９年の統一地方選挙では最低１０％の女性議員を！

# 女性のキャリア教育推進へ提言しよう！

文教大学教育研究所　宮崎冴子

戦後50年の経済・産業構造の変容を背景に、1989年から女性の大学(学部)短大の進学率が男性を上回り、1995年には女性47.6%、男性42.9%となりました。大学院については女性5.5%、男性10.6%で、女性が大学院生総数の21.5%を占めるという状況です。

この上昇傾向は男女雇用機会均等法(1985)の施行や、バブル景気崩壊後の就職難に対応するため高度な技術や専門的な知識を得ようとするもので、この状況はさらにつづくものと思われます。

しかし学校教育終了後、社会にでた女性に対する進路指導やキャリア教育については、日本ではないがしろにされてきました。女性たちは、職場などで差別された分を公共や民間施設などに機会を求め、結果的に社会教育に寄与してきたという現実があります。

もっとも、日本では「キャリア」という言葉が狭い意味で解釈されて、専門職の経歴を表す場合が多かったのですが、私は、K. B. ホィット(1973、当時米連邦教育局キャリア教育担当次官補) が提唱するように「キャリアは、人が生涯を通じて得る仕事の全体」と考えるべきだと思います。ここでいう仕事は、有給ばかりでなく無償労働も含まれ、ボランティア活動や学習活動もキャリア開発に貢献するものと考えます。

労働省「女子雇用管理基本調査」(1992)によると、1年間に実施した企業内教育で男女両方に実施した企業は「新入社員研修」では86%ですが、「管理職研修」では63.5%が男女両方にと答え、男性のみとする企業が35.4%でした。

こうした男女差別を前提にしながら、企業側は女性労働者活用についての問題点として「女性の勤続年数が平均的に短い(46.4%)」「家庭責任を考慮する必要がある(39.5%)」「一般的に女性は職業意識が低い(33.1%)」(1994)と答えており、女性の意識との間に大きなずれがあることが分かります。

1995年に私が東京都S区団体登録の女性継続学習者736人に、アンケート調査を実施した結果によると、就職準備のためにキャリア教育を受けた人は全体の39%でした。

キャリア教育を受けた結果は「自分の進むべき道が明確になった」が1位を占め、つぎに「自分の能力に自信が持てた」「未知の情報が得られ職種の選定に役立った」と答えています。そして、就業中のキャリア・アップに対する障害はないとする人は45%でしたが、障害があると答えた人は「子どもなど家族の世話」を一番に挙げ、つぎに「自分のために使える経済的余裕がない」と答えています。

今後受けたいと思う社外キャリア教育では、民間団体・企業・自治体主催の講座、大学(院)聴講生・研究生・編入学などを挙げて、より専門的な知識を得られる機会を望んでいることが分かりました。

これらの結果から考えても、家庭や学校教育において男女平等・人権教育を徹底させてジェンダーバイヤスを取り除く努力をしなければなりません。それには、教師側の意識改革も重要です。また、子育て・介護支援制度の充実により十分なキャリア教育が受けられる工夫も重要です。さらに、再雇用制度の充実により高齢者にも能力発揮の機会を提供できるような労働形態の多様化を進めたいものです。企業内教育も企業主導型から脱却すべき時期にきています。

それには、日本においてもキャリア教育の定義づけを行い、女性が自分の生き方や職業を自ら選択できる能力の開発と環境整備が急務です。女性のエンパワーメントに資するために、今後も女性施策に提言していきたいと強く感じています。

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９７．６．１７　　司会・議事録／小宮山

出席者：村松　柴崎　斉藤　羽後　中嶋　小宮山　関口　若林　荒井　鈴木　緒方　津和　柳瀬　ゆのまえ　及位（敬称略・順不同）

１．シンポジウム関係

・Ｔシャツ販売／若林、申し込み者はサイズを明記のこと（Ｍ・Ｌ・ＬＬ）テレフォンカード販売／大角担当、各1000円。

・ムーブからの報告／チケット900枚以上配布(内、申し込みは206名＋東京分)

・大沢真理さんからの提案／行政改革をにらみ、総理府に要望書をアピールする。

・シンポジウム報告書は北九州で担当。９月に発行予定。費用は全体の会計の中で。

２．男女共同参画審議会報告

・基本部会と女性に対する暴力部会の２本立。

・総会は７月開催で公開。

・審議委員は女性15名、男性10名。（初めてクオーター制）。会長は岩尾寿美子さん。

３．７月全体定例会は29日（火）に変更

---

### 6月16日（月）世話人会報告／小宮山

１．シンポジウム関連／・Ｔシャツ、テレフォンカード各１０００枚作成。シンポジウムの翌日払い、販売に努力。・参画室に対する要望書のフォーム作成中

２．事務所開設に関する会計中間報告／コピー機、パソコンなど世話人中心に寄付とカンパで備えた。が敷金礼金など支出も有り、会員に寄付カンパをさらに呼びかける。

３．財務中間報告／今年度会費未納者多、ニューズレターに振替用紙を同封、納入を催促。

４．報告書進行状況／シンポ前に1000部印刷定価1000円。タイトル「ポスト北京-理論から行動へ」北京ＪＡＣレポートNo.1とする。

５．規約案検討／目的に政策提言を明記。総会、代表世話人会、全体定例会など検討。役員任期、役割などさらに検討。

６．北京ＪＡＣロゴ。カラーは未決定。

７．次回世話人会は7月28日(月)、全体会は29日(火)に変更。規約承認の臨時総会を東京報告会9月28日(日)終了後に開催する。

---

### □次回全体定例会議題□

日　時　７月29日(火)6:30pm

会　場　東京ウイメンズプラザ第2会議室Ａ

議　題　１．シンポジウムの反省

　　２．東京報告会について

　　３．規約の検討

---

### 女性に対する暴力防止法研究会

日　時　７月22日(火)6:30pm

会　場　渋谷女性センター・アイリス

テーマ　「暴力防止法の現行法から学ぶ」(仮称)という内容のパンフレットを作成、ぜひ参加してください

●シンポジウム参加者宿泊先一覧●

＊北京ＪＡＣと言ってチェックインのこと

12日昼食弁当/申込者はロビーで受け取る。

12日交流会/申込者はロビーでチケットを受け取る。

■厚生年金会館☎093-592-5401/7.11→小宮山、中西、羽後、伊藤るり

■ガーデンホテル柴川☎093-531-5531/7.12→黒見、成田、十鳥、山本、田山

■小倉ホテル☎093-531-1151/7.11→永井、関

7.12→緒方、関口、船橋、小宮山、根岸、大角、柳瀬、橋本、伊藤淳子、渡辺和子、森、羽後、永井、緒方、韓、武者小路、若林、高橋、加藤、堀口、杉内、中村、早船、下川智、松本ゆい子、円、大沢、原、時實、森屋、葉陵陵、佐藤サカエ、市川、山崎、清水、弥重、小川、渡辺明美、村松、鈴木、中嶋、斉藤、向後、石川、田中、ゆのまえ、西澤、松本玲子、柴崎、田中篤子、大場、伊藤るり、丸岡、片岡、関、久保、大西、塩沢、鬼頭、深見、下川かずえ、IlseLenz、村越、小川、

■リーガロイヤル/7.12→ガートルード・モンゲラ、荒井

## 事務局ニュース

### １９９７年度会費納入者リスト

赤石千衣子、阿部貴美子、安楽いく、伊波美智子、伊藤るり、大角隆子、大沢真理、森本由美、平田洋子、弥重節子、竹内百重、井上輝子、林弘子、荒堀憲二、石川美和子、内山良子、緒方由美子、奥山妙子、大谷（横浜女性フォーラム）、尾崎薫、梶本玲子、北口学、向後紀代美、小玉美意子、小林佳子、小松満貴子、駒野陽子、小宮山洋子、坂井隆之、佐藤和子、鈴倉むつ子、佐伯律子、山崎栄生、清水純子、根岸毅、篠崎正美、庄山則子、杉内一成、鈴木広子、関口悦子、高橋克子、田尻モト子、建石敦子、田中篤子、筒井美保子、津和慶子、堂本暁子、永井よし子、中村振子、中山慶恵子、西川けい子、西澤浩美、橋本ヒロ子、羽後静子、原ひろ子、藤田美恵子、藤原千沙、船橋邦子、古橋エツ子、松本椎子、松本玲子、松山タツ子、円より子、三隅佳子、宮崎冴子、宮本節子、向井通江、村松泰子、森玲子、矢沢澄子、谷田沢典子、柳瀬朋子、柳瀬満利子、山下泰子、吉田俊吾、若林冴子、古手川美子、柳堀素雅子、伊藤淳子、市場留美、米本ジュンコ、宮坂洋子、吉田祥子、野口真理子

＊6／25現在、行き違いの節はご容赦下さい。

### 会費未納の方へ

１９９７年度会費未納の方は、大至急、お振り込みください。●郵便口座番号／００２５０－７－６６４２６（北京ＪＡＣ事務局）●銀行口座／東京三菱銀行戸塚支店・普通預金・０６４４８５２（北京ＪＡＣ事務局・羽後静子）

### ■ 北京ＪＡＣカレンダー ■

**■7月■**

3日(木)4:00pm　渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター11号印刷発送、北京ＪＡＣ報告書発行

12日(土)～13日(日) 北九州市女性センター「ムーブ」/北京ＪＡＣ第2回シンポジウム

22日(火)6:30pm　渋谷女性センター・アイリス/暴力防止法研究会-パンフレット「暴力防止法の現行法から学ぶ」(仮称)作成。

＊協力してくれるはぜひ参加してください。

28日(月)6:30pm 事務所/代表世話人会

29日(火)6:30PM　東京ウイメンズ・プラザ第2会議室Ａ/定例全体会

＊変更になりましたのでご注意ください。

**■9月■**

4日(木)4:00pm　渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター12号印刷発送

16日(火)6:30pm　渋谷女性センター・アイリス/全体定例会

**8月の全体定例会・ニューズレターはお休みです。そのほかの会合に関しては、決まり次第関係者に別途連絡します。**

北京JAC第11号　1997年7月1日発行
代表世話人：荒井佐念子　大角隆子　小宮山洋子　関口悦子　篠崎正美　羽後静子　船橋邦子　三隅佳子　武者小路公秀　柳瀬満利子　山下泰子　若林冴子(50音順)
編集・発行　北京JAC事務局　発行責任者：荒井佐念子　編集責任者：羽後静子
編集委員：高橋克子　緒方由美子　奥山妙子　大角隆子　新井場貞子　若林冴子　西川けい子　西澤浩美　柳瀬満利子　(50音順)
〒150　東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナB207　北京JAC　TEL&FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC 第12号

'Beijing Japan Accountability Caucus 9月号 1997年9月1日発行

北京女性会議2周年

## 第2回 シンポジウムについて

三隅 佳子

熱気あふれた北京女性会議から2年、「北京JAC」は、採択された「行動綱領」の実現を目指して、政策提言型全国ネットワークとして学習と活動を続けてきました。

今年7月12~13日に開催した第2回シンポジウム「私の行動が日本を変える－あなたの行動が世界を変える」もその一環です。昨年の第1回シンポジウムが東京で行われたことから、第2回は地方でということになり、地域コーカスとして一番早く発足した「北京JAC九州・山口・沖縄」が引き受けることになりました。これまで北九州が事務局を担当してきた経緯から、会場は北九州市立女性センター「ムーブ」を用い、約900人が参加し、真剣な討議が繰り広げられました。

運営については、東京との連携を図り、北京JACとして開催することを念頭に、東京で実行委員会を、九州・山口・沖縄の参加各団体代表者で運営委員会を結成しました。全体会第1部「国連へのロビイング、アジアとのネットワーク」および第2部「2000年プランへの提言－問題提起」を東京で担当、第3部の14のワークショップを九州・山口・沖縄で担当運営しました。外務省や総理府からも来賓として参加していただき、GO、NGOの連携も出来たと思います。

さらに北九州市から北京世界会議NGOフォーラムに参加した人を中心に「地元の会」を作り、準備を整える役を務めました。運営委員会は土曜か日曜に、地元の会は夜に開き大変でしたが、この活動を通してネットワークと活動の輪が広がった成果は大きいものがあります。今後の発展が期待されることと大です。

今回のシンポジウムの特徴は東京との役割分担で、先ず、国際的、国内的な動向を東京がおさえ、地域が中心となって行動綱領の12の重大問題領域に添って14のワークショップを行いました。それぞれに工夫された参加型ワークショップ、寸劇、VTRの上映、パネル討議など内容の濃いものが多く、成功と言えます。

次に、地域コーカス総会を行ったことも特徴です。第1回シンポジウムでは、7つの地域コーカスの活動をとりまとめ一覧表にし、配布説明のみでしたが、今回初めて北から南まで9つの地域コーカスの代表が顔を合わせ、報告し抱負を語り、また会場と活発な意見交換をすることが出来ました。地域コーカスは今後更に広がる気配があり、嬉しいことです。

3番目の特徴は、行政改革会議の8月の集中審議に向けて、ナショナルマシーナリーの強化充実、首相直属の機関として設置することを求める要望書を決議し、賛同者名簿を添えて、内閣総理大臣、官房長官宛に要望書を提出したことです。

今、日本の経済社会が歴史的転換を迫られている中、男女共同参画の実現、地球規模の諸問題の解決に向けて、少しづつ力をつけてきた北京JACも、活動の継続と発展を考えたいと思います。最後に行き届かなかった点をおわびし、遠路参加して下さった多くの方に心から感謝申し上げます。

北京JAC九州・山口・沖縄

世話人 三隅 佳子

# シンポジウムとその後の北京ＪＡＣの活動

小宮山洋子

7月12日（土）13日（日）の両日、北九州市の女性センター「ムーブ」で、第2回の北京ＪＡＣのシンポジウムを行い、皆様の努力のおかげで、全国から、約900人が集まり、それだけでも、すばらしいことだと、実行委員長として、心から感謝している。特に大雨続きという悪条件の中、かけつけてくれた九州の実行委員の方々、参加者の皆さんには、頭がさがる思いがした。

今回は、実行委員会形式で、東京と北九州で連絡をとりあいながら進めた。ムーブ月間で、会場費がかからなかったことや、ポスターをデザインしてくださった、山下勇三さんのご好意で、そのデザインをいかしたTシャツとテレフォンカードを作り、資金面でも、皆のアイディアで、やりくりできた。

シンポジウムは、行動綱領・ビジョン・2000年プラン実現のために何をすべきかというパネルディスカッションの第一部から、14のテーマごとの分科会の問題提起、交流会をはさんで、各部屋に別れての分科会と盛りだくさんな1日目。時間配分などを、だいぶ心配したが時間になると最前列の係から、パトカーの点滅ランプのような赤いランプの合図があり、それに従って、とどこおりなく進み、やればできるという感じだった。分科会の部屋割も、事前の予想どおり、ぴったりだった。

分科会でまとまったことを、何とか、用意した宣言の他にまとめようということになり、政府そして自治体が行う施策、私たちの活動目標を、それぞれ1行ずつにまとめて出してもらい「私たちがつくる2000年プラン」として、夜中に、とりあえずまとめた。これは、この後、徐々に、ねりあげていきたい。

2日目は、せっかく討議した分科会の内容を皆で共有するための14の分科会の報告があり、その後、各地の地方コーカスの代表による地域のネットワークをより強めるための話し合いが行われた。現在の9つの地域に加え、会場から長野や群馬でも立ちあげたいという声があり、うれしかった。

シンポジウムが、ちょうど行革論議の最中ということもあり、第一部のパネリストでもあった大沢真理さんが、「男女共同参画推進体制の強化にかんする要望書」を作ってくれて、それへの署名を集めた。内容は、◆男女共同参画室を発展させた組織を、内閣総理大臣直属の機関として置き、男女共同参画に関連する施策の総合調整を行わせること。◆各省の男女共同参画を担当する部署の充実を図り、上記機関とのネットワークを構築することにより、男女共同参画社会の実現を加速すること。の2点。

1日目にしか呼びかけなかったことや運営に追われたことなどから、署名は265人分であったことに反省はあるが、各地・各団体からの厚みはあり、その署名を有効にいかすためにシンポジウムの直後から走りまわることになった。総理大臣には、7月29日に参画室の名取室長に面会し、渡してもらった。また、女性問題担当大臣であり、行革の責任大臣でもある武藤総務庁長官には、8月8日に数人のメンバーとともに直接面会して手渡した。その他、行革会議のメンバー全員と各政党の女性問題担当の責任者に要望書とその趣旨、署名のリストを送った。

この活動は、新聞の行革の記事にもＮＧＯの動きとして北京ＪＡＣの名前があがることにも結びついている。今回の実感と今後への糧としては、北京ＪＡＣは体制作りをしながら、必要な政策提言をしてきたが、全国にこれだけ広がり、対外的にも活動を強めるには責任体制の明確化が不可欠である。規約作りを急ぎ、ＮＰＯ法の成立もにらみながら組織を整えることが、更なる飛躍のために必要だ。

## 北京ＪＡＣの全国的ネットワークで

# この秋、地元議員、議会へ民法改正の請願を！

松崎百合子（婚外子差別をなくし戸籍制度を考える会＝ここの会）

■民主党案、６月国会審議

５年の審議を経て内閣法制審議会は、昨年２月民法改正の答申を出しましたが、昨年は国会上程さえできませんでした。本年の通常国会では、３月に民主党案、６月に社民党とさきがけ案、平成会有志案が議員立法として上程。会期末で３案とも廃案になったものの、６月１１日に民主党案が衆議院で審議入りしました。１３日には、賛成派として福島瑞穂さん（弁護士）と熊崎清子さん（連合）、反対派として長谷川三千子氏（埼玉大教授）と篠木利津子氏（会社社長）を参考人として、公聴会が開かれました。選択的夫婦別姓と婚外子差別の撤廃について、　　具体的に論議され、成立へ弾みがつきました。

■三度目の正直！次は超党派で改正を！

ホップ・ステップ・ジャンプで、次の通常国会では必ず実現したいものです。

民法改正は、昨年７月に発表された「男女共同参画ビジョン」の「性別による偏りのない社会システムの構築」として「取組」の第１に上げられています。北京ＪＡＣの「２０００年プラン」でも「選択的夫婦別姓と婚外子差別撤廃の実現」が詠われました。男女平等への最初のハードルとも言えます。

あと一歩の国会成立のためには、第２回シンポジウムでも盛り上がったように、党派を超えて一人でも多くの議員を、賛成に説得することが大切と思います。北京ＪＡＣの全国ネットワークの強みを活かして、各地域コーカス、参加団体、個人で、***①地元選出国会議員議員への働きかけ（ハガキ、ＦＡＸ、面会等）、②県、市町村議会への請願、をぜひ行ないましょう。***

■個人の尊重と両性の平等を

なぜ民法改正が必要かというと、私はまず女性を無能力者と規定してきた「家父長制」をゆるがすためと思います。

「家破れて氏と戸籍あり」と言われたように、戦後改革において家制度の解体は不十分でした。夫婦同姓制は、法律婚の９８％が夫の姓を選ぶ結果となり「嫁して夫の家に入る」と同様の女性の従属をもたらしていないでしょうか。結婚における平等や個人の尊重を阻み、家事労働負担のアンバランス、雇用の不平等や、世帯主や子どもの保護者名は男性というように、社会のあらゆる場における男性優位の要因になっていないでしょうか。

また婚外子差別の撤廃は、「子どの権利条約」や９３年の国連勧告のように、子どもの人権問題として緊急です。同時に婚外子差別も、家父長制の産物です。男性との法的関係によって女性が産んだ子を差別するもので、男性中心の制度。女性から見たら結婚届けを出していようといまいと子どもはどの子も大切です。女性の性と生殖の権利からももう待てません。

***北京ＪＡＣの全国津々浦々のパワーで、議員、議会へロビー活動致しましょう！***

**ご参加ください！！**
**9月28日（日）12時会場　12時30分開演**
**東京ウイメンズプラザホール**

## 北京世界女性会議2周年記念シンポジウム・報告会
## 「男女共同参画は、変革と創造の『鍵』」

おかげさまで、北九州市でのシンポジウムは、900 名を超える参加者とともに活気ある討論を行うことができました。
さて、そのシンポジウムの報告と「行改と女性政策」をテーマにしたパネルデスカッションが、今度の集会の2大テーマです。（別紙チラシを参照）

第1部は、第2回北京 JAC シンポジウム報告－私たちがつくる2000年プランーまずは、ビデオによる報告から始まります。
北九州市女性センター「ムーブ」での活気ある参加者の様子や、第1部のパネルデスカッションや全体会議などのダイジェスト版をお楽しみください。
続いて、14のテーマの分科会報告と地域コーカス活動報告、地域コーカスの方々は、北九州に続いてまた遠方から一堂にお集まりいただけることになりました。14の分科会報告は、それぞれのテーマでどのような議論がでたかを踏まえ、最新の情報や動きが簡潔にわかり、多岐にわたる行動綱領を網羅的にカバーする内容です。
行動綱領の日本における状況や課題また各地域での活動内容が1度にわかるという、これが北京 JAC のネットワークの強みです。

第2部は、新しい企画で「行革と女性政策」。コーディネーターは、男女共同参画審議会委員でもある大沢真理（東京大学）さん、パネリストは、前審議会で「ビジョン」をまとめられ、ヨーロッパのナショナルマシナリーのしくみなどにも詳しい利谷信義（お茶の水女子大学）さん、労働問題を中心に幅広く女性問題に取り組んでいる弁護士の中野麻美さん、アジアのナショナルマシナリーに詳しく、行政出身の橋本ヒロ子（十文字女子大学）さんです。
橋本6大行政改革のなかで、女性政策は、どうなるのか、また男女共同参画室の行方は？ などなど今後戦略を考える上で重要なポイントを話し合っていただき、今後の活動の参考にしたいと思います。

資料は、この日のために北京JAC九州・山口・沖縄が大急ぎで編集した北九州市でのシンポジウム報告書が完成予定です。（7月シンポ当日のプログラムや報告レジュメなども載っています。）14の各分科会が最後にまとめた提言「わたしたちのつくる2000年プラン」や緊急決議、集会宣言なども配布予定。北京JAC第1次レポートも、好評発売中です。お早めに！

## 沖縄でも創ろう！ そうしよう！

基地・軍隊を許さない行動する女たちの会　　桑江テル子

「北京ジャックって何」という会話も交じる、とても不十分な準備期間の取り組みでしたが、メインテーマ「私の行動が日本を変える－あなたの行動が世界を変える」がひとりひとりの心を突き動かしたのか、主要なメンバーは那覇市議選挙投票日で、身動き取れない状態だったのに、沖縄から９名が自主参加することが出来ました。うち７名は95年の北京会議参加者でした。

沖縄うない（方言で姉妹のこと）にとって北京会議は、①少女事件後の間髪を入れない立ち上がりを可能にし、その連帯と力を培ったこと。②基地・軍隊の構造的暴力を根源から問う運動を生み出した。③人権の視点から世界の女性たちとナットワークを実現した…など、歴史的に大きな意義を持ちます。

だから、全国のうないたちが、それぞれの地で同じ思いで取り組んでいることを、交流交換しあう喜びは、たまらないくらいわくわくするものでした。

パワーにあふれたパネリストたちの言葉に「そうなんだよ、それだよね」と共感したし、総理府の報告や問題提起には、いまいち歯がゆさを覚えました。

「女性と暴力３『基地と女性』」分科会は沖縄の「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の運動と、大分日生台・ふくろうの会の報告を中心に、23名が約90分の討論をしました。沖縄戦-占領下-米軍支配下-日本復帰後の、軍隊による打ち続く人権侵害を十分把握し、今後の対応を確認するには余りにも短い２時間！でも女性たちはその知恵と団結で、「政府・自治体への要望」「女性たち自らの運動の課題」をまとめました。

沖縄でも北京ＪＡＣを創ろういやもっと良い名前を…行動綱領の精神を足下で活かすために、動き始めています。

---

第３回男女共同参画室審議会の開催について（お知らせ）

平成９年８月25日　　総理府男女共同参画室

日時:平成９年９月22日(月)３～５pm

会場:総理府講堂

（千代田区永田町1-6-1）

議題(予定):

(1)各部会の開催状況について

(2)平成10年度男女共同参画推進関係予算概算要求について

(3)その他

会合は公開で行われます。

◇傍聴希望申し込み方法／

往復はがきに「第３回男女共同参画審議会の傍聴希望」と明記し、住所、氏名、（団体名併記）、連絡先電話番号を明記、返信はがきにあて先を明記。

◇締め切り／９月10日(水)必着

◇申し込み先／〒100 千代田区永田町1-6-1 総理府男女共同参画室企画担当

◇一人一通。多数の場合は抽選。９月12日までに投函予定。

収支一覧(8/24現在)

A. 収入の部

| 費目 | 入金額 |
|---|---|
| 参加券売上 | 955,000 |
| 交流会売上 | 1,280,000 |
| テレカ売上 | 1,233,000 |
| Tシャツ売上 | 721,000 |
| 送料分 | 1,650 |
| ムーブ補助金 | 150,000 |
| レトロ協賛金 | 100,000 |
| 未回収分テレカ収入 | 55,000 |
| 振込手数料 | 430 |
| 売上寄付(鹿児島、宇部)他 | 23,000 |
| 入金計 | 4,519,080 |
| | |
| 未回収金 | |
| 参加券売上 | 0 |
| 交流会売上 | 0 |
| テレカ売上 | 60,000 |
| Tシャツ売上 | 0 |
| 未回収金計 | 60,000 |
| 未計上金(東京分(テレカ500、Tシャツ200)) | 700,000 |
| | |
| 総収入(予定) | 5,279,080 |

B. 支出の部

| 費目 | |
|---|---|
| テレカ制作費 | 1,251,000 |
| Tシャツ制作費 | 510,000 |
| ポスター印刷費 | 187,950 |
| プログラム制作費 | 127,980 |
| ビデオ制作編集費 | 121,000 |
| 交流会費、12日夜、前夜祭 | 1,170,669 |
| 反省会(地元の会、運営委員会) | 200,000 |
| 花、場所代、太鼓等 | 64,888 |
| 看板 | 100,000 |
| 写真、ビデオテープなど | 83,657 |
| 人件費(東京分含む) | 329,404 |
| 文具、紙代など | 47,822 |
| 送料 | 50,408 |
| 振込代金、補助事務員買物交通費 | 5,375 |
| 返却(台風による交流会欠席半額) | 2,000 |
| 計 | 4,252,153 |

| 今後の支出予定 | |
|---|---|
| 報告書 | 300,000 |
| | |
| 総支出(予定) | 4,552,153 |
| | |
| 差引残高(予定) | 726,927 |

注:

以上は北京JAC九州・山口・沖縄での扱い分です。

招待者旅費など東京の支出分は含まれていません。

東京も合わせた最終的な会計は9月28日のシンポジウム報告会終了後になります。

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９７．７．２９　　司会／小宮山　　議事録／羽後

出席者：石川　杉浦　伊藤　鈴木　緒方　柳瀬　坂井　中嶋　大川　伊藤　関口　赤石　柴崎　津和　ゆのまえ　大角　斉藤　羽後　小宮山

１．第２回シンポジウム報告／小宮山

シンポジウムは悪天候にもかかわらず、９００名以上の参加があり、大盛況であった。秋の行革に向けて、男女共同参画室の強化などの緊急決議、集会宣言を採択。また、１４の分科会のまとめとして「私たちの２０００年プラン」を作成した。本日、緊急決議の要望書と署名コピーを総理大臣あてに、名取はにわ男女共同参画室長に手渡した。８月８日に、総務庁長官へも面会の予定である。

２．シンポジウム参加者の感想やコメント。ネットワークの強化、「私たちがつくる2000年プラン」の今後の計画などが話し合われた。

## 代表世話人会報告

１９９７．７．２８

１．第２回シンポジウム報告

◇全体としての報告／小宮山・三隅

◇行革への要望書署名について

総理には７月２９日に男女共同参画室の名取室長に会い、参画室を通して渡してもらう。総務庁長官には８月８日１１時に直接手渡す。

２．９月２８日の報告会について

北九州でのシンポジウム実行委員が、引き続き任に当たる。世話人へはＦＡＸで連絡。

３．規約案検討（前回に引き続き）

◇役員について／代表、副代表各１名をおく。

◇代表世話人会は世話人会とする。

◇財務については、世話人会に財務担当をおき、予算・決算・基金への応募など財務基盤確保を役目とする。日常の出納は、事務局に庶務とならんで会計をおく。

◇施行は１９９８年１月１日

４．規約の承認

１０月２１日の全体会で承認をうける。

５．ＪＡＣのロゴについて

鳥をデザインしたロゴは原則黒で、必要に応じて色をつける。"BEIGING"は後に移動、お礼をして自由に使用できるようにする。

６．北京ＪＡＣ案内書「活動目標の①、女性省の設置（女性の担当大臣任命、男女共同参画審議会の完全情報公開などを含む）について／今回の行革についての要望でも「国内本部機構の強化」としているので、表現の改正を検討していく。　　文責・小宮山

＊　＊　＊　＊

### ☐ 次回全体定例会議題 ☐

日　時　９月16日(火)6:30pm～

会　場　渋谷女性センター・アイリス

議　題　１．９月28日シンポジウムについて
　　パネリストは必ずご出席下さい。
　　２．そのほか

### シンポジウム

**キャンパス・セクシャル・ハラスメント・ネットワーク主催公開シンポジウム**

日　時　９月14日(日)1:00～5:00pm

会　場　ウィングス京都

参加費　1000円

プログラム　◇裁判から/小野裁判・小野和子裁判支援・乾晴美ほか◇実態調査/調査報告・渡辺和子、石本清英ほか◇対策・取組/高知大の例・菊地るみ子、名古屋大の例・北仲千里、高島智世ほか◇セクシュアル・ハラスメント・ネットワーク/戒能民江ほか

## 事務局ニュース

### 1997年度会費納入者一覧（前号掲載以降）

柴崎温子　藤原千沙　目黒依子　山崎捷子　伊藤千鶴子　佐藤文子　時実達枝　村岡洋子　深見玲子　矢澤乃里子　戒能民江　富岡恵美子　越野誠子　中村道子　田中篤子　中嶋里美　奥村和子　松本めぐみ　高嶋紀子　米田真澄　大橋秀子　金井淑子　田中和子　黒田かをり　高原とみ子　新井場貞子　海老原隆一　グループNO．SH（北村）　弥重節子　武井良子　牛山真智子　田中礼子　中田美子　徳茂万知子　天野清子　立島陽子　清水澄子　山下威二　森屋裕子　福島稔子　土山ちよ子　山崎捷子　斉藤ひとみ　保坂恵美子　佐久間米子　渡辺光子　　8月25日現在

（行き違いの節はご容赦ください）

### 北京JAC第1次報告書

「北京JACレポートNo.1 ポスト北京-理論から行動へ」

遅くなりましたが7月初旬に1000冊を刊行しました。ご執筆者をはじめ、沢山の方々のご協力に深く感謝いたします。第2回シンポジウムでは約500冊をお求めいただきました。その後も、おかげさまで好評な売れ行きを示しています。まだ、お求めでない方は、ぜひ、お早めにお申し込みください。

一部1000円　送料一部390円

お申し込みいただきますと、折り返し郵便振替用紙を同封の上、郵送いたします。

また、東京三省堂など有名書店、大学生協などでも販売しています。

### 北京JACカレンダー

■9月■

4日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター12号印刷発送

12日(金)6:30pm 事務所/シンポ実行委員会

15日(月)6:30pm 事務所/代表世話人会

16日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/全体定例会

24日(水)6:30pm 事務所/シンポ実行委員会

28日(日)0:30pm 東京ウィメンズプラザホール/北京世界女性会議2周年記念シンポジウム・報告会/懇親会

■10月■

9日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター13号印刷発行

※シンポの日程上、第2週木曜日に発行の予定

21日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/臨時総会

### 会費未納の方へ

大至急お振り込み下さい。

郵便振替番号／00250－7－66426

北京JAC事務局

銀行口座／東京三菱銀行・普通預金

0644852

北京JAC事務局・羽後静子

北京JAC第12号　1997年9月1日発行

代表世話人：荒井佐和子　大角隆子　小宮山洋子　関口悦子　篠崎正美　羽後静子　船橋邦子　三関佳子　武者小路公秀　柳瀬満利子　山下泰子　若林冴子(50音順)

編集・発行　北京JAC事務局　発行責任者：荒井佐和子　編集責任者：羽後静子

編集委員：高橋克子　緒方由美子　奥山妙子　大角隆子　新井場貞子　若林冴子　西川けい子　西澤浩美　柳瀬満利子　(50音順)

〒150　東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナB207　北京JAC　TEL&FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク
マンスリー 北京JAC 第13号
Beijing Japan Accountability Caucus 10月号 1997年10月1日発行

【報　告】

北京世界女性会議２周年記念シンポジウム・報告会

# 「男女共同参画は、変革と創造の『鍵』」

９月28日、東京ウィメンズ・プラザで開催された北京女性会議２周年記念シンポジウム・報告会は、おかげさまで、満員御礼。朝日、毎日、読売、日経、共同通信を始め、女性ニュースや、ふぇみんなど各マスコミにお知らせが掲載されたので、事務局への事前の問いあわせや申し込みも多かった。参加者は、九州から、北海道まで、NGOのみならず、地方行政担当者や、地方議会議員など女性行政専門家も多く、参加者は、熱心に北九州シンポの討議報告や、「行政改革と女性政策」の議論を聞き入っていた。

第１部北九州シンポジウムの報告については、北京JAC九州・山口・沖縄が制作した１５分ビデオが、臨場感あふれる当日の熱気を再現、簡潔に討議内容をまとめていて好評だった。(その後、貸し出し希望者が何件かあったので、教材用に貸し出すことになりました。希望者は、事務局までにご連絡ください。) さらに、北九州とほぼ同じ、テーマコーカス、地域コーカス責任者がずらりと勢揃いして報告、参加者から、贅沢な顔ぶれで充実した内容のシンポであったいう感想が多かった（第１部については、北京JAC九州・山口・沖縄事務局が報告会に間に合わせて緊急出版した報告書を参照してください)。(羽後)

## 第２部　パネルデスカッション　「行革と女性政策」

橋本内閣の掲げた六大改革（行政・金融システム・経済構造・社会構造・社会保障・財政構造・教育)。構造改革：規制緩和による変化は、ナショナル・マシーナリーや女性政策、女性の働き方にも大きな影響を与えます。このシンポジウムでは、「行革」と女性政策との関連を、ジェンダーの視点から検討してどのような影響があるのか、ジェンダーフリーな社会を目指すには、どのような社会保障・経済構造改革が望ましいのかについて、４人のパネリストから、今後への展望も含めてお話を伺いました。状況は楽観できないものの、好機とする契機は十分にあるという力強い方向性も示されました（当日配布のプログラムに、各パネリストのレジメが収録されています)。

### 橋本六大改革とジェンダー

大沢　真理（東京大学）

**1　橋本龍太郎内閣の行革**

・1996年６月ー推進本部が橋本行革の基本方針とりまとめ。96年10月ー自民党が単独内閣の誕生。「単なる行革ではなく五大改革」。教育改革を加えて、六大（行政、金融、経済構造、社会保障、財政構造）改革に。

・97年ー財政構造改革会議の提言とりまとめ。行革会議がただいまフル回転中。

・社会保障・経済構造改革の面で、ジェンダーに関する影響が多大(北九州シンポジウムの資

料p15参照)。

2　六大構造改革と男女共同参画との関係

・首相は、男女共同参画審議会の第一回会合などで、「日本社会の変革と創造にとって、「男女共同参画は大きな鍵、柱になる」と明言。

・9月3日、行革会議の中間報告提出。総合調整の主なものとして男女共同参画を挙げる。

3　行革の背景と方向

・93年夏の細川内閣以降、財界からの行革推進圧力が強くなる。96年選挙以降、圧力は具体的な指示となる。背景には、「大競争(mega-competition)」の時代(ソ連、中国が資本主義社会に参加→資本主義社会人口の飛躍的な増大=経済のグローバル化)との認識がある。

・経営者側は、日本企業の高コスト体質に危機感・切迫感をもっている。

## 行政改革と女性政策ー『男女共同参画ビジョン』の立場から

利谷　信義　(お茶の水女子大学)

1　問題の所在

・女性政策は全政策に通底していると痛感。

・システムとしての男女共同参画社会をつくるためには、政策間の整合性が重要。各政策間の矛盾が見えてきたし、逆流もある。それが女性政策進展の産物とも言える。

・理念・問題意識の確認が必要。何のために女性政策があるのか。それを進めるには、行政の在り方はどのようであらねばならないか。縦割り行政の問題点が浮き彫りになってくる。

2　女性の人権の新たな段階に

・ビジョンでは女性の「人権」を確認した。

・1975年「国際女性年」ー大きな転換点。性別役割分業の否定と、ゴール・アンド・タイムテーブル(ゴールを設定し、タイムテーブルをつくり、進捗状況を報告する手法)の採用。

・三木内閣で行動計画を策定。その延長上に「ビジョン」や「2000年プラン」がある。これを橋頭堡とし、後退しないように歯止めが必要。

3　新たな推進体制を求めて

・基本法の制定を目指すー基本法:憲法と一般の法律の間に位置し、憲法をパラフレイズし、既存の法律をその理念に方向づけるもの。男女共同参画社会の理念を確立するためにも必要。

4　国内行動計画(=行政の計画)

・行政のみならず、立法・司法に対する拘束とし、国民一般に広めよう。

## 国連及びアジアの一部の国における行革と女性政策

橋本　ヒロ子(十文字学園女子大学)

1　女性政策とは、エンジェンダー(ジェンダーの視点を取り入れること)。

・六大改革全体にジェンダーの視点を取り入れることが必要。関係部局の事業を監視・モニタリングすることが重要となる。

2　国連の機構改革

・財政難による人員削減。ユニフェムと女性調査訓練所(INSTRAW)の統合計画がある一反対が大きい。DSW(婦人の地位委員会。女性差別撤廃委員会、世界女性会議の事務局を担当)にINSTRAWのフォーカルポイントを統合。

・フォーカルポイント　専門職:35%、管理職:25%。現状(96年6月現在):専門職全体で35.2%、管理職17.9%。前事務総長の約束で2000年までに50%。実現はかなり困難。いろんな数合わせをやっている。

3　アジアのナショナル・マシーナリーの例

・経済状況は厳しい(IMFからの借入れ返済のため構造調整を行っているので)。だが、北京会議に向けて充実強化してきた。人員配置は

日本は十数人。他の国：50～100人。
・フィリピン：女性の役割委員会NCRFW＝3部を5部に拡大。職員数97名。事業内容は（日本のような）女性向けの政策事業ではなく、政府の施策をエンジェンダーすること。
・マレーシア：女性問題部。他省庁のモニター機能あり。定員は増員されている。
・韓国：女性発展法を制定。グローバリゼイション特別委員会：特別報告書提出（女性のための中長期勧告を添付）

## 労働分野における規制緩和

中野麻美（弁護士）

### 1　経済の規制緩和

・労働条件の破壊につながる契機をはらむ。典型例が契約スチュワーデス制。当初100名が現在2500名に。日本航空一半分が契約社員に。仕事への対価を下げることでコスト減はかる。競争関係の激化一個人の責任で処理。性別、障害、家庭責任（子育て、介護）ハンデの矛盾を引き取らされる。その先端に女性がいる。職場のいじめ一自己犠牲のつらさを他に転嫁。女性へのセクハラ、男性へのいじめが起きている。新しい経済のフレームの用意されている時代には、新しい働き方を用意せねばならない。

### 2　経営者側の対応…「多様化」をはかる

・女性には…雇用柔軟型（家庭との両立をはかる。時間給勤務で）。男性には…基幹業務と専門業務。契約労働制・年俸制。
・法律の構造を変えようと議論　97年11月
アウトラインを審議会を通じて公表。来年の国会に上程される。

### 3　規制緩和の枠組み／フレーム

・労働時間一時間外勤務の割り増し賃金を減らす裁量労働制を拡大一労使のつばぜりあい。
・男女共通規制一人間的な労働を求めて、時間外労働時間の上限を設定一経営者側の反対。
・雇用のフレキシビリティ（労働契約を通じて）の進展。日本の労働法制には、障害、年齢のハンデなど、雇用形態を超えて適用される体系的な雇用平等立法がない。
・契約期間の変更一現行1年→3から5年に。技能が陳腐化すれば契約を終了できるとする。
・流動化：職業安定法、労働者派遣法の枠組みを変えよう（職種の制限を解く）としている。女性労働は。どうなるのだろうか？

---

大沢　徹底したコストの削減
教育改革一従来の画一的、平等の教育制度は高コスト→「個性の尊重」を。一部のエリートのみ養成すればよい。
利谷　各政策の問題点を創造的に市民の生活の場で検証することが必要。縦割行政のもとではなおざりにされがち。それをただすのが男女共同参画社会。
橋本　日本の教育水準は高等教育の先進国では低い方（女性は大学とはいっても短大が多いので）。地方自治体に希望がある。地方が変われば、日本も変わる。首長は直接選挙一住民の声が反映されうる。
フィリピン一アキノ大統領は委員会メンバーをすべてNGOに変えた（会場ため息）。現ラモス大統領はメンバーの半分を各省庁の事務次官に変えた。行政のエンジェンダーに役立つ。
中野　ニュージーランド一人権法を規制緩和と平行して作り、差別を徹底的に排除している。男が基準から、女を中心に。実権を握ろう。
大沢　女性に繊寄せがいく改革には整合性なし。21世紀にむけて豊かでゆとりある社会を目指す点は共通認識。だが、現在の改革の方法は、弱いところから手をつけていく。児童扶養手当の削減などは女性の多様なライフスタイル、自己決定に対する攻撃である。
利谷　「ビジョン」策定への関心の高さに力づけられた。提案のためにも、法識字の向上が必要。韓国では、女性の地位向上を公約にしないと大統領は当選しない。
大沢
人権・正義の観点から改革を考えること、それは資源や環境を大切にした持続可能な社会をつくることであり、もっとも経済効率にかなう社会の在りかたである。（了）

まとめ担当：奥山　妙子

# ＯＤＡ改革に向けて

北沢洋子（ＯＤＡ改革ＮＧＯ連絡会）

これまで途上国への開発援助（ＯＤＡ）は国際貢献という建前論、その実は貿易黒字への非難を躱すため、「聖域」とされてきた。しかし国内の圧力団体がないので、1998年度予算では一率10％削減ということになった。

**ＯＤＡ改革論議が出揃う**

そこで、各官庁と財界は、一斉に「ＯＤＡ改革」に向けた提言書や答申書を出したのであったが、その内実はそれぞれの権益と縄張りを守ることにあった。

例えば経団連はＯＤＡを民活すべきであるとしている。また日本には、他の先進国と違ってＯＤＡ専門の機関が１本化されておらず12省庁と 2機関にまたがってているが、その中の主要な外務、通産、経企庁が、にわかづくりの審議会を設けて、答申書を発表した。

当然のことながら、それらの内容は矛盾している。例えば、外務省は、円借款を減らして無償援助を増やすべきだと言い、経企庁は円借款を増やすべきだと言う。

しかしすべてに共通しているものもある。その第１は、ＯＤＡを国益に奉仕するものとする主張である。これはＯＤＡを日本の経済権益を守るという外交の武器としてとらえている。第２は、依然として、受取国の経済成長ためににＯＤＡを使う、つまりインフラ建設プロジェクトに充てるという考え方である

**ＮＧＯとの対話**

「ＯＤＡを改革するためのＮＧＯ連絡会」は、さる 9月 9日、外務省の「ＯＤＡ改革懇談会」の河合三良座長との対話を行なった。

この懇話会だけが、中間報告の段階にあり来年 1月に報告書が発表されることになっている。ＮＧＯの提言は、援助の政策と実施機関の一元化、住民参加と情報の公開などであるが、外務省及びその懇談会側とＮＧＯとの間に最も意見の分かれたところは、国益論と開発の理念をめぐる問題であった。

政府や財界の国益論にたいして、ＮＧＯの立場は明快である。それは「地球益」である

**経済成長が貧困の根絶か**

この問題は第２の「開発の理念」に関連している。長い間、ＯＤＡは途上国を工業化するために、港湾、道路、ダムなど産業インフラの建設に充てられるべきだとされてきた。しかしこの工業化政策は、ＧＮＰなどマクロ経済では成長したが、一方に南北間及び国内に貧富の格差と、13億人にのぼる絶対的貧困層を生みだした。

冷戦後国連は、環境や社会開発などグローバルなテーマについてのサミットを開き、21世紀に向けて貧困の根絶を最優先課題とすることに合意した。日本政府もこれら行動計画に合意にている。そこでＮＧＯ側は、貧困の根絶、ＷＩＤ、環境の保全など社会開発に、少なくともＯＤＡの50％を振り向けるべきだと主張した。ちなみにこの50％は、国連社会開発サミットの決議を受けて、世銀やアジア開発銀行がすでに打ちだしている数字である

**予算削減は女性と子どもにしわよせ**

このように日本企業の利益につながるインフラ建設が重視されていることは、２国間援助が優先されることになる。

そこでＯＤＡ予算が10％削減されると、結果としてＵＮＩＣＥＦ、ＵＮＨＣＲ、ＵＮＩＦＥＭ、ＵＮＤＰ、人口基金など国連機関への拠出金が40％あるいはそれに近く削られることになった。また最貧国にたいして無利子のローンを出している世銀のＩＤＡへの第12次増資も削られるだろう。

これは途上国の貧しい女性や子ども、難民などへのしわよせに他ならない。この連絡会には女性のＮＧＯの参加が少ない。連絡先はＰＡＲＣ　Tel: 03-3291-5901 越田まで

地域コーカス報告

## 北京ＪＡＣ長野の発足

市川律子

北京で開催された、第４回世界女性会議の「北京宣言と行動綱領」を実現するため行動する北京ＪＡＣの趣旨に賛同して、地域コーカスとして「北京ＪＡＣ長野」は、現在、設立総会に向けて準備を進めています。

８月に開かれた第１回世話人会では、今後の活動・会員募集・申し合わせ事項・事務局担当者等について話し合いました。

### 今後の活動

○北京ＪＡＣの活動に関する情報の伝達・事業に積極的に参加。
○研究会・シンポジウムの開催。
○国・県・地方自治体への政策提言。
○ニュースレターの発行。
○会員相互のネットワーク
○その他

### 北京ＪＡＣ長野 設立総会と記念講演

☆日　時　平成９年１１月３０日（日）
　　１：００ｐｍ～４：３０ｐｍ
☆会　場　長野県女性総合センター
☆記念講演
「２１世紀に向けて
　　北京ＪＡＣの目指すもの」
講師　羽後　静子北京ＪＡＣ事務局長
☆資料代　５００円
☆問い合わせ先／北京ＪＡＣ長野事務局
　ＴＥＬ　０２６７－６２－２６２８

事務局は下記のように決まりました。よろしくお願いします。
「北京ＪＡＣ長野」事務局　市川律子
〒３８４長野県佐久市野沢２８２－１
ＴＥＬ・ＦＡＸ０２６７－６２－２６２８

北京世界女性会議２周年記念シンポジウム・報告会

# 2周年シンポジウム会計収支

## A．収入の部

| 費目 | 入金額　円 |
|---|---|
| 北京ＪＡＣより | 200,000 |
| 8/24付報告済分費目省略 | 4,519,080 |
| 東京分報告シンポジウム参加券売上 | 174,000 |
| 交流会売上 | 161,000 |
| テレカ売上 | 500,000 |
| Ｔシャツ売上 | 126,000 |
| カンパ | 5,000 |
| 本の売上 | 12,000 |

| 収入 | 5,697,080 |
|---|---|

## B．支出の部

| 費目 | 支出額　円 |
|---|---|
| 8/24付報告済分費目省略 | 4,252,153 |
| 報告書 | 300,000 |
| 東京分チラシ・プログラム紙、印刷費 | 30,337 |
| 発送費 | 49,745 |
| 文書コピー | 2,280 |
| 招待者旅費 | 131,675 |
| 会場費 | 143,400 |
| 会場設営費、文具その他 | 39,919 |
| 交流会 | 210,000 |
| 人件費 | 98,400 |
| 備品 | 16,000 |
| 反省・打上 | 47,596 |
| 事務局通信費 | 40,000 |

| 支出 | 5,361,505 |
|---|---|

| 差引残高 | 335,575 |
|---|---|

注：

東京分Ｔシャツ在庫６６枚（運営ボランティアへ贈呈８枚分除く）は、今後売上の度北京ＪＡＣ会計へ算入する。

１０月２日以降の収支については北京ＪＡＣ会計に移行。

# 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９７．９．１６　　司会・議事録／小宮山

出席者：市川　村松　小宮山　羽後　横瀬　北沢　緒方　高橋　柴崎　関口　大川　伊藤　坂井　庄山　鈴木　小高根　大角

1．シンポジウム・東京報告会(9月28日)関係

・スケジュール／実行委員は10:00am第1会議室B集合。報告者は11:00am集合。

・分科会報告者／前列に着席。報告の時は全員舞台に着席。報告時間は５分。

・当日プログラム／開会12:30、閉会あいさつ16:30。その間の時間配分の確認。パネル・ディスカッション発表者持ち時間は10分。参加者には事前に質問表を配布し、回収して司会の大沢真理さんに渡す。

・集会宣言について。要旨／①行革の中での男女共同参画の推進、②基本法作成、③「私たちの２０００年プラン」。

関連してさまざまな意見が出された。(以下抜粋：行革や規制緩和に対して、男女共同参画室からは、何のコメントも出ていない→北京ＪＡＣから要求したらどうか。女性政策は各省がばらばらにやっている現状から脱皮するために、総合調整の力を求めたい。2000年プランは経済効果が強調されている。労働力政策と女性政策の関係をはっきりさせたい。ビジョン、行動計画など女性政策をやるといっても、何もされていない。少子化・高齢化において民営化の方向にして、女性労働力に期待するといった矛盾した政策であると指摘しなければ。今回の組閣に対する意見を出したいなど)

・北京ＪＡＣシンポ全体に対する意見／発表テーマが多肢にわたるため、散漫にならない工夫が必要→今回は第２部「行革と女性政策」を強調する。今後は国連のテーマ（１年４～５に絞っている）にあわせてはどうかとの意見もあり。

2．大脇議員秘書、小高根さんからのコメント。各省から予算が出てくる。直接官庁または議員経由で入手できる。女性関連の予算をあぶり出し、チェックする必要がある。→各コーカス今後の課題。

3．ＯＤＡ改革に向けての提言／北沢洋子さんの報告。本文参照。

**□次回全体定例会議題□**

日　時　10月21日(火)6:30pm
会　場　渋谷女性センター・アイリス
議　題　1.東京シンポジウムの報告および反省
　　2.規約について
　　3.そのほか

## シンポ記念グッズ テレカ完売！ Ｔシャツ販売中！

会員や参加者のご協力で、シンポ記念グッズは好調な売れ行きでした。おかげさまで、テレホンカードは東京報告会後に完売しました。Ｔシャツはまだ、６０枚ほど残っています。事務所に保管しておりますので、各地で北京ＪＡＣ関連の会合を開催する時などに、ご利用ください。ご一報くだされば、事務局よりお送りします。《1枚１０００円》

## 事務局ニュース

### １９９７年度会費納入者リスト

横浜女性協会(フォーラムよこはま) 渡辺和子 斉藤誠 木村久子 小野良子 山本ふさ 都丸千恵子 上田外茂子 伊藤瀧子 市川律子 北沢洋子 唐澤重子 9月末現在

行き違いの節はご容赦ください。

### ＊会員の皆様へ

「 －北京世界女性会議２周年－
全国ＮＧＯネットワーク
北京ＪＡＣ第２回シンポジウム
(北九州) 報告書」（５００円)

北京ＪＡＣ九州・山口・沖縄事務局のご尽力で充実した報告書が完成しました。９月２８日の東京報告会で配布いたしましたので、会員の皆様にも同封いたします。また、東京報告会のプログラムも同封いたします。ご高覧ください。（参加者・会費未納者は除く）

### ＊北九州シンポ報告書の販売

残部がありますので販売にも応じます。会員以外の方々に、ぜひご紹介ください。ご希望の方は、冊数、送り先住所氏名、ＴＥＬ・ＦＡＸ番号を明記の上、事務局までＦＡＸでお申し込みください。折り返し郵便振替用紙を同封の上、送付します。（郵送料もご負担願います）

### ■ 北京ＪＡＣカレンダー ■

■10月■

9日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター13号印刷発送

20日(月)6:30pm 事務所/代表世話人会

21日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/全体定例会

※先号で臨時総会としましたが、通常の定例会として開催します。

■11月■

6日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター14号印刷発送

18日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/全体定例会

### 会費未納の方へ

大至急下記へお振り込みください。

●郵便振替番号／
００２５０－７－６６４２６
(北京ＪＡＣ事務局)

●銀行口座／
東京三菱銀行戸塚支店・普通預金
０６４４８５２
(北京ＪＡＣ事務局)

北京JAC第13号 1997年10月1日発行
代表世話人：荒井佐知子 大角隆子 小宮山洋子 関口悦子 篠崎正美 羽後静子 船橋邦子 三隅佳子 武者小路公秀 柳瀬満利子 山下泰子 若林冴子(50音順)
編集・発行 北京JAC事務局 発行責任者：荒井佐知子 編集責任者：羽後静子
編集委員：高橋克子 緒方由美子 奥山妙子 大角隆子 新井場貞子 若林冴子 西川けい子 西澤浩美 柳瀬満利子 (50音順)
〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18 ビラ・モデルナB207 北京JAC TEL&FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC 第14号

Beijing Japan Accountability Caucus 月号 1997年11月1日発行

# 京都会議に参加しよう！

## －気候変動に関する国際連合枠組条約 第３回締約国会議＝ＣＯＰ３－

若林 冴子

12月１日から10日　京都国際会議場において開催される COP3 は日本で開催される国際会議としては，最大級のものと言えます。特に会期中並行して NGOフォーラムを開催することと，政府間会議にオブザーバーとして NGO が参加するという２つの事柄は，日本の NGO の力量が世界の注目を浴び，試される場となるわけです。

環境問題にとり組んでいる団体も，そうでない団体・個人も COP3 を成功させるために京都へ参加し，積極的な提言・意見を政府に届ける努力を惜しんではなりません。

### COP3 = 地球温暖化防止京都会議（通称）

1992年６月に開催されたリオの地球サミットにおいて日本を含む 155ヶ国が気候変動枠組条約に署名しました。しかし その内容は「途上国」と「先進工業国」の利害の対立により議論がまとまらず，削減目標の決定は具体化されず，「2000年までに排出量を1990年レベルに戻す」こととされました。

1995年３月にベルリンにおける第１回締約国会議では具体的削減目標を定める議定書の締約を1997年の COP3へ先送りする形となり議定書づくりのための筋道を定めた確約事項（ベルリンマンデート）が採決されました。

このような経緯を経て開催される京都会議への期待や意義深さを考える時，議長国としての日本の責任の大きさは測り知れません。

しかし10月６日発表された日本提案は５％削減であり，実質的には 2.5%の削減にすぎない内容と言われています。日本の95年実績は，90年比８％増とされる中で，2.5%削減案でよいものでしょうか。

### なぜ　地球温暖化が問題か

18世紀末から急激に増えはじめた温室効果ガスの排出量が，このまま増え続けると，地球の平均気温は 100年後には確実に２° C 以上上昇すると計算されています。「たかが２° C，　しかも 100年先のこと」と考えがちですが，一万年前の氷河期の平均気温が，現在より５° C 低かっただけであることを考えると，大変な異常現象なのです。

その影響は，海面上昇による国土の消失，台風や洪水の被害，降雪減少による水不足や渇水，地域的な集中豪雨，動植物の種の絶滅や穀物収量の激減，そしてマラリア等の伝染病や光化学スモッグの増加による健康障害等々，広範囲に及びます。

### ＮＧＯフォーラム

11月29日のポスターセッション，11月30日のエコーリレー自転車隊の到着を迎えてのイベントで始まり，12月１日から５会場に分散してシンポジウム，交流会，コンサート，ワークショップ等々の開催が予定されています。私の団体では，12月５・６日ワークショップを開き，５日の夜には「女性と環境」のテーマを予定しています。ぜひ御参加，ご発言ください。ＮＧＯフォーラムの情報が必要な方は　ＦＡＸ　045-782-3855　若林　へ

# キャンパス・セクシャル・ハラスメント シンポ報告

戒能民江（キャンパスＳＨ全国ネット事務局）

９月１４日、京都で初のキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国集会が開かれた。各地から１４０名余が参加し、大学など教育機関における現状と問題点を明らかにするとともに、問題解決のための方策について話し合った。同時に、「全国ネット」が設立され、問題解決をめざして大学を超えたネットワークがスタートすることになった。「全国ネット」は、昨年春のＪＡＩＣＯＷＳと愛知女性研究者の会共催のシンポで提起されたものである。シンポでは、裁判支援、実態調査および大学での取り組みについて報告が行われた。

大学におけるセクシュアル・ハラスメント（以下ＳＨ）問題が表面化したのは９３年の京大矢野事件以来だが、矢野事件では加害者側から被害者、支援者、弁護士を相手に名誉毀損訴訟が起こされ、被害者側が被告席に座らせられるという逆転現象が生じた。その後の鳴門教育大事件、秋田農業短大事件でも同様に加害者が名誉毀損訴訟を起こしており、被害者の提訴に対する威嚇効果を狙ったものと考えられる。

今年出された矢野裁判の京都地裁一審判決は、いずれも被害者側の主張をほぼ認めており、レイプとＳＨの真実性を承認した画期的なものである。一定期間継続して性被害にあっていた場合、なぜ逃げなかったのか、自分の意思ではないかと、被害者が一方的に責められる構造がある。だが、京都地裁判決は、加害者の支配下で継続せざるを得なかったのであり、加害者の権力を利用した性的強制であるというＳＨの構図を明らかにした。他方、被害者のプライバシー保護とセカンドレイプ防止の課題、カウンセラーなど専門家のサポートや支援グループの重要性が指摘された。

９５年「女性学教育ネットワーク」が実施した全国実態調査からも、あらゆる層の女性が大学でＳＨを受けていることがわかる。しかし、被害の多くは隠されたままであり、被害者が声をあげるのは想像以上に難しい。このような状況を打開するために、いくつかの大学では具体的な対応策が始まっている。高知大学では組合女性部の活動を全学的な取り組みに発展させ、相談窓口、調査委員会、女性の人権委員会を発足させた。また、名古屋大学では院生を中心とした学内ネットワーク活動で大学を動かし、学生便覧にＳＨの頁を設けさせた。名古屋大学ＳＨネットのホームページには１万件以上のアクセスがあり、電子メールでの相談が各地から寄せられている。高知大学の窓口も同様であり、このような動きが全国ネット設立のきっかけとなった。

討論は、キャンパスでのＳＨ被害者が沈黙を強いられ、解決を阻む大学独自の構造的問題を明らかにすることと、それをどう打開していくかをめぐって活発に展開した。

研究者への道を絶たれた元院生が指導教授を訴えた鳴門教育大学事件でも、国立大学教員の身分保障の壁に阻まれて加害者の処分は停職１２か月に止まった。実際は形骸化しているにもかかわらず大学の自治が加害者責任追及回避の理由として使われ、学部自治の壁は全学的な対応を困難にしている。大学として責任ある対応を行い、被害者が辞めずに加害者に責任をとらせるシステムをどう作るか、両者の言い分の違いにどう対応するか、訴え出ない被害者をどう守るか、被害者のケア、学界の問題など、課題は山積している。「全国ネット」は、地域単位のネットを通じて、被害者を主体とした支援活動やガイドライン・窓口作り、情報提供、意識改革、国や自治体への働きかけなど、諸機関とも連携して問題解決のための活動を行う。98年1月25日（日）名古屋で第２回全国集会を開催予定。

<＜シンポジウム・報告＞　　97年度東京女性財団助成事業

# 「現代の性奴隷・子ども買春」根絶に向けて・・・

伊藤澄子（タイ国・児童買春被害者の更生と買春予防を促進する会・代表）

皆さまはこのような話が信じられますか？わずか5～6歳の幼児や11～2歳の少女・少年を、大人の男たちが札ビラを切って買いあさり、セックスの対象にして弄ぶ。売買された子どもたちは心身共に傷つけられ、やがてエイズに侵されて死亡する。およそ私たちの常識では考えられない事態がいま、世界規模で広がっています。しかもその上客がＯＤＡ世界一を誇る日本の男性です。なのに、多くの人々には、この事実がほとんど伝わってこない。マスメディアが問題視しないからです。その背景には、男性中心社会に立脚する、買春容認の社会風土があるからです。

私たちは、こうした社会に一石を投じ、買春反対の機運を高めるため、'97 年10月４日東京ウィメンズプラザ（東京・渋谷）において、「『現代の性奴隷・子ども買春』根絶に向けて」のシンポジウムを行いました。

冒頭、筆者が本会設立の趣旨ときっかけ、本年度の目標とする法整備に向けた陳情活動などを報告し、順次、パネリストの問題提起に入りました。エクパット関西所属の森実（大阪教育大助教授）氏は、子ども買春の問題は女性差別と無関係ではない。しかし、予想に反し、フェミニズムや女性問題に取り組んでいる人々の間で広がらなかった。「性」が絡んでいるからなのか、あるいは、かわいそうな子どもたちという視点でしか、捉えられなかったからなのか、など、これまでの経緯に触れながら、外国と日本の施策的取り組みの違いなどを指摘された。弁護士の坪井節子（フィリピン少女性的搾取告訴代理人）さんは、日本人が海外で冒す子どもへの性虐待・性搾取をなんとか現行法で裁けないかという観点から行動を起こし、現地調査の上、被害者本人の依頼を受けて該当地区の県警（神奈川・千葉・愛知）に告訴状を提出したいきさつなど、法律部門を中心に述べられた。

昨年、ストックホルムで開催された「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」に日本政府代表として出席された清水澄子参議院議員は、会議に参加して、日本の法律が先進諸国と比べ20年立ち遅れていることを痛感した。帰国後、政府を動かして法改正を行いたいと精力的に働き掛けたが、壁は厚く、成果に結びつかない。ならば、特別議員立法でと超党派でプロジェクトを結成、討議を重ねてきたが、子どもの年令の設定や、どこまでをポルノというか、単純所持まで取り締まる必要があるのか。情報としてのインターネットが果たして規制の対象になるかなど、議論の分かれるところで、なかなか結論には至らない。なんとか早く立法化に結び付けたいのだがと、日本の現状を憂いられた。

アジア女性資料センター代表の松井やよりさんからは、今夏実施したタイスタディツアー（筆者も同行）の具体的事例としてエイズの蔓延が紹介され、罹病者はすでに130 万人前後。性産業で働く子どもたちは一年以内に７～８割がエイズを発症する。特にタイ北部の場合、１日１人の少女が死亡しているなど、買春がもたらす悲惨な状況が語られた。

問題提起ののち、今後の課題に焦点が絞られたが、早急な対策が迫られるのは法改正。更に様々な部門における権力者、抑圧者（警察・司法・教育・公務・入管など）の人権教育。メディアを動かすための方法論。被害児童のリハビリ・ケアなどの充実。性教育の推進などが挙げられた。本会は今後もこうした問題を視野に入れ、地道な活動を続けていく。地方自治体向けの陳情活動は全国ネットを目指しているので、ぜひ、連帯してほしい。参考資料（陳情書の写し・ニューズレターなど）あり。乞う、連絡。tel/fax 03-3754-6378

# ネパールにおける女性と開発 ——ＪＩＣＡのプロジェクトを 訪ねて——

大角隆子

世界一を誇る急峻な山々を持つネパールは、一方で女性の平均寿命が、男性のそれより短い国でもある。（女53歳、男54歳）ネパールの中部山間地を訪れ、垂直に立ちはだかる山道、峡谷を歩くこと6時間、JICAのプロジェクト現地にたどり着く。その高低差、交通手段の無さが、ネパールの開発をはばみ、女性の過重労働、貧困を招いていると思った。

1997年9月、文京女子大学の国際女性学ゼミナール（山下泰子教授引率）に参加して、JICA「村落振興・森林保全計画」のプロジェクト現地・タバタナの村落（人口4000人）で見聞してきたことを報告する。

30度を超す暑さに耐えながら、登る山道の両脇には、どこまでも段々畑が広がっている。日本でいう猫の額より狭いと思われるような所まで開墾され、ネパール米、シコク稗、トウモロコシが植えられている。高低差を考えると農作業がいかに大変か、ネパールでは全労働の8割を女性が担っているという。農村の生活は、農業と家畜を飼って収入を得、ただで手に入る森林を切って燃料にする。

環境破壊の原因の一つは貧困だと言われている。JICAのプロジェクトは森林保全の活動と合わせて、生活水準向上のために、住民自身が維持、管理できる小規模の村落開発事業が行われている。

所得向上のためのプロジェクトは、タバタナの女性たちからの聞き取り調査によると、ジャガイモの種芋が配られ、栽培する。他に生姜の栽培もするようになった。グループを作って話し合い、毎月5ルピーを出し合って、200ルピーを集め、種ヤギを買う。ヤギを飼育して増やし、大きくなったら売る。
1年に約2000ルピーの収入になる。（1ルピー2円。小学校の先生の月給が2000ルピー）道路整備のボランティアにも参加する。水汲みが女性の仕事で大変、近くに水汲み場が欲しい。電気、トイレが欲しい。騙されないように識字教育を受けたい等の要望があった。（15歳以上の女性識字率17%、男性48%）

住民のニーズは、住民とプロジェクトで実施計画を立て、住民の検討会を経て事業化される。その検討会は、半数以上を女性とするよう、女性を意思決定の過程に参加させる。ジェンダーと開発の視点で、社会的に不利な立場に置かれている女性や貧困層、職業カーストの人々に配慮しつつ、住民男女が自分たちの問題を、自分たちで解決できるようになることをめざしている。また事業の実施は、住民参加、住民による労働力の提供を原則とする。村落内事業の予算は、3年間で20万ルピー。必要な資材の購入や熟練労働者への支払いに充てられる。現在、タバタナでは学校にトイレを建設中だった。

以上のプロジェクトを現地で実施していくのはJOCV（青年海外協力隊）の隊員と、ネパール人のボランティア、政府職員、3人が1組になってチームを作り活動している。10ヶ所のプロジェクト現地に派遣されているJOCV隊員は10人。うち8人は女性である。タバタナでも若い女性隊員の遠藤さんが、村人と生活を共にし、信頼関係を築きながら、協力期間終了の3年後にも、女性たちが積極的に生活の向上に取り組むようになるよう努力しているのがよく分かった。女性たちもJICAのプロジェクトが出来て、発言が多くなったと回答している。話し合いの中から、森林保護への理解がうまれているという。

日本の価値観を押し付けるのではなく、その他の初等教育プロジェクト、公衆衛生や保健医療供給システム（ヘルス・ポスト）の整備なども含め、人権上必要な日本の援助が住民にどれだけ期待され、喜ばれているか、現地に滞在して、その活動を見聞きできたことは、大変貴重な体験だったと思っている。

## 会員の皆様へ
## 北京ＪＡＣ規約案について
## ご意見をお寄せください

文責　代表世話人　山下泰子

北京ＪＡＣも、設立から2年を過ぎ、地域コーカスも続々誕生するなど、多くの人々の期待を受けて着々実績を積んでまいりました。そうした中で、規約の必要性が生じ、この春から規約案の審議が行われてきました。去る10月20日の代表世話人会で確定した草案を、10月21日の定例全体会で審議し、つぎのような規約案がまとまりました。

現在、北京ＪＡＣには、総会がありません。そこでこの規約案は、つぎの手順で確定することになります。どうぞよろしくご協力ください。

①ニュースレターを通じて会員の皆様に公表し、意見をうかがう。（ 11月15日までに事務所FAX 03-3407-7922へ。）

②11月18日（火曜日）の定例全体会で、会員からの意見を踏まえて、審議し、確定する。（ 規約を決める大切な会ですので、皆様、ふるってご参加ください。）

③1998年1 月1 日から、施行する。

規約案は次ページから掲載

### 「次回定例全体会議題」

日時　１１月１８日（火）
会場　渋谷女性センター・アイリス
議題
Part1. ①規約（案）決定
　　②そのほか
Part2. 研究会
「京都会議について」
講師：愛知学泉大学教授・理学博士
小谷野錦子
北京ＪＡＣ代表世話人
若林冴子

気候変動枠組み条約第３回締約国会議（温暖化防止京都会議）が、12月に京都で開かれます。日本政府案は2010年での二酸化炭素（$CO_2$）排出を1990年比で伸び率実績ゼロに抑えようとするもので、欧州連合（ＥＵ）の15%削減とは大きなへだたりがあります。

環境と女性は、北京ＪＡＣの重要なテーマのひとつです。11月の定例会では、このテーマに専門家を迎えてアプローチします。多くの会員の参加をお待ちしています。

# 北京ＪＡＣ規約(案)

(名称および所在地)

第1条　本会は、北京ＪＡＣ（英語名称：Japan Accountability Caucus Beijing ）という。

2　本会は、事務局を、東京都渋谷区渋谷１－3 －28ビラモデルナB －207 号に置く。

(目的)

第2条　本会は、国際連合第４回世界女性会議において採択された「北京宣言および行動綱領」を日本の国内政策に反映させ、その実現を図るため、全国規模のネットワークを形成し、国内外や地方自治体等へ、持続的に政策提言するためのロビー活動等を行うことを目的とする。

(活動)

第3条　本会は、第２条に規定する目的を達成するため、次の活動を行う。

1）ロビー活動のための定例全体会議およびテーマ別会議ならびに地域別会議の開催

2）ロビー活動を効果的に行うための情報交換およびニュースレターならびにその他の出版物の発行

3）国および地方自治体等の議員等との持続的な政策立案のための協議ならびにロビー活動のための研究会の開催

4）第２条に規定する目的に添ったシンポジウムや講演会の開催

5）その他、第２条に規定する目的のために必要な活動

(会員)

第4条　本会は、次の会員によって構成される。

1）個人会員　第２条に規定する目的に賛同し、第３条に規定する活動に参加する者

2）賛助会員　第２条に規定する目的に賛同し、第３条に規定する活動に協力する者

2　会員は、下記金額の年会費を納入しなければならない。

1）個人会員　10,000円

2）賛助会員　30,000円以上

(役員)

第5条　本会に、次の役員を置く。

1）代表　　1名

2）副代表　　1名

3）世話人　　１０名程度

4）監査　　2名

2　世話人は、総会において、会員により選出される。

3　代表および副代表は、世話人の互選により選出され、総会において承認される。

4　監査は、世話人会の推薦により、総会において承認される。

5　役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

（役員の任務）

第6条　代表は、本会の会務を統括し、本会を代表する。

2　副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または代表の欠けたときには、その職務を代行する。

3　世話人は、世話人会を構成し、連帯して本会の運営にあたる。

4　監査は、本会の財政の監査にあたる。

（会議）

第7条　本会に、総会、世話人会および定例全体会を置く。

（総会）

第8条　本会の活動および運営を総括するため、第4条1項1号の会員により構成される総会を、年1回開催する。ただし、世話人会の決定により、必要に応じて、臨時会を開催することができる。

2　総会は、事業計画、事業報告、予算、決算、会費、規約改正、その他世話人会が必要と認める事項を審議し、承認する。

3　総会は、代表によって招集される。

4　総会の議長は、世話人会が推薦し、総会において承認された者があたる。

5　総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。なお、当該総会について、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

6　総会の議事は、総会に出席した者の過半数をもって決する。可否同数の場合には、否決されたものとみなす。

（世話人会）

第9条　本会の活動および運営を円滑に行うため、代表、副代表および世話人により構成される世話人会を置く。

2　代表は、世話人会の運営を担当し、その議事において議長となる。

3　世話人は、互選により、それぞれ次の役割を担当する。

1）国際担当　国連、国際NGO等の情報を収集し、世界へ向けて本会の情報を発進する。

2）企画担当　定例全体会、シンポジウム、講演会等の企画を行う。

3）広報担当　マスコミ、本会の活動に関心をもつ個人・団体等への広報活動を行う。

4）編集担当　ニュースレター、報告書等の編集および出版を行う。

5）財務担当　本会の財務を担当し、予算案および決算案を作成する。

6）テーマコーカス担当　テーマ別コーカスの連絡・調整を行う。

7）地域コーカス担当　　地域別コーカスの連絡・調整を行う。

4　代表は、必要に応じて、随時、世話人会を招集することができる。

5　世話人会は、世話人の過半数の出席により成立する。なお、当該世話人会について、あらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

6　世話人会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には、議長の決するところによる。

7　世話人会の決定により、特定目的のために臨時に設置し、その目的を遂行する実行委員会を置くことができる。

（定例全体会）

第10条　第2条に規定する目的を達成し、第3条に規定する活動を行うため、会員により構成される定例全体会を置く。

2　定例全体会は、原則として月1回、代表によって招集される。その議長には、世話人会で互選された世話人があたる。

（事務局および事務局長）

第11条　本会は、その活動および運営を円滑に行うため、事務局を置く。

2　事務局は、事務局長および事務局員により構成される。

3　事務局長は、世話人会において互選される。

4　事務局長は、世話人会を補佐し、事務局の事務を統括する。

（財政）

第12条　本会の財政は、次の収入をもってあてる。

1）個人会員および賛助会員の会費

2）寄付金および助成金等

3）事業収入

4）その他の収入

2　本会の予算は、財務担当世話人が作成し、世話人会の承認を経て、総会の承認をえなければならない。

3　本会の決算は、財務担当世話人が作成し、監査を経て、総会の承認をえなければならない。

（会計年度）

第13条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（改正）

第14条　この規約の改正は、世話人会の審議を経て、総会において、出席者の3分の2以上の同意をえなければならない。

付則　この規約は、１９９８年1月1日から施行する。

（1997.10.21. 定例全体会承認）

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９７．１０．２１　司会／山下　議事録／小宮山

出席者：山下　小宮山　津和　柴崎　松本　石川　大角　柳瀬　鈴木　高橋　斉藤　ゆのまえ　緒方　伊藤

１．規約案検討／

代表世話人会の原案を検討。若干の訂正あり。ニューズレターに同封し会員の意見を募る。

２．シンポジウム・東京報告会の反省／

参加者数は期待以上。第１部はビデオと報告書で十分ではなかったか。第２部の時間がもっと欲しかったなど。

３．今後（規約に基づく新体制で）の活動についての意見交換／

①定例会のもち方、ロビイングについて

松本ゆい子議員より～現在臨時国会では民法改正、医療、介護、年金、雇用と女性・子供に関する重要法案が目白押しの現状。他団体はロビイングに活発に動いている。ＪＡＣは何をしているのか。各コーカスの課題の何をいつ、どのように優先的に取り上げるか、国会の中を歩きリサーチし、効果的なロビイングすべき。

→世話人会が松本議員に連絡を取り、必要情報をすみやかに入手。定例会をコーカスの情報伝達やロビイングのために効果的な会議にするなどの方法を検討する。

②シンポジウムについて

地域でやるか、東京でするか。毎年実施すべきかなど今後の検討事項。シンポジウムを名乗り上げる地域を、ニューズレターで呼びかける。

③その他～長野県の会員・石川氏からの要望で、地域コーカス会員用にニューズレターの団体頒布価格を決める。

## 北京ＪＡＣ代表世話人会議事録

１９９７．１０．２０　司会・議事録／山下

出席者：荒井　大角　小宮山　羽後　船橋　武者小路　柳瀬　山下　　委任状：関口

欠席者：三隅（篠崎）　若林

１．会計報告

ｉ）２周年シンポジウム会計報告（柳瀬）

収入5,697,080円、支出5,361,505円、差し引き残高335,575円について説明があり、審議の結果承認された。

ii）1997年度本会計の収支計算報告（柳瀬）

1997年度本会計の収支計算表(自1月1日至9月30日)が、若林会計担当世話人より提出された。収入2,353,785円、支出2,348,995円、差引残高4,790円について柳瀬氏より説明があり、審議の結果承認された。

iii）1997年北京ＪＡＣ報告書会計報告（羽後）

収入856,000円、支出620,157円、差引235,843円(印刷部数：1000部、未収金および残部約400冊)について説明があり、審議の結果承認された。

２．北京ＪＡＣ規約案の承認（山下）

1997年7月28日代表世話人会案を当日欠席世話人の意見によって修正した案が提出され、審議の結果承認された。

規約の承認は次の手順で行うことに決定した。①代表世話人会案は、10月21日の定例全体会に提出し、承認を得る。②定例全体会案をニューズレターに掲載し、会員の意見を聴取する。③その結果を踏まえて、11月の定例全体会で北京ＪＡＣ規約を決定する。（現在の体制では、定例全体会が、最高決議機関である。）

## 「女性に対する暴力防止法参考資料」

日本の女性に対する暴力防止法をつくろう

好評発売中！

日本の、女性に対する暴力に関する法律の条文そのものや、解釈、運用が、現実の女性の経験を軽んじ、遊離していることが、セクシュアル・ハラスメント裁判や夫からの暴力のからむ裁判過程や判決を通して、女性たちによって指摘されています。

諸外国では近年、性的自己決定権にもとづく性暴力防止法の制定や法改正の動きが活発です。日本でも法改正や、暴力防止・加害者処罰・被害者への援助システム確立などを含む包括的な防止法が必要性が痛感されます。

女性に対する暴力防止法コーカスではこの1年間の研究会のまとめとして、表記の参考資料をまとめました。これをきっかけに、この問題について関心をもっていただき、かつ広めていただければ幸です。

**頒価**

1冊　￥700（送料別￥270）

10冊以上　送料無料

20冊以上　1割引、送料無料

**申し込み**

北京JAC事務局まで

FAX03-3407-7922

女性に対する暴力防止法コーカス

## ■北京JACカレンダー■

### ■11月■

6日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター14号印刷発送

18日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/定例全体会

Part1. ①規約（案）決定
②そのほか

Part2. 研究会
「京都環境会議について」
講師:愛知学泉大学教授・理学博士
小谷野錦子
北京JAC代表世話人
若林冴子

### ■12月■

4日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター15号印刷発送

15日(月)6:30pm 事務所/代表世話人会

16日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/定例全体会

## 会費未納の方へ

大至急下記にお振り込みください。

郵便振替番号／00250-7-66426
北京JAC事務局

銀行口座／東京三菱銀行・普通預金
0644852
北京JAC事務局・羽後静子

北京JAC第　号　1997年11月1日発行
代表世話人：荒井佐紀子　大角隆子　小宮山洋子　関口悦子　篠崎正美　羽後静子　船橋邦子　三関佳子　武者小路公秀　柳瀬満利子　山下泰子　若林冴子(50音順)
編集・発行　北京JAC事務局　発行責任者：荒井佐紀子　編集責任者：羽後静子
編集委員：高橋克子　緒方由美子　奥山妙子　大角隆子　新井場貞子　若林冴子　西川けい子　西澤浩美　柳瀬満利子　(50音順)
〒150　東京都渋谷区渋谷1-3-18　ピラ・モデルナB207　北京JAC　TEL&FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク
マンスリー 北京JAC 第15号
Beijing Japan Accountability Caucus 12月号 1997年12月1日発行

# ２０００年に向けて
# アメリカ・カナダの女性たちの北京フォローアップ
## 経済の「グローバリゼーション」という名の暴力に対する戦略をどうするか

羽後 静子（はのちせいこ）

北京JACの２年目が終わろうとしている。今年７月の北九州でのシンポジウムでは、全国から参加した１０００人近い女性たちの声を結集して、行政改革に対しての緊急決議をまとめ、総理大臣、女性問題担当大臣ら政策担当責任者に手渡すことができた。今年最後のグッドニュースとしては「北京JAC長野」が、発足したことである。
来年は、浜松や山口でも地域コーカス発足をめざして準備が始まっている。

さて、アメリカやカナダでもローカルなレベルで北京フォローアップのための新たなロビイングネットワーキングの動きがでてきた。例えば、アメリカの南部の女性たちは、北部の女性たちに比べて、国連やアメリカ政府の情報入手が遅れるということから、このたび、テキサス大学と国連が共催で、特にアメリカ南部の女性たちのネットワーキングのための、北京フォローアップ国際女性会議を開催した。筆者は、この会議に招待されたのをきっかけに１０月の終わりから約１ヶ月間、アメリカ・カナダのフェミニストグループやNGOの会議に参加し、北アメリカの北京フォローアップの動きに触れる機会があったので、報告したいと思う。

### ①アメリカ南部版 北京JAC結成！

今回の渡米の目的は、テキサス大学が国連と共催で開いた、北京女性会議フォローアップ国際会議の「女性に対する暴力」分科会で問題提起を頼まれたのが始まりであった。アメリカ北部の女性たちが、地の利を活かして、ニューヨークの国連本部や、ワシントンのホワイトハウスへロビイング活動しやすいのに対して、南部の女性たちには情報の入手などが遅れるため、女性運動のネットワーキングが難しい。
今回の会議は、特に南部女性のネットワーキングを強化して、直接ロビイングをしようということで、アメリカにも２年遅れで、北京JAC九州・山口・沖縄のようなネットワークができたということである。
約３００人の団体代表や、研究者、学生が参加し、２日間１２のテーマの分科会に分かれて討議、アメリカ国内の問題と国際的な問題について提言をまとめ国連に提出した。

### ②９８年３月のCSWへのロビイング

テキサスのあとは、ニューヨークとボストンで、ロビイングNGOの仲間と来年３月の国連婦人の地位委員会（CSW）へのロビイングをどうするか話し合った。来年は、世界人権宣言５０周年ということもあって、CSWの北京行動綱領実施のためのアジェンダも「女性に対する暴力」「紛争下の女性」「女性と人権」「女児」など人権問題を集中して討議する予定で、ロビイングがかなり重要となってくる。 問題をバラバラに扱うのではなく、全体的に「女性に対する暴力」撤廃にむけての制度化への道筋を、合意

結論に盛り込むことが大切であるとの認識で、アジア・太平洋地域では、来年1月に提言をまとめようとしている。北京 JAC としても、日本政府が「日本における女性に対する暴力」についてどのようなステイトメントを発表するか、事前に政府案を入手し、内容を検討する必要がある。

③カナダ最大女性学センター設立

ボストンからカナダに入り、首都に近い東部のトロントと太平洋側のバンクーバーで、2つの国際女性会議に参加した。カナダでは、2000 年の女性会議と NGO フォーラム開催に向けてカナダ政府が誘致に乗り出したといううわさが広まり、フェミニストたちが活気づいている。（日本では清水澄子議員が9月28日の懇親パーティーでカナダ情報を報告）

カナダもまた広い国なので、北京 JAC のような全国的なフォローアップネットワークは、まだできていない。首都オタワに近いトロントが女性学研究や、ロビイングネットワークの拠点となっている。トロントのヨーク大学で、カナダで最大規模の女性学研究センターが設立され、社会科学のすべての専門学部をジェンダーの視点で、再構築しようという理論研究と実際の活動が始まった。

政治学部が主催した冷戦後のポスト共産主義女性運動のフォーラムに参加した。チェコ女性の事例報告があり、グロバルな資本主義による新しい「植民地化」ともいえる経済のグローバリゼーションのなかで、かつては男女平等を誇り、女性間の格差はなかったチェコにおいて現在は、男女の経済格差が広がり、女性間の貧富の差も広がってきている。女性問題がより多様化、複雑になってきたという報告があった。

④ APEC に反対する国際女性会議

最後の訪問地バンクーバーでは、APEC 開催直前に開かれた「第2回 APEC に　反対する国際女性会議」に参加した。

この会議は、２０００年の国連女性会議の行方を占う意味で、重要であった。カナダ全域からフェミニストたちが、バンクーバーに集合し、実行委員会形式で、2 日間の国際フォーラムを開催、APEC 域内の女性 NGO を招待した。アメリカ、カナダ以外に南米は、メキシコやチリから、アジアは、日本、中国、香港、フィリピン、ビルマ、マレーシアなどから、報告があった。加速化する経済のグローバリゼーションのエンジン部分を APEC が担っている。冷戦後世界の他の地域が、軍事費を縮小・削減するなかで、アジア太平洋地域だけは、依然として、軍事費が拡大され、軍需産業が伸びている。またアジアの通貨危機では、まず最初に多くの低賃金女性労働者が失業、中国やメキシコなどでは農村女性の「貧困化」が進み女性移住労働者に対する人身売買の増大、国内の貧富の格差拡大による、貧困女性や家庭内の「女性に対する暴力」の増大など、経済のグローバル化は、女性に対する暴力を構造化し、さまざまな形となって、女性に打撃を与えている。

今後女性運動は、経済の「グローバリゼーション」という名のグローバルな暴力的装置のなかで、「平等、開発、平和」を手に入れるための新たな戦略を立て直さなければならない。

これが、今回の一貫したテーマであったと同時に、2000 年の国連の女性会議でも大きなテーマとなるように思われた。

# 民法改正今後のとりくみ

家族法改正コーカス　赤石千衣子

民法改正は、今年の通常国会で政府提案としての民法改正案が国会に提出されずに、議員立法が民主党、社民党・さきがけ、平成会有志から提出されたが、いずれも廃案となった。

さて、その後、どのように民法改正が進んでいるのだろうか。

自民党の一部には、反対論も強いものの、ほかの党は、民法改正に前向きな党もある。そこで、超党派でこの問題に取り組んでもらおうと10月30日、国際婦人年連絡会が民法改正に関する各党懇談会を開いた。国際婦人年連絡会が要請したポイントは、夫婦別姓選択制、子どもの氏は出生時に、非嫡出子の差別の廃止。

民主党、社民党、さきがけ、日本共産党、新社会党は積極的な返事だった。新進党も一部反対があるものの、積極的にとりくみたい、太陽党は、方針が決まらず、公明は趣旨には賛成だが、欠席、自民党は欠席だった。

しかし、今後各党の協議の場を設けることで、意見が大体一致したので、今後通常国会へ向けて議員立法の動きが出てきそうだ。

すでに議員立法化へ向けて具体的な動きが出てきそうなので、今後が期待される。民法改正をまちくたびれている人も多い。何とか、成立させたいものだ。

また、民法改正ネットワークとともに請願署名運動、地方議会への働きかけも今後もお願いしたい。

# *児童扶養手当制度の見直し*

児童扶養手当という母子家庭等に支給される手当がある。月額41,390円(年収が約200万円まで)か、26,790円(年収が約400万円まで)支給される手当だが、これが、来年度削減されることが必至だ。

離婚と不況で受給者は増加傾向にあるというのにすでに概算要求で伸びはゼロに押さえられ、今、中央児童福祉審議会の児童扶養手当部会で審議中で、12月初旬には、報告が出る予定だ。

手当額の削減、支給期間の短縮、父からの費用徴収、国の責任の後退など、が考えられているらしい。

母子家庭の困難のほとんどは、経済的な困難。生別母子家庭の平均年収・202万円は、男女の賃金格差がもたらすもの。

女性がどのようなライフスタイルを選ぼうと、安心して暮らしていける社会を創りたい。児童扶養手当の問題を女性全体の問題として、考えたい。

この問題でしんぐるまざあずふぉーらむの要望書あります。(北京ＪＡＣも賛同団体に) ☎fax03(3315)4518

# 北海道「私たちのアクションプラン」活動状況

細谷　洋子（女のスペース・ねん）

「私たちのアクションプラン」は、ひとりひとりの道民女性が主体的に活動を創りつなげていく参加型公開型ワークショップ形式による活動として、マスコミを通じて呼びかけ、９月にスタートしました。11年間にわたる息の長い活動になりますが、今年度は、緊急性の高いもの、行政が手を出さないものを中心に４項目にしぼってとりくむことになりました。北海道女性室や各支庁の関連機関とは随時連携協議を行いつつ進めていく予定です。

現在、①女性の人権と自己決定権（性暴力・リプロダクティブヘルス／ライツ）、②労働、③教育、④意志決定過程への参加と行政システム、⑤十勝地区の５つのプロジェクトチームが調査や学習活動に取り組んでいます。他自治体の女性労働行政資料を集めて北海道と比較検討している労働部会、道内女性議員へのアンケート調査を実施し集計分析に入っている行政システム部会等々、それぞれ月１～２回の学習会をもって進めています。

１月には旭川で、ＮＨＫの小宮山洋子さんをお招きして各チームの活動状況の報告と交流、今後の方向についての第２回全道ミーティングを開きます。全国の状況やホットな情報に触れ、エンパワーし合うミーティングにしたいと思っています。

**第２回全道　ミーティング**
**「Women's Spirit」**
**－課題別チームの報告と公開講演会－**

■基調講演　　小宮山洋子さん（NHK）
■1998年1 月25日（日）13:00~17:00
■旭川市民文化会館　第２会議室
■参加費　１０００円
■問合せ　0166-24-0448（村田）

# 北京JAC静岡

## 来年２月に立ちあげ

世界女性会議ネットワーク静岡準備会
佐藤和子

北京会議NGOフォーラムに参加した人たちが中心になって、静岡県でも北京JAC地域コーカスをつくろうという計画が進んでいます。来年２月１１日には、静岡県内の女性たちに呼びかけて、静岡市で発足の集いを開きます。

『マンスリー北京JAC』で情報や、東京、北九州でのシンポジウムでの各地域コーカスの活動に触発されて、「静岡でもやれる」と勇気と元気がでてきたのです。

静岡県は、これまでのところ、県全体をカバーする市民的な女性活動のつながりが作ることができず、したがって県の女性施策への市民活動の立場からの発言や参画もとても弱く、女性に対する政策立案、展開はまったく行政主導型で行われているのが現状です。この集まりを契機にネットワークを広げ、市民が市民の情報と提案能力を持ち、行政の政策決定やその実行への市民参画の道筋をつくっていきたいと考えています。もっともそれにはやや時間がかかりそうですが。

北京JACのような本当の意味でのNGOが日本にもでき、全国的にネットワーク活動を進め情報と活動の共有をつくり出していることは、ホント素晴らしいことです。地域で活動を広げるのにたいへん強力な助っ人です。女性たちが新しい力を持つことできたと思います。

また北京JACの事務局を通じて代表世話人の小宮山洋子さんを当日お招きできることになったのも、私たちを大いに励ましています。NGOの連帯を実感しています。

# 日本女性会議'97おかやま

時實　達枝（日本女性会議開催連絡会）

男女共同参画社会づくりをめざす「日本女性会議'９７おかやま」が１０月23日・24日の2日間、岡山シンフォニーホールを主会場に開かれた。「自分らしく生きられる社会に！」をテーマに中国地方で初めて開催された会議には、全国から約3,300人が参加した。

1日目は「女たちは今」と題した田島陽子さん（法政大学教授）の基調講演から始まった。田島さんは、女たちは今強いようで弱い。女性差別の１つとして結婚制度がある。差別の制度化た。「自分らしく生きろ」と言われても、その自分がない。自分を持たない女に自立した子供は育てにくい。「主婦」システムは諸悪の根源である。この主婦的状況をなくすこと，ゼンダーの視点を入れて、チャンスの平等と結果の公平を目標に、法律や制度のチェックをする。世の中はすぐには変われない。理想像を設定しながら、変化のための具体策を示していく。一人ひとり「個」という見方をする。テンポの早い話のなか、ユーモアと辛口の社会批判を交えた問題提起をした。

つづいて女たちの手作りミュージカル「ウィメンズ・ギャザリング」が上演され、社会動さすためのメッセージがあった。

午後は８つの分科会に分かれて、活発な討論が繰り広げられた。

１，今を生きる少女たちへ－内なる力を信じて－
２，女性と健康－私のからだ、私が決める－
３，女性への暴力－あなたには関係のないことですか?－
４，女も男も人間らしく働きたい－ILO156号条約をめぐって－
５，女ひとりでも生きられる社会に！－民法・税制・年金を考える－
６，女たちのあした－多様な生き方のできる高齢社会－
７，アジアに生きる女たち－つながる思い、つなげる力－
８，女の自己表現－うごく・かたる・つくる－

夜は岡山国際ホテルにおいて、交流会・アフターパーティが開かれ、参加者の交流があった。

2日目は、「社会を動かす女のエンパワーメント」と題したパネルディスカッション。上野千鶴子さん（東京大学教授）をコーディネーターに自分らしく生きられる社会の実現をめざして女性がさらにエンパワーしていくために、船橋邦子さん（大阪女子大学教授）からネットワーク、伊田広行さん（大阪経済大学教員）からパートナーシップ、三井マリ子さん（全国フェミニスト議員連盟世話人）から政策参画の視点でそれぞれの立場から、問題提起でなく問題解決のための具体的な提案があった。船橋さんは「交流型から政策提言型へ」伊田さんは「家族単位から個人単位へ」三井さんは「女性議員を30%に。出たい人も出したい人も」上野さんは「市民平等構想、ＮＰＯ法案を成立させ、いろいろな分野に女性の視点を持ち、女性の地域活動を進めてエンパワーしよう」としめくくった。

最後に、分科会討議をふまえた８項目の「'97おかやまアピール」を採択して閉会した。

また、本会議の他に週間行事として、展示（有角ウォッチング写真展・岡山の歴史をつくる女たちとグループ活動のパネル展）と女性の視点で作られた映画13本の映画祭。そして11月29日にはポスト会議「女たちはいかにエンパワーしたか」が開かれた。

この「日本女性会議'97おかやま」は、公募による約120人の実行委員（32団体と個人）で'96年7月「日本女性会議'97おかやま実行委員会」が結成され、岡山市とパートナーシップをとりながら４つの部（分科会部・事業部・広報部・総務部）に分かれ、企画運営などみんなで討議を重ね合意を得て決定していく手作りの方法で進めた。この積み重ねがエンパワーされるプロセスであり、私たちが実感できることが岡山らしさであると思う。

日本女性会議は今年１４回めで「国際女性年」と「国際女性の10年」を記念して、女性問題の取り組みを進めるために各都市が連携して全国規模で開かれている。'98年は尼崎、'99年は浜松で開催される。

国際女性の地位協会設立１０周年記念シンポジウム
「学ぼう！活かそう！－女性差別撤廃条約－」
－いかにして女性の政治参加を勧めるか－

# アクションを！女性の連帯を！国際的連帯を！

国際女性の地位協会　新井場 貞子

今年、国際女性の地位協会は設立１０周年を迎えた。その記念事業のひとつとして、国際シンポジウムを１１月１５日（土）、東京ウィメンズプラザのホールで開催した。

協会の目的である「女性差別撤廃条約」の研究と普及という趣旨に沿い「学ぼう！活かそう！女性差別撤廃条約」をメインテーマに“いかにして女性の政治参加を進めるか”をサブテーマとした。これは条約７・８条に関連し、国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)が採択したもっとも新しい一般的勧告23でも取り上げているテーマでもある。

プログラムは、基調講演、イヴァンカ・コルティ,イタリア(CEDAW委員・同前議長)。パネルディスカッションはドナ・デュークス（米テキサス州下院議員）、イヴァンカ・コルティ、樋口恵子（東京家政大学教授）、赤松良子（国際女性の地位協会会長）の４人でコーディネーターは山下泰子（協会常務理事）で行なわれた。

以下はパネルディスカッションで話し合われた大要である。

## HDIとGDIとGEM

赤松会長からまず問題提起されたのがこの３つの略語である。HDIは国の豊かさの指標、GDIはジェンダーの視点からみた国の発展度。GEMは管理職や公職、議員に占める女性の割合をもとに計算された国の発展度を指す。これで見ると日本はそれぞれ3位、１２位、３７位（総理府男女共同参画の現状と施策による）である。この指標はCEDAWでの日本のナショナルレポート審議後の一般的勧告でも取り上げられていた。つまり政策決定の場に女性が少ないという現状を示している。本年９月の改造内閣には一人も女性がいない。なんとかせねばならないという危機感がある。

## 高齢化問題は女性問題

樋口さんが長年関わって高齢者問題は女性の政治への参加の少なさから生じている。３００の地方自治体のうち、女性議員のいない町村議会は６６％もある。これをなくす取り組みを始めている。介護保健実施年には、女性議員のいない町村議会を０にするキャンペーンを始めようとしているとのこと。

## 娘と息子の教育を

４人のパネラーの中では格段に若いデュークスさんは、歯切れよく次のように語った。娘には「選挙に行きなさい」、息子には「女性のために票を入れなさい」と教育すること。また、息子には母親として男女平等を教育すること。女性の重要な問題は女性が同盟を組んで戦う。情報を共有し、自分の信じるところへお金を使う。

## 女性が政策の目的となってはダメ

コルティさんは、２０世紀の終わりには、貧困、暴力は激化していくだろう。しかし、女性は政策の一端を担っていかなければならない、政策の目的になってはいけない。と強く断言した。

## エミリーズリスト

デュークスさんによると、女性会員が一人年間１００ドルの献金をし、政治家を目指す女性や当選させたい女性候補者に献金したり、政治家になるノウハウを教えたりする団体。今までに、上院に３人、会員に１６人ほか州議会等、合計５３人を当選させ、８億４千万円の寄付を支出しているという。

## 若い女性に政治に関心を持たせるには

学生には学校外で行なわれている女性問題等の会合に出るように勧めていると言う樋口さん。また、赤松会長は関西で「くれない塾」という政治参加を目指す女性のための勉強塾を始めたと言う。

若い女性に発言の機会を与え、希望を持てるような制度を作っていくことが大事。実際に経験した人の話を聞かせたりして、社会や政治に関心を持つよう仕向けているというフロアからの発言もあった。

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９７．１１．１８　　司会／山下　　議事録／小宮山

出席者：山下　小宮山　関口　三隅　杉内　鈴木　柳瀬　若林　柴崎　緒方　斉藤　伊藤　大角　石川　市川　杉浦　都丸　高橋

Part1.

議題1. 北京ＪＡＣ規約について
ニューズレター１４号に規約案を掲載。会員の意見を募った結果、記載の通りの規約案が承認された。

議題2. 地域コーカスを立ち上げる長野から地域での加入の仕方ついて問題提起があり。会員分ニューズレター送付希望の場合など、団体での参加について、会費など今後世話人会で検討する。

Part2. 研究会「京都会議について」

１．ＮＧＯの取り組み

講師：若林冴子／横浜市生活学校連絡会主催のワークショップ「台所から考える　ストップ！地球温暖化」テーマ“どうつくる？くるま社会”“ジェンダーと環境”“どうする？ゴミ減量”の説明。

２．地球温暖化　現状と対策

講師：愛知学泉大学教授・理学博士
小谷野錦子

気候フォーラム（気候変動／地球温暖化を防ぐ市民会議）参加の経緯。すでに始まっている地球温暖化－これまでと予測についての科学的・多面的解説。１２月の京都会議参加報告は次号で掲載の予定。

---

### ◇◇◇女性に対する暴力コーカス会議◇◇◇

日　時　1月13日(火)6:30pm～
会　場　渋谷女性センター・アイリス
テーマ　国内法の問題点をあらいだし
　　立法化にむけての問題を整理
＊多くの方の参加をお願いします。

◇◇◇

### 代表世話人会

日　時　12月15日(月)6:30pm～
会　場　事務局会議室
議　題　１．規約施行後の新しい体制について
　　２．地域コーカスの会費のあり方、他

### □ 次回定例会議題 □

日時　12月16日（火）6:30pm～
会場　渋谷女性センター・アイリス
議題　１．代表世話人会報告
　　２．アメリカ・北京会議フォローアップ会議参加報告／羽後静子
　　３．北京ＪＡＣ長野設立総会参加報告
　　４．京都会議参加報告
　　５．各コーカスからの報告
　　６．そのほか
　　大脇稚子議員国会報告

※終了後、忘年会を催します。多くの方のご参加をお願いいたします。

## 事務局ニュース

### おめでとう！清水純子さん
### 市議会にトップ当選

北京ＪＡＣ第２回北九州シンポジウム・分科会「女性と政治」参加メンバーの清水純子さんが大野城市議会にトップ当選されました。

「シンポジウムで沢山の元気とやる気をもらって帰り、直ぐ実践。おかげでトップ当選。女たちの熱い“おもい”を大切にしっかりがんばります」と清水さんは語っています。

### 次年度会費について

規約により会計年度を４月～３月の１年間に移行するため、1998年度は変則的に1998年１月～1999年３月までの会費１万２０００円をお願いいたします。２月のニューズレター発送の際に郵便振替用紙を同封いたしますので、よろしくお願い申しあげます。

### 北京ＪＡＣ刊行図書好評販売中

●北京ＪＡＣレポートNo.1ポスト北京－理論から行動へ／1000円
●北京ＪＡＣ第２回シンポジウム（北九州）報告書／500円
●女性に対する暴力防止法参考資料／700円
●クマラスワミ ドメスティック・バイオレンス特別報告書／500円 （いずれも送料別）
事務局へＦＡＸにてお申し込みください。

＊１月はニューズレターはお休みさせていただきます。次号２月５日(木)発行予定

### ■ 北京ＪＡＣカレンダー ■

■12月■
4日(木)4:00pm 渋谷女性センター・アイリス/ニューズレター15号印刷発送
15日(月)6:30pm 事務所会議室/代表世話人会
16日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/定例全体会/終了後忘年会

■１月■
13日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/女性に対する暴力コーカス会議
20日(火)6:30pm 渋谷女性センター・アイリス/定例全体会

### １９９７年度会費未納の方へ

下記へ大至急お振り込みください。
会費（１９９７年1月～１２月）１万円

郵便口座番号 ００２５０－７－６６４２６
北京ＪＡＣ事務局
銀行口座番号 東京三菱銀行戸塚支店
普通預金 ０６４４８５２
北京ＪＡＣ事務局（羽後静子）

北京JAC第15号 1997年12月１日発行
代表世話人：荒井佐よ子 大角隆子 小宮山洋子 関口悦子 篠崎正美 羽後静子
船橋邦子 三隅佳子 武者小路公秀 柳瀬満利子 山下泰子 若林冴子(50音順)
編集・発行 北京JAC事務局 発行責任者：荒井佐よ子 編集責任者：羽後静子
編集委員：高橋克子 緒方由美子 奥山妙子 大角隆子 新井場貞子 若林冴子 西川けい子
西澤浩美 柳瀬満利子 (50音順)
〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18 ビラ・モデルナB207 北京JAC TEL&FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC 第16号

'Beijing Japan Accountability Caucus 2月号 1998年2月1日発行

# 北京ＪＡＣ臨時新体制について

代表 山下 泰子　　副代表 小宮山 洋子

新しい年を、皆様、どのように迎えられたでしょうか。大雪で明けた1998年を、北京ＪＡＣの飛躍の年にしたいと思います。

さて、昨年末、懸案だった「北京ＪＡＣ規約」ができあがり、1998年1 月1 日付けで発効いたしました。これにともない、代表、副代表をおく、新しい体制が出発することになりました。本来ですと、役員は、総会における選挙によって選出されることになっているのですが、4 月25日（土）の総会までの間、臨時の体制をつくる必要があります。

そこで、1 月20日の定例全体会の承認により、代表：山下泰子、副代表：小宮山洋子、事務局長：大角隆子、世話人10人による、当面4 月までの臨時新体制が発足しました。

皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

1995年秋の設立から2 年余り、北京ＪＡＣは、代表世話人による合議制で運営してきました。しかし、例えば、総理大臣や女性問題担当大臣への署名簿の提出やロビイングの際など、責任者がはっきりしないと、ことが円滑に進みません。また、ＮＰＯ法案が成立すれば、さまざまな場面で、責任者名が必要になると予想されます。そうした事情で、規約に、代表１名、副代表１名、世話人10名程度を置く、という規定を設けました。もちろん、これまでと同様、世話人会での合議を大切にいていくことは、いうまでもありません。

つぎに役員の分担をご紹介します。

代表：山下泰子，副代表：小宮山洋子，

事務局長：大角隆子

世話人：

国際担当：船橋邦子，

企画担当：斉藤誠，津和慶子，

新世話人(前列左より/小宮山 山下 津和 三隅 緒方 後列/柳瀬 若林 斉藤 中嶋 関口 大角)

広報担当：関口悦子
編集担当：緒方由美子，
財務担当：柳瀬満利子（会計），若林冴子
テーマコーカス担当：中嶋里美，
地域コーカス担当：三隅佳子，篠崎正美

新世話人は、斉藤誠さん、津和慶子さん、緒方由美子さん、中嶋里美さんの４人。

斉藤さんは、今年最大のテーマである男女平等基本法の専門家。津和さんは、女性に対する暴力防止法案作りの中心人物。緒方さんは、昨年のシンポシウムの実行委員で、かつ事務局の仕事に積極的に加わってこられた方。中嶋さんは、女性の政治参画問題に取り組んできた方で、今年の参議院議員選挙で女性候補を増やすことができるかについてのキーパーソンです。

これまで代表世話人としてご活躍いただいた荒井佐念子さん、武者小路公秀さん、初代事務局長を勤められた羽後静子さんは、交替されました。北京ＪＡＣ設立以来の手さぐりの状況の中でご努力いただき、ここまでＪＡＣを育ててくださったことに心からの感謝を申し上げます。荒井さん、武者小路さん、お二人の国際感覚は、卓抜です。今後も北京ＪＡＣにアドバイスをしてください。羽後さんは、9 月から2 年間カナダに留学され、向こうから情報を送ってくださることになっています。

また、このニュースレターは、引き続き高橋克子さんが、担当してくださり、世話人の緒方さんや印刷等を手伝ってくださる方たちと力を合わせて、必要な情報を皆さんにお届けします。どうぞ皆さんからも、高橋さん宛に情報をお寄せください。 今年、北京ＪＡＣが、取り組み、提言をしていくべきテーマの１つは、「男女平等基本法」です。男女共同参画審議会の基本問題部会でも、これまでの種々の基本法を参考に、どのような内容を盛り込むかの審議が行われています。

ここへＪＡＣの意見を届けるとともに、ＮＧＯからの試案を各党の議員と協力して議員立法として提出するなど、さまざまな方法で、私たちがめざす基本法実現のために動く必要があります。また、国レベルと並行して地方自治体の基本条例作りにむけて、昨年暮れから、首都圏の東京，埼玉，神奈川，千葉，横浜，川崎のメンバーが一堂に会して、情報交換の集いをはじめました。ＪＡＣの地域コーカスによって、この動きが全国に広がるといいと思います。

また、7 月の参議院議員選挙にむけて、1 人

1998年1月20日(火)定例全体会

でも多くの女性が当選するよう、各政党に比例区のクォータ制導入を働きかけたり、女性が立候補しやすいようなサポート体制づくりをするなど、様々な活動が必要になってくると考えられます。

その他、民法改正、労働基準法改正など労働法制に関する問題、児童扶養手当等の児童福祉、女性に対する暴力防止法案の策定、年金改正問題など、多くの取り組むべきテーマがあります。毎月の定例全体会を、有効なロビイングのためのホットな情報が飛び交う場にしたいと思います。定例全体会は、現在、第 3火曜日に行われていますが、4 月からは、原則として第 3月曜日に開催することになりました。ニュースレターをご確認のうえ、どうぞご参加ください。

地域コーカスも、昨年11月の長野に続き、2 月には静岡が発足します。さらに準備会を開いているところもあり、ＪＡＣの活動が、全国に広がってきています。各テーマコーカス、地域コーカスの皆さんと情報交換し、力を合わせてロビイングをしていこうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今年の予定を申し上げます。

**○総会**

期日： 4月25日（土）午前・午後,
場所：東京ウィメンズプラザ（渋谷）
担当：山下泰子, 大角隆子
プログラム：役員選挙
'97年度事業報告、決算報告承認、
'98 年度事業計画、予算承認

といった一連の総会議事以外にも国連婦人の地位委員会報告や、緊急の課題についてのシンポシウムなどを行う予定です。
地方の方も是非お出かけください。詳細は、3月のニュースレターでご案内します

**○シンポジウム**

期日： 7月 4日（土）・5 日（日）
場所：新潟市
実行委員長：小宮山洋子,

実行委員会を東京と新潟に置き、協力してシンポシウムの運営にあたります。
昨年の北九州に約 1,000人集まった熱気を、**今年は新潟で再現しましょう！**

## 次回定例全体会

日 時　2月17日（火）PM6：30～
会 場　渋谷女性センターアイリス
議 題　1．労基法など労働法制について
　　講師：大脇雅子参議院議員

2．テーマコーカスからの情報

3．そのほか

# 女性に関する基本法について

弁護士　齊籐　誠

1　基本法の基本について

はじめに女性に関する基本法というときの基本的な問題は、国会で成立した法律により女性の問題が規定されるということなのです。

なぜこのことが重要かというと、行政は、法律に基づくことが必要なのです。ところがいま内閣に設置されている男女共同参画本部は、政令によるもので、法律には根拠がありません。現在女性の地位向上についての政策を担当する権限を法律で規定されているのは労働省設置法による労働省のみなのです。また各地方自治体には女性政策課などの女性施策を担当する部署がおかれ女性センターなどがつくられていますが、これも地方自治体が行うべき政策を列挙した地方自治法には女性の政策についての明確な規定がないのです。

女性政策を日本に根付かせ発展させるためには、根拠法としての基本法が必要なのです。

2　基本法の内容について

（1）基本法成立の為に

まず基本法を国会で成立させるためには、全く新しいところからつくり上げるよりは、これまでの法律の規定や審議会の答申などをベースにすることが必要だと思います。

このベースとして重要なのは男女共同参画ビジョンだと思います。法律では、男女共同参画審議会設置法、雇用機会均等法なども基礎となります。日本政府が批准した条約、たとえば女子差別撤廃条約なども同様です。

（2）獲得目標

企画調整機能を発揮するためには本部機構をどこに設置するかが問題です。行革会議では、調整機能を有している内閣府へ、男女共同参画の機構を設置することに最終合意されましたが、これが実施されることが必要です。

次に性差別禁止条項をどのような形で盛り込むかが問題です。積極的是正措置については、雇用機会均等法にも規定されたので、是非とも盛り込みたいところです。

基本政策も、男女共同参画ビジョンから具体的に盛り込むことが必要と思います。

国内行動計画についてはすでに男女共同参画２０００年プランがありますが、これをモニターするフォーカルポイントの設置と、報告義務などの規定も必要があると思います。

そのほかＮＧＯである女性団体への支援や、情報機構、訓練実施機構、そのほかの実質的な機能も検討が必要です。

3　討論

現在男女共同参画審議会ではこの基本法について検討されており、ここにこれらのことを反映させていくことが必要と話されました。

# 労基法「改正」で申し入れ

変えよう均等法ネットワーク　高木澄子

働く者の憲法、基本的権利法ともいうべき法が労働基準法。その改正案が、まもなく国会に上程される。

「女性差別撤廃条約」、「ＩＬＯ 156号家族的責任条約」など日本が批准している条約は、男女平等社会の実現のため、女も男も家事労働と賃労働が担えるような社会的条件の必要をうたう。

そんな社会の実現に向け、女も男も人間らしく暮らせ、働けるような労働条件づくりの絶好のチャンスが、今回の労働基準法改正であって欲しい！　ところが現実は、働き、働き続けるのが一段ときびしくなるような問題がいっぱいある「法改正」なのだ。

法案はまだ上程されていないが、そのたたき台の「中央労働基準審議会報告」から、あきらかになった主な点は次のようだ。

◎契約期間「３年」の上限設定は問題

今も恒常的業務でも、有期雇用契約をし、解雇制限の法理を脱法する「労働者の使い捨て」が今も横行している。３つの場合とはいえ、上限３年の有期契約を認めれば使い捨てはいっそう進み、若年定年制の実質的な復活となり、女性労働者への影響は大きい。

労働契約締結時の労働条件明示は評価

これは、評価出来る点ではある。ところがここで雇入れ通知をするので、見直しの時期がきている、パート法の改正を行わないというのは問題だ。

◎時間外・休日労働は現在の女性基準に

均等法改正とセットで労基法の女子保護規定が解消され、時間外・休日労働の規制がなくなる。均等法改正をめぐる国会審議では「年間1800時間の達成をめざす」と政府答弁が繰り返された。その達成のための時間外労働は、147 時間。少なくとも現在の女子保護の 150時間を男女共通の規制にすべきだ。ところが「報告」では、労使協定の適正な締結にふれられているだけ。何としても、よりよい男女共通の規制を設けて欲しい。

◎深夜労働の男女共通規制を

深夜労働は従事する労働者の心身に、また社会生活にも大きな影響を与える。だが「報告」では、割増率と健康面への影響の検討がのべられているのみ。深夜業は生命にかかわる医療や、水・電気など生活に不可欠な業種に、まず限定すべき。そして女子保護規定が解消される1999年４月までに、回数制限など男女共通の規制をつくるべきだ。

◎裁量労働は拡大しないこと

裁量労働はサービス労働を合法化し、長時間労働を見えなくさせるもの。すでに裁量労働が取り入れられている職場では、過労死をしても、その認定をとることは出来ないといわれる。業務の拡大を認めてはいけない。

◎実態把握をして欲しい

高齢化、小子化が進む一方で、こんな法が成立すれば、人権尊重の人間らしい生活はますます困難になっていく。不安定雇用は増え、家族的責任は果たせず、健康も破壊される。労働省は改めて労働者の実態を把握し、法に反映して欲しい。

このような内容の要請書を、変えよう均等法ネットワークでは、労働省と国会の労働・社会政策委員会のメンバーに送った。

また１月29日、均等法ネットなどの４団体主催で「土井たか子さんと語る女性のつどい」が行われた。労基法改悪が先取りされているような現場からの声々。それを聞いた社民党党首の土井さんは、党で「『労基法110番』を行う」と決意を。また大脇雅子参議院議員は、弁護士としてパート裁判で勝利した経験などを生かし、国会で「労基法改正」に取り組んでいくと話した。

# 年金制度へ、女性の立場から意見を

赤石千衣子

１９９９年年度の年金制度の見直しに向けて、年金審議会が開かれています。

ご存知のように、８５年の年金法改正で、サラリーマンの配偶者は、それまで任意加入であったものが、強制加入となり、第三号被保険者として保険料の負担をせずにすむようになりました。それまで、７割の妻たちが、任意加入で保険料を払っていたのです。また、遺族年金の率が上がり、長年働き続けてきた女性の年金より、片働きの第三号被保険者の遺族年金のほうが高いということも多くなったのです。

このように現行の年金制度は、片働き世帯を優遇していることから、女性がパート賃金以上ではたらくことを抑制する結果ともなっています。

この年金制度の仕組みは、女性たちの間でもよく知られておらず、サラリーマンの妻でも夫が払っていると思っている人も多い現状です。

こういったことから、年金制度を世帯単位から、個人を単位にし、サラリーマンの配偶者も年金の保険料を負担するようにしなければならないという声が上がっています。しかし、保険料を自分で払うのか、夫の給与から差し引くのか、基礎年金部分に組み込むのか、などいくつかの選択肢が考えられます。

今回の見直しのための年金審議会の委員には、女性はたったの３人。（国広陽子さん、目黒依子さん、都村敦子さん）第三号被保険者は入っていません。

昨年の１２月には、年金審議会が論点整理を発表しました。しかし、負担と給付についての５つの選択が大きく報道されて、年金が世帯単位である問題点などは、隠れてしまいました。

そこで、年金審議会にもっともっと多くの女性の声を届けねばなりません。年金審議会は、９月に意見書を取りまとめるということです。

厚生省は、ホームページに、ご意見募集「次期年金制度改革を考える」として、掲載しています。これが、なぜ新聞、そのほかのメディアに載らないのか、疑問がありますが、この際、多くの意見を送りましょう。

＜意見の宛先＞

郵便

〒100-8045 東京都千代田区霞ヶ関一丁目２－２　厚生省年金局企画課

ｅメール

www-admin@mhw.go.jp

タイトルを、「次期年金制度改革についての意見」として送る。

（１）性別、（２）年齢、（３）職業、（４）家族構成 を明記する。

# ≪北京ＪＡＣ議事録≫

１９９８．１．２０

司会／議事録　大角

出席者：羽後　時實　中嶋　赤石　松本　柳瀬　高橋　市川　石川　関口　三隅　伊藤　永井　鈴木　庄山　津和　小宮山　斉藤　山下　若林　加藤　緒方　牛山　大角

## Ｐａｒｔ　１．　研究会

**基本法・基本条例について**

弁護士・斉藤誠／男女共同参画基本法の必要性・意義と内容、効力などを解説。現在、男女平等に関する法律を根拠とする行政は労働省のみ。現在、総理府男女共同参画室は法律のしばりがないため、時に応じて変えられてしまう危険性がある。詳しくは４ページ参照。

ＮＨＫ解説委員・小宮山洋子／審議会は男女共同参画基本法を審議する基本問題部会と、女性に対する暴力禁止部会に分かれて審議。現在の基本法（科学技術基本法、高齢社会基本法、環境基本法、障害者基本法など）を整理検討。これらに準拠した抵抗のない内容に留めるか、具体的なもの（クオータ制・オンブズパーサンなど）を盛り込むかなど、これから具体的な内容に入る。

文京女子大学教授・山下泰子／基本法・条例の根拠―女性差別撤廃条約２条、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言４条、北京行動綱領、男女共同参画ビジョン、男女共同参画２０００年プラン、与党３党合意、男女共同参画審議会設置。地方の動き―埼玉県９７年１０月男女共同参画基本条例研究会発足、東京都９７年１１月「男女が平等に参画するまち東京」に条例制定を明示、川崎市９８年度からオンブズパーソンが業務開始、神戸市９８年４月「市長に望む」の冒頭に条例制定を入れる予定。着実に大きな動きになっている。

衆議院議員・松本惟子／国会では超党派の女性議員で男性議員に対する勉強会から始めようといっている。基本法案の獲得目標の合意が必要。

フェミニスト議員連盟・中嶋里美／５月の参議院選に向けて、候補者クオータ制と基本法制定要求のため、各政党に３月までにロビングが必要。

北京ＪＡＣ九州・山口・沖縄代表・三隅佳子／当会は２月１８日に総会を実施するが、参議院選全立候補者にアンケートを予定。

●北京ＪＡＣとしての具体的な取り組みは世話人会でさらに検討する。

**Ｐａｒｔ２．北京ＪＡＣ臨時体制について**／山下代表より説明。１～３ページ参照。

## 北京ＪＡＣ地域コーカス情報

**北京JAC長野**＝　昨年１１月発足、１月２８日世話人会開催。

**北京JAC静岡**＝２月１１日発足、小宮山・柳瀬・大角参加予定。

**北京JAC岡山**＝４月１１日総会、小宮山，羽後参加予定。各自治体にアンケート予定、県・市ともに明らかに女性行政後退の傾向が見受けられる。

**北京JAC山口**＝４月２９日に立ち上げ予定、４０名。三隅、小宮山参加予定。

**北京JAC仙台**＝準備会ができ、発足準備中。

## 事務局ニュース

### ９８年度会費１万２０００円納入のお願い

臨時新体制が発足しました。前号でお知らせした通り、９８年度は１月～９９年３月までを会計年度として、会費１万２０００円をお願いすることになりました。郵便振替用紙を同封しましたので、お振り込みのほどお願い申しあげます。

**会費1万2000円（98年1月～99年3月）**

| | |
|---|---|
| 郵便口座番号 | ００２５０－７－６６４２６ |
| 口座名 | 北京ＪＡＣ事務局 |
| 銀行口座番号 | 東京三菱銀行戸塚支店 |
| | 普通預金　０６４４８５２ |
| 口座名 | 北京ＪＡＣ事務局(飛鳥) |

### 地域コーカスニューズレター会員

北京ＪＡＣ地域コーカスの会員の方々にも、当ニューズレターをお読みいただきたく、今回、地域コーカスニューズレター会員の取り決めが世話人会で決まりました。

地域コーカスの会員の方々に限定して、ニューズレター１部６０円で配布いたします。

ご希望の地域コーカスは、必要部数と宅配先を事務局（または、大角事務局長）までＦＡＸください。まとめて宅急便で送ります（申し訳ございませんが宅配料もご負担ください）。

### 北京ＪＡＣカレンダー

**■２月■**

5日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター16号印刷発送・17号企画会議

17日(火)6:30pm　渋谷女性センターアイリス/定例全体会

議題1. 大脇雅子参議院議員/労基法など労働法制について
2. テーマコーカスからの情報
3. そのほか

17日(火)9:00pm　事務所会議室/世話人会

**■３月■**

5日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター17号印刷発送・18号企画会議

17日(火)6:30pm　渋谷女性センターアイリス/定例全体会

17日(火)9:00pm　事務所会議室/世話人会

### 定例全体会の変更と世話人会のお知らせ

４月の定例全体会は総会と兼ねます。

日時：４月25日(土)

会場：東京ウィイメンズプラザ

５月以降定例全体会

第３月曜日午後６時３０分から９時

東京ウィメンズプラザ

世話人会は、９８年度から定例全体会終了後、事務所会議室で行うことになりました。ご意見ご要望など、どしどしお寄せください。

北京ＪＡＣ第16号　１９９８年２月１日発行

代表：山下泰子　副代表：小宮山洋子　世話人：緒方由美子　大角隆子　斉藤誠　篠崎正美　関口悦子　津和慶子　中嶋里美　船橋邦子　三隅佳子　柳瀬満利子　若林冴子

編集・発行　北京ＪＡＣ事務局　発行責任者：緒方由美子

編集委員：新井場貞子　大角隆子　緒方由美子　奥山妙子　杉浦淑子　高橋克子　柳瀬満利子　若林冴子

〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナＢ207　北京ＪＡＣ事務所　TEL・FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク
マンスリー 北京JAC 第17号
Beijing Japan Accountability Caucus 3月号 1998年3月1日発行

# 労働基準法など労働法制について

参議院議員 大脇雅子

現在の労働法制改正の動きには３つの流れが絡んでいる。第１は規制緩和。これまでは経済的規制緩和で、労働関係はなかったが、アメリカの外圧で労働法制、派遣労働のネガティブリスト化の原則自由などが要求されている。

第２は労動基準法―労働契約・時間の改正。労働基準法は５０年前にできた法律で製造業ブルーカラー向けの規定が主であったのが、高度専門職種などの出現で、労働契約や労働時間の見直しが必要となってきた。この時期が規制緩和の時期と一緒になってしまった。

第３は労基法女子保護規定の撤廃。この３つが一遍に出てきたため、混然一体となって、どの部分が良くてどこが不都合か、議論が混乱している。

第１の規制緩和のひとつが、派遣労働のネガティブリスト化である。派遣労働は高度な専門職の特例としての働き方で、業種の限定があったものを、原則自由とするもの。正規労働者の代替要員にならないように、業種・期限でしばっておく必要がある。もうひとつは、労基法の契約期間について。有期雇用は１年を越えて契約してはいけなかったものを、３年にしようとしている。３年の契約期間（新商品・新技術開発、業務の拡大などの労務管理などは、１年では出来ないためとしている）を認めると、更新すれば６年にもなり、不安定雇用の拡大が懸念される。３年の導入は危険である。

評価できるのは、契約文書での明示は賃金のみで良かったが、就業時間・場所・退職金など労働条件を明示することになった点である。

労基法の改正では、裁量労働の拡大も問題となっている。もともと裁量労働は時間管理困難な労働としてあったが、企画・立案・調査・分析の業務などホワイトカラーに対する裁量労働を、日経連は高度に処遇するとして導入を要求、労働者側は労働時間長期化になると反対している。

雇用機会均等法改正と同時に行われる労基法の女子保護規定撤廃により、時間外労働規制の撤廃がすでに決まっている。男女ともの労働時間規制を求めているが、現在、めやす時間として３６０時間があるのみ。。育児介護など家族的責任のある労働者（男女ともに）への拒否する権利は、絶対に要求していかないといけない。しかし、男性の時間外規制運動は今まで例がない。強烈に規制するなら使用者側はレイオフをちらつかせている。

現在、与党プロジェクトによる修正を進行中、１９９９年４月までに、激変緩和措置として、小学校入学前の子供がいるか、介護をしている労働者（男女ともに）は拒否できる基準―深夜業および時間外労働のネットを張る法案を作りたい。労働相談が激増している現在、紛争システムの整備、パート法改正はもちろん、法規制にいかに女性の視点を入れるかが課題である。

インフォーメーション

労働基準法「改正」案、改正均等法の新ガイドラインについて

★3月8日（日）12時30分～14時30分　東京ウィメンズプラザ

【規制緩和と女性労働】

国際女性デーの1日、ウィメンズプラザを借り切って開かれる「'98 女たちの祭り・結びあおう女たち！ あなたも私も元気になる日」の中の分科会で行なわれます。人間らしく仕事も労働も出来る新しい男女の労働基準をどうつくっていくのか、そのため問題点の多い労基法「改正」案にどう取り組むのか、積極的な討論が行なわれる予定です。

お話　大脇雅子参議院議員　坂本福子弁護士

★3月12日（木）18時30分～　東京ウィメンズプラザ・第1会議室B

【改正均等法のガイドラインについて】

今労基法「改正」案の取り組みに、関心も時間もとられていますが、一方で均等法のガイドライン見直しも進んでいます。努力義務から禁止規定になる性差別の部分や、新しく出来るセクシュアルハラスメントのガイドラインはきちんと見直されたり、作成されているのでしょうか。学習会が、変えよう均等法ネットワークで行なわれます。

お話　中島通子弁護士

※北京ＪＡＣとしても積極的に参加、協力し、必要な提起をしていきたいと思います。

（均等法コーカス　高木澄子）

## 全体定例会次回議題

日時　3月17日（火）6：30pm～

会場　渋谷女性センターアイリス

研究会

1．2000年の世界女性会議など国際情報

講師　北沢洋子

2．税制・年金の個人単位制について

講師　斉藤　誠

議題

1．総会について

2．コーカス情報

3．その他

北京ＪＡＣ・女児コーカス刊行絶賛発売中

**「女児（少女）－女性の未来への鍵－」**

**The Girl Child Key to Women's Future**

房野桂著

「『北京行動綱領』を念頭においた各国の女児事情に言及し、具体的例に富んだ、総合的貴重な力作と言える。また、来る3月のＣＳＷの開催にあわせ、時宜を得た出版である。」

（国連ＮＧＯ国内委員会会長中村道子氏の「刊行によせて」より）

頒価　　1冊　1000円（送料込み）

申し込み

代金を郵便為替で下記にお送りください。

〒240-0026横浜市保土ケ谷区権太坂1-21-17

房野 桂

**「性と生殖に関する権利-**

**リプロダクティヴ・ライツの推進」**

リード・ボーランド著・房野桂訳（明石書店）

頒価　　1冊　2000円（送料込み）

申し込み　同上

# 参議院女性率３０％達成のために行動を

中嶋里美

●選挙にかかわろう

選挙区の候補になった私の友人は、すでに１月１日から駅前での演説を皮切りに、全県を一周した。比例区で出馬する候補を励ます会が、あちこちで開かれている。

東京選挙区は定員４名だが、すでに４名の女性候補予定者のポスターが貼られている。井上美代さん（共産）、浜田津敏子さん（公明）、小野清子さん（自民）、富山栄子さん（新社会党）。

女性たちが女性候補を応援できるという絶好の機会が、まず東京に訪れた。東京以外でも、今回の参院選は女性候補者の数が一番多い。国会でも地方議会でも女性議員を増やしていくためには、選挙運動にかかわることがまず第一。男性中心の行き詰まった社会を、どう変えるかを訴える絶好のチャンスである。私たちの代表を送るためには、支援のカンパや休暇を取って演説や事務所の手伝いをしよう。

●各党のクオータ制導入状況

１９９２年の参院選から選挙の度に全国フェミニスト議員連盟では、各党の女性議員が最低３０％になるよう党首に申し入れてきた。ついに６年後の今年の参院選から、クオータ制が導入されることになった。実現の努力をしてくれた女性議員にも心より感謝したい。

最も進んでいるのは民主党だ。今年の１月２２日に発表された「民主党男女共同参画行動計画」から、参院選についての部分を引用したい。「比例代表候補者の指名に、クオータ制を導入する。比例代表候補者名簿には、原則として『女、男の交互制』を採用するとともに、女子の割合５０％を確保するように努める。選挙区候補者について、女性３０％を確保するように努める。現職のいない選挙区では、新人女性候補を積極的に擁立する。」

社民党も「１９９８年運動方針」で「党公認の選挙区候補者を半数以上擁立することを最優先課題として取り組みます。その際、半数が女性候補となることを目指します。比例代表は男女交互名簿登載方式を採用します」と決定した。また、土井委員長も交互名簿の並べ方は「女性、男性の順にしたい」と述べている。

公明は昨年１０月９日に開かれた「公明全国女性議員大会」で「党自らクオータ制を取り入れ、２１世紀初頭にはあらゆるレベルの議会と党の幹部に３０％の女性を送り、、、ジェンダーバランスのとれた“人権大国”を目指します。」と宣言した。

●参院選に向けての私たちの行動

北京ＪＡＣ結成以来、数多くの議員に要求実現のために働きかけてきた。女性議員たちの理解と行動、男性議員の無理解と反対行動をじかに知ってきた。そして女性議員が少なすぎることへの悲しみもとことん味わってきた。

各政党がクオータ制を採用し始めたといっても、それが実現するまで私たちが議員と一緒に行動しなければ、単なるお題目書類で終わってしまう。北京ＪＡＣの会員は次の行動に取り組もう。

1. 私たちと共に国会で闘ってくれた現職女性議員を一人も落選させないために比例代表名簿の順位について党に働きかける。
2. 立候補希望者は今すぐ政党に働きかけを、立候補要請があったら「ＯＫ」を。
3. 候補者を一同に集めて政策を聴く会の開催。
4. 各地域で「参院選で女性議員３０％を目指そう」の集会を開催する。

# 母体保護法その後…

津和　慶子

厚生省母子保健課が所管してここ数年「心身障害発生予防に関する総合的研究」が行なわれている。昨年度には周産期の医療システム、妊産褥婦の健康管理システム、不妊治療のあり方、ハイリスク児の健全育成のシステム化、出生前診断の実態、遺伝相談に関する研究など、１９項目にわたる研究テーマが設定され、それぞれに研究報告が出されている。また来年度にも研究が継続されているものも多い。研究テーマを見ると、リプロダクティブヘルスに関する研究も、総合タイトルが示すように、心身障害発生予防に関する総合研究の一部として行なわれている。

厚生省では現在この他に厚生科学審議会先端医療技術評価部会で生殖医療を巡る議論が行なわれている。受精卵の提供、多胎妊娠、減数技術など生殖技術、出生前診断技術、研究利用のあり方などについて、日本医師会、産婦人科学会、女性団体、障害者団体からのヒアリングを行なっているところである。

同審議会の議事録や各研究班の報告をみると、優生保護法改正後のリプロダクティブヘルスをめぐる議論の危険性を指摘しないわけにいかない。

今日、生命技術が進んできたことで、男女の生み分けや体外受精、人工受精が一般的に可能になっている。また胎児の障害を調べる出生前診断はすでに広く行なわれているが、一部専門家の間には「多胎妊娠の減数手術は、厳密にいえば、母体保護法違反となる」「法律のなかに胎児条項（胎児に障害があるとわかった場合に中絶を認める規定）が必要だ」という声もあがっている。

つまり、優生保護法の優生部分が削除されたあとの母体保護法に、生命技術などの進展に対応した障害児排除の新たな規定をもりこむ必要性が言われはじめているのだ。しかも、それが女性の生涯にわたる健康の保障という文脈の中で、かつ「女性の自己決定」という言葉をつかって論議が行なわれているとに警鐘をならしたい。

同審議会の議論では、出生前診断を受けるかどうかについても、羊水チェックやじゅう毛診断などによって、重篤な障害をもつことがわかった際、医師が十分な説明をした上で、最終的には両親自身の自己決定が必要であること、医師自身は、具体的な病名と疾患名を挙げることを急がない、客観的なガイドラインを策定するなど、医師会側の自主規制や倫理規定が必要だとされている。

しかし、医師による「十分な説明」の中身については明確にはなっていない。が、羊水診断を受け、ダウン症とされた人全員が中絶したとの調査結果もでている。

「健康」という言葉が「障害のない」ことと同義的に使われ、障害をもつこと＝不幸なこと、社会にめいわく、などと直結する社会的「常識」がつくり出されてきてはいないか。そして、その「常識」がリプロダクティブヘルスとして使われ、「女性の自己決定」という言葉が一人歩きする。女性のからだの自己決定を基本にした母体保護法の改正を求めて、「からだと性の法律をつくる女の会」は、新しい「避妊・中絶・不妊手術」に関する法律づくりをすすめてきたが、私たちの求める「女性の自己決定」は、「障害をもっていてももたなくても、差別を受けることなくそれを個性として生きることができる社会」をつくり出すことを前提にしていることを明確にしたい。同会は２月２７日、女性、障害者、医師などが参加して「母体保護法と胎児条項を考える」シンポジウムを開いた。真しな議論を今後も続けていきたい。

## しずおかで、女たちの NGO やろうよ
# 世界女性会議ネットワーク静岡（北京JAC静岡）2月11日発足

世界女性会議ネットワーク静岡事務局　佐藤和子

北京JACの地域コーカス世界女性会議ネットワーク静岡が、2月11日静岡市で開催された「世界女性会議ネットワーク静岡設立の集い」において発足しました。

当日は、県内各地からおよそ60名の女性たちが参加。3人の世話人の呼びかけが、いろいろな人たちの間の口コミネットワークで情報が伝わり、自分の思いと意欲で集まった人たちでした。それだけに北京JAC副代表の小宮山洋子さんのお話によってNGOというもの、特に女性問題について取り組んでいる北京JACの活動や役割について理解が深まり、「なにかしたいと考えている私」が、なにをしたらよいのか、これからの活動の大きな方向性が見えてきたような気持ち。皆たいへん勇気づけられました。

その後の話し合いでは事務局の大角さん、柳瀬さんからの発言もあり、参加者の大部分が初対面だったにもかかわらず、率直な感想や意見が交わされました。とにかく自分の思いや考えを、安心して発言できる場を女性たちが自分たちでつくる。まず自分たちを解放することができる場を共有する。これは政策提案といったレベルの活動からはややかけ離れているようですが、女性が勇気を持って、意識を変え、活動を前進させていくための大切な条件だと思います。この発足の集いは、まさにそのような楽しく元気な雰囲気に盛り上がったと思います。

現在の会員数は38名。女性の立場から環境、介護、国際交流、教育などなど地域のいろいろな場で活動している人たちです。現在地方議員として活躍している人、国政を目指して政治活動に取り組んでいる人もいます。また男性会員が3名、いづれも家族や福祉などの若手の研究者で、専門家として理論的なパワーアップへの貢献が期待されます。

こんな経過で、世界女性会議ネットワーク静岡の設立により、静岡県にも県内全域をカバーする女性たちの市民的な組織が初めて誕生しました。これはなにより静岡県の女性たちのエンパワーメントの証左です。全県的にネットワークすることで、これまで散発的になりがちで、それだけに無視されることが多かった行政へのロビイングを、提案力、影響力ともに強力なものにしていくことができるようになるでしょう。

北京会議で採択された「行動綱領」が、一人一人の女性の暮らしのレベルで実現されるような政策の提案、女性たちへの働きかけ、そしてなにより私たち自身のエンパワーメントと課題は山積ですが、さしあたり北京JACから発信される情報を、会員同士が共有することから歩き出していきます。

なおこの日の集いには長野JACの塩沢純子さんが、わざわざ飯田市から参加して私たちを励ましてくださいました。あらためてお礼を申し上げます。

# 北京ＪＡＣ’９８年度総会のご案内

代表 山下 泰子：事務局長 大角 隆子

北京ＪＡＣ規約によるはじめての総会を下記により開催いたします。会員の皆様のご意見により、今年度の北京ＪＡＣの方針が決まります。どうぞ奮ってご参加ください。

「総会」は、規約上つぎのように規定されています。

〔目的〕本会の活動および運営を総括する。
〔構成〕個人会員によって構成される。
〔役員〕総会で会員により選出される。
〔審議〕事業計画，事業報告，予算，決算，その他世話人会が必要と認める事項
〔定足数〕会員の５分の１以上。委任状は、出席とみなす。
〔議決〕出席者の過半数。

日時：１９９８年４月２５日（土）
〔総会〕10:30-16:30
場所：東京ウィメンズプラザ他
〔レセプション〕17:00-19:00
子どもの城8 階パーティー会場
会費 3,500 円

東京ウィメンズプラザ
〒150 東京都渋谷区神宮前5-53-67

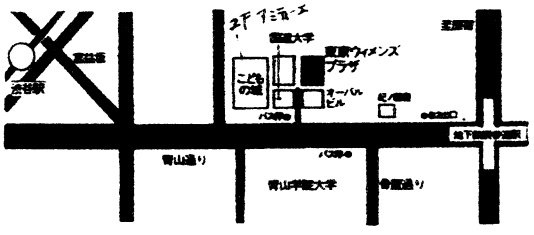


●交通のご案内●
JR山手線・東急東横線・京王井の頭線：渋谷駅下車徒歩12分
営団地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線：表参道下車徒歩7分
都バス（系81系統・渋88系統）：渋谷駅からバス4分「青山学院前」バス停下車徒歩2分

＊総会の出欠、委任状、世話人の立候補についての葉書を追ってお送りします。

〔議題と時程〕

10:30-12:00
・’97 年度事業報告
羽後静子前事務局長
・’97 年度シンポジウム報告
小宮山洋子実行委員長
・’97 年度決算報告
若林冴子財務担当世話人
・’98 年度事業計画
大角隆子事務局長
・’98 年度シンポジウム企画
小宮山洋子実行委員長
・’98 年度予算案
柳瀬満利子財務担当世話人
・地域コーカス報告
三隅佳子・篠崎正美担当世話人
・新世話人の選出
12:00-13:30（昼休み）
・世話人の互選による役割分担の決定
13:30-16:30
・世話人の役割分担発表 新代表
・国連婦人の地位委員会傍聴報告
羽後静子氏
・男女平等基本法制定の動き
大沢真理氏
・参議院議員選挙に向けて
中嶋里美氏
・その他
・フリートーキング
17:00-19:00
・レセプション
新役員から一言
会員から一言
会員の交流

# 〈北京ＪＡＣ議事録〉

１９９８．２．１７
司会／斉藤　　議事録／柳瀬
出席者：三隅　柳瀬　津和　高橋　大角　関口　緒方　市川　若林　小宮山　山下　大脇　斉藤

## Ｐａｒｔ１．研究会

**１．労働基準法など労働法制について／講師：参議院議員　大脇雅子**

労働法制改正の動きについて。詳しくは1ページ参照。

## Ｐａｒｔ２．テーマコーカス情報

**１．基本条例の地方の動きについて／山下泰子**

埼玉県では条例案作成がスタートした。

**２．暴力防止法コーカス／津和慶子**

３月10日渋谷女性センターアイリスで、国内の法制化に向けてセミナーを実施する。

## Ｐａｒｔ３．その他

**１．男女共同参画審議会の状況／報告　小宮山洋子**

橋本首相の基本方針に男女共同参画基本法を通常国会（平成１１年１～）へ提出するとある。審議会で小委員会を設置し、平成１０年６月中旬に中間報告を提出する予定。北欧型、欧米型を参考に、学者、ＮＧＯからヒアリングする。審議会の論点整理に向けて、北京ＪＡＣも７月の新潟シンポジウムで意見を集め、報告をまとめたい。

**２．メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官の来日／報告　山下泰子**

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官（元アイルランド大統領）が外務省の招きで来日した。１月27日・28日の両日「第３回アジア太平洋地域人権シンポジウム－世界人権宣言50周年を記念して－」（於国連大学）に出席の後、１月28日午後には、日本弁護士会と国際人権法学会の共催によるシンポジウム「国際人権を実現するＮＧＯの役割」（弁護士会館）において、つぎのような基調講演をした。まず、人権分野で共通の目的を達成するために、国連人権高等弁務官とＮＧＯが創造的なパートナーシップを形成することの重要性を説いた。つぎに、ＮＧＯの権利は、メンバー個人の権利と結合の自由に基礎づけられており、ＮＧＯが実効性をもつためには、自信、責任、成熟が必要だと述べた。さたに、人権ＮＧＯの役割として、政府の提出するレポートに対するＮＧＯからのカウンター・レポートの提出が可能であること、人権条約委員会は、少数の専門家によって構成されているので、ＮＧＯからのアプローチが可能なこと、条約の実効化のためのフォローアップにＮＧＯの役割が期待されることを強調した。「ＮＧＯは、目出あり、耳である」という言葉を引用されたのが、印象的だった。

※なお、北京ＪＡＣ各コーカス提言書（英訳）を羽後前事務局長から手渡した。

# 事務局ニュース

## 北京ＪＡＣ新潟シンポジウム実行委員募集のお知らせ

北京ＪＡＣ１９９８年シンポジウムは,７月４日５日新潟市にて、北京ＪＡＣ新潟と東京の実行委員会が協力して開催します。新潟の実行委員会は、責任者渡辺信子さん、事務局小林佳子さんですでにスタートしています。全体（東京）の実行委員長は北京ＪＡＣ副代表の小宮山洋子さん。現在、東京の実行委員を募っています。月一回から二回程度の実行委員会を事務所で開きます。熱意のある方なら誰でもＯＫ。実りあるシンポジウムの開催へ、少しでもご協力できる方は,３月２０日（金）までに事務局まで、ＦＡＸにてお知らせください。

## 会費納入のお願い

１２０００円（９８年1月から９９年3月）

郵便口座番号　００２５０－７－６６４２６

口座名　北京ＪＡＣ事務局

銀行口座番号　東京三菱銀行戸塚支店

普通預金　０６４４８５２

口座名　北京ＪＡＣ事務局（羽後静子）

## 北京ＪＡＣカレンダー

■３月■

５日（木）4:00pm 渋谷女性センター

アイリス／ニューズレター１７号印刷発送

１８号企画会議

１０日（火）6:30pm 渋谷女性センターアイリス

女性に対する暴力防止法研究会

１７日（火）6:30pm　渋谷女性センター

アイリス／定例全体会

研究会１．講師　北沢洋子／２０００年の世界女性会議など国際情報

研究会２．講師　斉藤誠／税制・年金の個人単位制について

議題１．総会について

議題２．コーカス情報

議題３．その他

１７日（火）9:00pm　事務所／世話人会

■４月■

２日（木）4:00pm　渋谷女性センター

アイリス／ニューズレター１８号

印刷発送・１９号企画会議

２５日（土）北京ＪＡＣ総会(東京ウィメンズプラザ)

北京ＪＡＣ第17号　１９９８年3月1日発行

代表：山下泰子　副代表：小宮山洋子　世話人：緒方由美子　大角隆子　斉藤誠　篠崎正美　関口悦子　津和慶子　中嶋里美　船橋邦子　三隅佳子　柳瀬満利子　若林冴子

編集・発行　北京ＪＡＣ事務局　発行責任者：緒方由美子

編集委員：新井場貞子　大角隆子　緒方由美子　奥山妙子　杉浦淑子　高橋克子　柳瀬満利子　若林冴子

〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナＢ207　北京ＪＡＣ事務所　TEL・FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク
マンスリー 北京JAC 第18号
Beijing Japan Accountability Caucus 4月号 1998年4月1日発行

# 2000年の国連特別総会「北京プラス５」に向けて

北沢 洋子（国際問題評論家）

## WEDOの中間報告

ニューヨークのWEDO（環境と開発のための女性組織）は、３月の国連女性の地位委員会に向けて、『Mapping Progress』と題する報告書を発表した。

今年は、北京での各国政府の公約が達成されるとした2000年の中間の年に当たる。そこでWEDOは各国政府とNGOにたいして、詳細なアンケートを行い、行動綱領の実施について調査した。

報告書の内容は以下の３点に要約される。

(1) 70%の政府が国内行動計画を作成、77ヵ国の政府が女性の地位向上のための国内機構を設立し、そのうちの36ヵ国では立法の権限を保有する、64ヵ国が女性の権利についての法律を策定、北京参加国の 1/3が女性の予算を増加させるなど、かなりの前進が見られた

(2) 行動綱領の実施において、NGOが大きな役割をはたした。その結果、74%の国が暴力を禁止する法律を制定した。また、リプロダクティブ・ライツ、人身売買、政治参加、財産権などの分野で改善された。

(3) しかし、一方では、経済のグローバル化やＩＭＦ・世銀の構造調整政策が女性の貧困化を拡大している。またこれは、政府の女性政策の遅れの口実に使われている。これは、(1) や(2) でいくらか見られた成果を相殺させてしまう。

したがって(3) について、WEDOは、2000年の 6月にニューヨークで開かれる「北京プラス５」の特別総会に向けて、NGOが一致して、国際的なキャンペーンをしていく必要があると訴えている。

## アジアの通貨・金融危機

WEDOの報告書では、フィリピン政府が2025年に向けて「ジェンダーと開発プラン」を作成したが、その起草の過程ではNGOと数多くの対話が行なわれたことや、韓国では韓国女性連合の前会長が女性問題担当の政治省の大臣に就任し、女性対策の予算も20%増加したことなどが報告されている。また韓国では、97年に女性開発基金が設立され、2000年までに１億ドルの資金を集めることになっている。

しかし、昨年７月以来アジアを襲った通貨と金融危機は、これまでの政府の公約と、NGOが獲得した成果を反古にしてしまった。

アジアの政府は、事実上、ＩＭＦの管理下に置かれ、緊縮政策を強いられている。政府の歳出は極端に押さえられ、増税と生活必需品にたいする補助金の削減が行なわれた。

その結果、企業の倒産が相次ぎ、失業者が急増しているが、その多くは女性である。インフレが進行し、貧しい人びとを直撃している。インドネシアなどでは、乳児のミルクさえ不足し、各地で暴動が続いている。

日本政府は今年度のＯＤＡ予算を10%も削減したが、このことにもNGOは取り組んで行かねばならないが、2000年の北京プラス５にも準備をしなければならないだろう。

# 女性と税制・社会保障制度

弁護士　齊藤　誠

## 1　今の女性の現状

日本の女性の雇用率は、1960年では７８３万人、雇用者全体の３１・１％であったものが、1995年には２０４８万人、３８・９％と雇用者の４割が女性となっています。女性の進学率も年々増加してますが、一方で家事専業者が増加しています。1991年の１５歳以上の女性の総人口のうち、家事専業者が１５１２万人、２４・０％であったのが、1995年には、家事専業者が１６３７万人、２５・７％と増えているのである。

日本の年齢別女性の労働力率はM字型となっていますが、最近M字の谷が高齢化へシフトしてきております。

短時間雇用者も年々増加の一途をたどっています。1985年には、女性雇用者数１５１６万人の内３３３万人、２２％でしたが、1994年には女性雇用者数１９８９万人の内６４７万人、３２・５％と実数でもほぼ倍加しています。

しかも日本の賃金格差は、先進国の中では飛び抜けて大きく、パートを含む事業規模３０人以上の現金給与額で比較すると、男子１００に対し女性は５０・９と半分になってしまいます。

## 2　１００万円の壁の意味

このような中で、日本では「１００万円の壁」という言葉があります。短時間雇用者が、一定収入限度について就業調整を行うという問題です。この問題は、いくつかの要素が重なっていることからおこるものです。まず一つは１０３万円という配偶者に認められる非課税限度額です。この額が企業からの配偶者手当の支給基準となっています。次に給与所得者の配偶者控除、配偶者特別控除制度です。実際には配偶者控除を受けている者は同時に配偶者特別控除をうけており、この双方の控除利益を全て受ける限度額が７０万円となっています。さらに年金の第３号被保険者の免除をうける限度額が１３０万円です。就業調整を行うということは、これらの限度額を超えるたびに世帯全体からするとその部分の負担が増えることにより、かえって世帯全体の収入が減少してしまうので、女性が収入を自ら調整してしまう問題です。女性が働くためには、１００万円あたりに集中しているこれらの高いハードルを越えなければならないという問題があるのです。

## 3　配偶者控除・配偶者特別控除制度

配偶者控除、特別控除制度の問題点は、税額の控除制度ですので、高額所得者が有利となることです。次に人的控除制度であることから、人的な要素として経費がかかるという理由で税額からの控除を認めるものですが、専業主婦のみにこれを認める根拠がなく、内助の功を評価ということでも、共働き家庭の妻との差を付ける理由もありません。ただこれを廃止すると負担増となりますが、これはこれと引き替えに最低生活費への課税回避という意味を持つ基礎控除を大幅に増額することが必要と思います。

## 4　年金制度

第３号被保険者の保険料免除という制度は１９８５年にできたものです。それまでは無業の主婦の７割が任意加入していました。第３号被保険者の保険料は共働きの妻を含む他が負担となるというこの制度の不公平さも大いに問題と思います。

## 5　今後の方向

今、年金審議会がもたれております。第３号被保険者の保険料免除の問題が審議されており、北京ＪＡＣとしても早急に意見表明をしていく必要があると思います。

# APW から CSW へ

関口 悦子

第42回国連女性の地位委員会（CSW）は、3月2日から13日まで、ニューヨークの国連本部において開催された。会議は、北京行動綱領の関係領域の履行結果を監視調整することにある。今年のテーマは、女性の人権、少女、女性と紛争、女性に対する暴力の4つである。

今回の会議で一番の関心事項は、オプショナルプロトコール、すなわち女子差別撤廃条約中の個人通報制の採択がなされるかどうかであった。概ねの国が賛成していたので、わたしたちNGOは、今年こそは採択が可能ではないかと考えていたが、結果的には次回に持ち越されてしまった。何しろ第2条のon behalf of の議論だけでも各国の意見調整に丸1日かかってしまうのであるから遅々として進まない。

決議事項は、差別における人権と土地の権利、アフガニスタンにおける女性と少女の立場、パレスチアの女性、2000年のFWCWのフォーローアップ、以上4つであった。

このCSWの会議と平行してNGOや国連機関関連のイベントが、毎日おこなわれて、毎朝8時からNGOアジアコーカスが始まり、次に9時からCSWとNGOとのブリーフィング、10時からのCSWの会議を傍聴するという毎日で、会場があちこちなので移動に時間がかかってしまったり、テーマがよいので参加してみると、興味のもてないものだったりする。また、暴力、人権問題にユニフェムが大変関わって支援活動して毎日のように報告がなされた。宗教の違いから犠牲になった女性を守る シェルターの報告は、私の観念の中にないものであった。

ロビーイングとして私たちは、今年1月にインドで行われたAPW(アジア太平洋監視機構)の会議の参加者たちと一緒にインドで作成した決議文を手直ししてCSWに提出した。このAPWは第4回世界女性会議の前に活躍したアジア太平洋のNGOグループ(APWG)が世界のジェンダー格差をなくすよう、2000年に向けて国連や各国政府に提言していこうと再編成した団体である。APWGについては、北京会議の前にマニラで、初めてアジア地域各国のNGOが集結した会議を開催したといえばお分かりになり、参加した人も多いことと思われる。

次の国連女性会議は、2000年6月5日から9日迄、国連本部で開催予定である。そこへNGOがどう関わっていくかが、これからの課題である。

# 全国で始めましょう！「女性の生き方の選択とピル」の学習会

女性と健康ネットワーク

10代の妊娠中絶は過去20年間におよそ3倍になっています。強姦も全く跡を絶たず、夫婦間であっても望まない妊娠がコンドーム一辺倒の避妊方法の悪しき結果として、女性の生き方の選択を妨げています。「女性と健康ネットワーク（代表　樋口恵子）」では、ピルを女性の身体、性と生殖の自己管理・自己決定のための選択肢を拡げる手段として認め、解禁を歴代厚生大臣にも要請する、という活動をしてきました。

ところが、3月2日、中央薬事審議会常任部会で避妊用低用量ピルの解禁問題が審議され、結果として今年中と見られていたピルの解禁決定が来年に持ち越されそうだとのことです（時事通信ニュース、ＪＪネット 95号掲載）。持ち越しの理由は、ピル使用のための医師の処方基準作り、発がん性などの危険性の調査準備のためとのこと　念には念を入れ、ということかもしれませんが、これだと治療のため現在高・中用量ピルを使用している女性たちへの配慮が全くないことにも驚きあきれます。実際、2月28日に福岡市女性センター・アミカスで行われた「女性の生き方とピル」という学習会では（とても活発な質疑が原ひろ子さんと草野いずみさんの情報提供に対して行われていました。）、“治療のため高用量ピルを使っている。自分としては全く副作用を感じないが、やはり心配なので幅広く情報を集めたい”から参加した女性がいらっしゃいました。

ピル解禁に慎重な政策の陰には、女性に多く子供を産んでもらいたいという男性リーダーの意向が見え隠れしています。今回の見送りには、さらにエコロジー運動の方から「ピルが服用者の体内から（糞尿として）排泄されて、動物や人間など広く内分泌を撹乱するホルモンが生態系に影響を与える」とする根拠不充分な反対意見が影響力を持ったようです。

しかし、高・中用量ピルと低用量ピルの使用目的の違いを認め、前者を是認する人々がダイオキシンのような激烈な環境破壊機能が確認されている物質と低用量ピルを、「人工化学物質」ということで同列化して論じ、ピルを敵視することは行き過ぎ・論理の飛躍というものではないでしょうか？「人工化学物質」をなるべく使わないようにする、ということを全く禁止するということは表と裏ほどの違いがあります。風邪薬のことを考えてみるとすぐわかることです。

ただ、女性と健康ネットワークでは、今回の事態を冷静かつ前向きにとらえ、あらゆる論点を含めて、「女性の生き方の選択とピル」についての学習・討論が全国的に行われるきっかけにしよう、と決めました。ピルという薬の性質、低用量ピルがなぜ避妊作用を持つのか、考えられる副作用、料金、服用の仕方、他の避妊方法と比べての長短、環境との関係等など。

薬事審議会でも、「国民の意見聴取を行って、最終的に解禁の可否を判断する」とのこと。6月の定例常任部会の前に、ピルに関してのみ話し合う臨時部会を開く予定。（堂本事務所が厚生省薬務局審査管理係森氏－ピル担当－に確認）だそうです。**ぜひ4－6月にかけて各地で表記の学習・検討会を開いてください！**　当ネットワークではそのためのリソース・パーソンをご紹介します。

連絡先　Fax：03-5978-5845 原

（文責：篠崎正美）

# Women Leaders' Network from ＡＰＥＣ Economies

------ＡＰＥＣに女性の声を------

粕谷　初江（在カナダ）

ＡＰＥＣ加盟国女性リーダー連絡会（Women Leaders' Network from APEC Economies,以下ＷＬＮと略）は、ＡＰＥＣ加盟国における民間、学会、市民団体のさまざまな領域に属する女性によって設立された会合です。この会は、平等で持続可能な成長を目指すというＡＰＥＣの方向性に寄与することを目的として平成８年に設立され、以来、ＡＰＥＣのあらゆる側面に、男女共同参画の配慮が組み込まれるよう、活発に働きかけてきました。

ＷＬＮは活発・臨機応変をモットーに、次のような形で、ＡＰＥＣに寄与することを目指しています。

＊さまざまな分野における経験豊富な専門家集団による、男女共同参画状況の調査分析
＊ＡＰＥＣの諸機構・諸活動への参加ないし連携
＊男女共同参画の促進を考える専門組織として、共同参画状況の推移の確認把握、および男女平等の規範の提示
＊ＡＰＥＣに対する強調の場、あるいは諮問機関としての役割
＊女性経営者・起業家の支援

たとえば、1997年カナダで開催されたＷＬＮ会合では、ＡＰＥＣにジェンダーの視点を盛り込むため、「域内における女性の経済貢献」のテーマを中心に議論し、結果を政策提言の形にまとめ、同年のＡＰＥＣ中小企業担当閣僚会議議長に提出しました。これにより、ＡＰＥＣ中小企業担当閣僚は、「技術・経営・起業の各分野における女性の活躍を促進するため、男女平等に留意した中小企業開発関連政策・施策を推進することに合意」しました。また今後とも、ＷＬＮは、会の強化およびＡＰＥＣとの関係の確立を図り、人材養成、環境に配慮した持続可能な開発、女性が経営する中小企業、科学技術、学会の使命、ビジネスの倫理・社会貢献と責任など、広範な観点から、ＡＰＥＣに男女共同参画の視点を盛り込むべく、努力を続けることにしています。

このようにＷＬＮは、多くのＡＰＥＣ加盟国の政府・民間・学会等からの女性たちが出席し、ＡＰＥＣのあらゆる側面で、男女共同参画の促進の配慮を意識して取り組むことを訴え、ＡＰＥＣの意志決定のあり方に建設的な影響を及ぼしているにもかかわらず、残念ながら、ＡＰＥＣでの日本の存在が大きい割には、日本からの女性の声がいまひとつ聞こえてきません。

次回の会合は、平成１０年９月にマレーシアで開催されますので、ぜひ日本の女性リーダーの方々の参加をお待ちしています。

# 新潟の動きと第3回シンポジウムに向けて

新潟県上越市　上石　喜代子

昨年7月に行われた北九州市でのシンポジウムで私たちはたくさんの元気をもらってきました。「ムーブ」のようなすばらしい施設もないし、県内に広く多くの元気印の女性が散らばっているわけでもありません。でも、私たちなりに「私の行動が日本を変える…」の思いで活動を続けてきました。

「1998年のシンポは新潟で」のお声がけに私たちは多少戸惑いながらも「私たちの行動が日本を変えられるかもしれない」の思いでお引き受けしました。

1月17日の総会で新潟シンポの開催が承認され、会員99名全員がシンポのスタッフとなりました。その中で、主に東京と連絡をとりながら準備をすすめていく実行委員を募り、21名の実行委員で2月20日スタートしました。日程等は次のようになりました。

＊日　時　　7月4日（土）・5日（日）
＊会　場　　新潟ユニゾンプラザ（448名収）
＊日　程　　▼ 7月4日（土）
・開会セレモニー　12:30~
・地域コーカス　13:00~
・分科会　14:10~
移動
・交流会（フェイズ）　18:00~
▼ 7月5日（日）
・シンポジウム　9:30~
・閉会セレモニー　12:00
アピール等
＊実行委員長　斉藤　誠実行委員長
新潟責任者　渡辺　信子
東京連絡係　小林　佳子
＊涼JAC 新潟は企画と当日の運営を持つ
＊5日のシンポジウムは北京ＪＡＣ(涼)に一任
＊シンポ大会申込、宿泊申込はＪＴＢに一任

第2回実行委員会は3月6日（金）に開催し、係と役割分担等をきめました。

＊全体運営　　◎斉藤良子　外石栄子(鍼)
＊分科会　　◎金井芳子
・会場の関係で分科会は8分科会
＊地域コーカス　　◎上石喜代子
＊シンポジウム　　北京ＪＡＣ　◎小林佳子
＊交流会　　◎村上恵子
＊広報ＰＲ　　◎小林真千子

▼ 毎月発行の「北京ＪＡＣ・新潟ニューズレター」にシンポニュースを毎回掲載するとともに、別カラー紙刷りで情報提供をする

3月20日の第3回実行委員会では、主にシンポに向けての全体スケジュールの話し合いでした。

＊予告チラシ作成；　4月20日～24日
・4月25日北京ＪＡＣ総会にチラシ持参
＊本チラシ；　5月中旬完成、下旬発送
＊テーマ　大会テーマ、分科会テーマ等次回までに原案作り
＊参加申込等；　5月6日申込書等発送
・申し込み締切り　6月13日
・名簿完成　6月下旬
＊当日資料；原稿提出6月15日まで
＊ポスター；涼JAC（涼）担当　5月下旬発送
＊Ｔシャツ、テレカ；北京ＪＡＣ(涼)担当
＊広報ＰＲ；県内行政、マスコミへ
県外広報の方法等

新潟大会は国政選挙のまっただなかの意気の上がるものになると思います。

**ぜひ、新潟へお出かけください。**

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９８．３．１７

司会・議事録／津和

出席者：小宮山　斉藤　柳瀬　大角　緒方　市川　高橋　鈴木　粕谷　高嶋　津和　関口　篠崎　房野　永井　渡辺　上田　中嶋　伊古田　木村

### ＰＡＲＴ１．研究会

１．税制・年金の個人単位制について／

講師：弁護士・斉藤誠

配偶者控除、年金制度についての問題点を解説。２ページ参照。

年金審議会について／審議会委員は男の既得権をもつ人が多い。給付と負担どっちをとるか二者択一的な議論になっている。全体の抜本改正は８月に中間まとめ、来年国会に提出するスケジュール。

ＪＡＣとしての申し入れが必要。斉藤、津和、中嶋担当。総会で決議する。

２．2000年の世界女性会議と国際情報／

報告：小宮山

１ページ北沢洋子執筆記事参照

３．国連女性の地位委員会／

報告：関口　３ページ参照

### ＰＡＲＴ２．議題

１．７月４・５日シンポジウムについて

東京実行委員募集。４日地域コーカスと分科会、５日シンポジウム、テーマは「基本法」ＪＡＣの案を提言する。６ページ参照。

２．コーカス情報

女性と健康ネットワーク／篠崎正美

薬事審議会は３月中旬ピル認可をストップさせた。女性の生き方の選択を広げるために、女性の体への情報を把握することは大切、そのための勉強会を開く。４ページ参照。

３．そのほか

カナダＡＰＥＣからの意見／粕谷初江

カナダではＡＰＥＣに女性の視点を盛り込む動きが盛んだが、日本女性の意見が届かない。５ページ参照。

## 《世話人会議事録》

１９９８．３．１７　議事録／大角

１．総会／午前に予算案検討（資料印刷物は４月10日提出締め切り、16日検討・印刷）午後の報告は羽後30分、大沢60分、中嶋30分。年金制度の見直しについて案文を採択し、年金制度委員会に提出。労働法制について意見書をまとめロビー活動につなげる。

２．シンポジウム／東京実行委員は広く募集、世話人はメンバーになる。第1回実行委員会４月16日開催。

３．参議院選に向けて／各政党の女性政策調査、意見交換をする。（担当：中嶋）

４．入会案内改定／目標①男女平等基本法の制定、男女共同参画を総合調整する総理直属の機関の設置②「女性に対する暴力」撤廃実現のための法制化。その他。

**◎　シンポジウムのお知らせ　◎**

エコ・パートナーシップ東京会議

「環境とジェンダー」ＮＧＯ交流国際会議

日　時　1998年５月27日17:00～20:00

会　場　東京国際フォーラム

テーマ　くらしの中から考える東京の環境

参加者　海外 約10名　国内 100名

参加費　2000円前売り制(軽食付き)

問い合わせ先　北田 ☎ 03 3776 5738

FAX03-3774-8858

関口 ☎ 0423-71-8337

FAX 0423-39-7666

主　催　東京都女性海外視察団の会、エコ・パートナーシップ東京会議グループ

助　成　東京都助成財団

## 事務局ニュース

### １９９８年度会費納入者リスト

浅倉むつ子　荒井佐よ子　荒堀憲二　安楽いく　石川敬子　石川美和子　市川律子　市場留美　伊藤淳子　伊藤瀧子　上田記代子　牛山満智子　内山良子　浦島恭子　大阪府男女協働社会づくり財団　大沢真理　大角隆子　緒方由美子　尾崎薫　小野良子　梶本玲子　北村邦夫　北谷勝英　向後紀代美　小玉美意子　五島陽子　小林佳子　小松満貴子　小宮山洋子　斉藤誠　斎藤洋子　佐伯律子　坂井隆之　佐藤文子　佐藤和子　沢田鈴代　篠崎正美　清水純子　清水澄子　庄山則子　杉内一成　鈴木廣子　高嶋紀子　高橋克子　高橋ますみ　高原とみ子　竹内百重　竹森絹子　建石教子　田中咸子　玉津菊子　佃末音　堂本暁子　永井よし子　中嶋里美　中村碩子　中村道子　中山慶恵子　根岸鋭　橋本ヒロ子　林弘子　林幸子　平田洋子　深見玲子　福島瑞穂　房野桂　藤田美恵子　藤原千賀　古橋エツ子　堀口悦子　本田明子　松本めぐみ　松本惟子　松山タツ子　宮坂洋子　武者小路公秀　村岡洋子　村上里和　村松泰子　森屋裕子　森玲子　矢沢澄子　矢澤乃里子　谷田沢典子　柳堀朗子　柳堀素雅子　柳瀬満利子　山崎紫生　山下威士　山下英子　山下泰子　米田麗子　和気文子　渡辺光子　　1998.3現在

行き違いの節はご容赦ください

### ■ 北京ＪＡＣカレンダー ■

**■4月■**

2日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター18号印刷発送、同19号企画会議

10日(金)　総会資料締め切り

16日(木)6:30pm　事務所/世話人会、新潟シンポ東京実行委員会

25日(土)10:30am～4:30pm　東京ウィメンズプラザ第1会議室/北京ＪＡＣ'98年度総会

5:00pm～7:00pm　こどもの城アミティーエ8F(パーティー会場)/レセプション　会費:3500円

**■5月■**

14日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター19号印刷発送、同20号企画会議

18日(月)6:30pm　東京ウィメンズプラザ/定例全体会

### 会費納入のお願い

１２０００円（９８年１月から９９年３月）
郵便口座番号　００２５０－７－６６４２６
口座名　　北京ＪＡＣ事務局
（※ご注意／銀行口座は取りやめました）

北京ＪＡＣ第18号　１９９８年４月１日発行
代表：山下泰子　副代表：小宮山洋子　世話人：緒方由美子　大角隆子　斉藤誠　篠崎正美　関口悦子　津和慶子　中嶋里美　船橋邦子　三陽佳子　柳瀬満利子　若林冴子
編集・発行　北京ＪＡＣ事務局　発行責任者：緒方由美子
編集委員：新井場貞子　大角隆子　緒方由美子　奥山妙子　杉浦淑子　高橋克子　柳瀬満利子　若林冴子
〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナＢ207　北京ＪＡＣ事務所　TEL・FAX03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク

マンスリー 北京JAC 第19号

'Beijing Japan Accountability Caucus 5月号1998年5月1日発行

# 北京ＪＡＣ’９８年度総会を終えて

代表 山 下 泰 子

1998年4 月25日、東京ウィメンズプラザで各地域からの会員を迎えて、大変な熱気の中、北京ＪＡＣ初の総会が開催されました。今年４月１日付けで、規約が発効したのに伴う措置で、いよいよＪＡＣも、名実ともにしっかりした組織の形態をもつことになったわけです。

初の総会選出による役員が、つぎのように決まりました。どうぞよろしくお願いします。

代表：山下泰子
副代表：斉藤誠，中嶋里美
事務局長：大角隆子
世話人：
○国際担当：船橋邦子
○企画担当：斉藤誠，津和慶子
○広報担当：関口悦子
○編集担当：緒方由美子
○財務担当：柳瀬満利子
○テーマコーカス担当：中嶋里美
○地域コーカス担当：三隅佳子，篠崎正美

原則として、今後2 年間の任期です。大変申し訳ないことに、山下は、1999年度在外研究のため、1 年間ネパールに滞在の予定です。そこで、99年度については再検討していただくという条件付きの代表就任です。

また、規約第 5条2)では、「副代表 1名」となっていましたが、これを改正し、「副代表　若干名」とすることになりました。

1995年の北京における第 4回世界女性会議以降、世界女性の合言葉は「エンパワーメント」です。日本におけるエンパワーメントは何といっても、政策決定の場にどれだけ女性たちが、進出できるかにかかっています。

北京ＪＡＣが、2 年半前、日本初のロビイングネットワークとして発足したのも、政策方針決定に女性の声をもっと反映させようということからでした。いま、13の地域コーカスを加えて、全国展開の一大勢力になった北京ＪＡＣは、この原点をもう一度再確認したいと思います。

そこで、総会では、現在緊急課題になっている「男女労働者への新たな労働規制を求めるアピール」と「年金制度の個人単位化を求めるアピール」を採択し、ロビー活動をすることに決めました。各地域でも、これらのアピールを、有効に活用してください。

また、7 月に迫った参議院議員選挙に、北京ＪＡＣから6 人の女性メンバーが立候補を決めています。そこで、5 月27日（水)18:00より東京ウィメンズプラザにおいて、立候補予定の大脇雅子さん、小宮山洋子さん、福島瑞穂さん、円より子さん、山崎紫生さん、浜四津敏子さんに、「永田町を男女共同参画の場にするために」大いに語っていただきます。皆さん、奮ってご参加ください。

7 月4 日・5 日の北京ＪＡＣ新潟シンポジウムは、男女共同参画基本法がメインテーマです。新潟でお会いしましょう。

# '98 北京JAC 総会報告

4月25日 (10:30~12:00)

東京ウイメンズプラザ

事務局長　大角隆子

北京JAC設立後、初めての総会が会員数190名、うち出席者45名、委任状78、北京JAC規約第8条5により、会員の5分の1以上の出席により成立。

山下泰子議長を選出し、議題を審議したがその中で、決定したことをお知らせします。

1. '97年度、事業報告、シンポジウム報告、決算報告は承認。
2. '98年度事業について

・北京JACの政策提言型ロビー活動を、各テーマコーカス・地域コーカスの情報、報告を通じ随時に行う。

・マンスリー「北京JAC」は、北京JACと地域コーカスの情報発信・連携の生命線。発行時の協力要請。毎月第1木曜日4時より渋谷アイリスで印刷。

・今年度はシンポジウム報告書を発行。

・定例全体会は今年度より毎月第3月曜日6:30分より東京ウイメンズプラザで開催する。定例全体会では各テーマコーカスの活動報告を充実する。

3.'98年度シンポジウム企画

・斉藤全体実行委員長から説明後、新潟から駆けつけて下さった渡辺現地実行委員長、小林さん他2名の実行委員の紹介、会場からエールが送られた。
会場からはピンバッチなど作ったらどうか。保育を充実して若い人の参加を促すよう要望があった。

4.'98年度予算案

・ニュースレター会員の会費(年間600円)について会計にないがどのような扱いにするのか質問があった。会計よりニュースレターは実費であること。ニュースレター会員については地域コーカスからの要望も多様であり、検討中である。今年度は懸外の報告と別会計とする。

・人件費について
現在無償のニュースレター印刷、事務所人件費を計上するよう要望があった。費用捻出のため会員を増やす等今後努力する。

5.地域コーカス報告

・地域コーカス(参加者多数)のパワーを感じる自己紹介。

・仙台の向後さんから近く立ち上げるとの報告。

6.役員選出

・11名の世話人立候補者を承認。北京JACは超党派の女性の緩やかなネットワーク。議員は政治活動に専心していただくために世話人は無理ということになった。

## 北京ＪＡＣ'98　午後報告会　　13:30～16:30

大角隆子

一般にも呼びかけ、約60名の参加を得た。

● 国連婦人の地位委員会傍聴報告

報告者 羽後静子

女性の地位委員会が1998年3月2週間にわたり、ニューヨーク国連本部で開かれた。

2000年に向けて北京行動綱領実現のためのフォローアップとして7つの領域、特に人権・女性の暴力関係が中心に話し合われた。

また女子差別撤廃条約選択議定書に関して個人通報制度ができるのか、政府レベルでも、NGOからも関心が多かった。

2000年の女性会議は6月5～9日、国連総会の中でレビュー(見直し)として開催される。

NGOフォーラムに関しては、2000年の準備をどうするか、社会発展サミットが同年5月開催されるので、ネットワークの案がある。日本のNGOは2000年に向け、政府代表を決める前にNGOとの協議を政府に要望する。

● 参議院選挙に向けて

報告者 中嶋里美

今年の参院選ではクオータ制が民主党、社民党、公明党で導入される。民主党では2010年には女性議員40%を目指すと言っている。実現するまで北京ＪＡＣとしてより具体的な働きかけをしていこう。

・比例の名簿をみせてもらう
・総論賛成、具体的な行動は難しい、具体的なプログラムを作る
・女性達が風をつくる

北京ＪＡＣの会員から6名が参院選に立候補。北京ＪＡＣとしてどのような応援をしていくか。候補者と語る会の開催。(同封チラシ参照)

● 労基法改正に関するアピール・年金制度の個人単位化を求めるアピールを採択。

● 「男女共同参画基本法」(仮称)の検討経過と考え方　　報告者 大沢真理

なぜ今、基本法なのか、法律の目的、論点、条文の骨子を作る(小委員会)作業中。6月に基本問題部会として論点整理を公表する。

男女の参画の格差解消のため、たとえば現状の年金制度では負担の不利、男性の性別役割分業を固定化している。

ポジティブアクションの条文を検討中、能力や経験において平等であれば女性を採用する機会均等を求める。実質的な平等には企業の反対が多い。チェック組織の中にジェンダーのわかる人を入れる、政府と自治体へはオンブド・パーソン機構を義務とする等総合的、計画的に行う。法律でジェンダー・バイヤスを課題にしている国は無い。日本に出来れば画期的なことであるが、マシーナリーを充実しなければ実現しない。

## レセプション　(17:00～19:00)

こどもの城8階のパーティ会場で引き続き開催、各地域コーカス・テーマコーカスの親睦・交流が賑やかに行われた。

参加者一人ひとりが自己紹介、話べたと言いながら、5分も話す人など和やかな雰囲気だった。

女性議員50%をめざして　　北京ＪＡＣ主催

# 永田町を男女共同参画の場に

5月27日（水）午後6時から
東京ウィメンズプラザホール

女性の政治参画を推進している北京ＪＡＣは、同封のちらしのとおりシンポジウムを開催します。先進国で女性の政治参画はワーストＮＯ．ＯＮＥの不名誉な日本の状況を少しでも改革するために、ぜひ参加して一緒に考えましょう。参加は当日受付。学生の方は半額の参加費ですので、若い方にも呼びかけてください。。

**参加会員／大脇雅子　小宮山洋子　福島瑞穂　円より子　山崎紫生　浜四津敏子**

## いってきました！ 労基法・年金法 ロビイング報告

北京ＪＡＣ総会で決議した「労働基準法改悪に反対し、男女労働者への新たな労働規制を求めるアピール」を、5月7日（木）ロビイングした。

大角隆子事務局長、梶本玲子、高橋克子の３名が、議員会館を訪問。参議院労働・社会政策委員会２１名（自民１０、民主3、公明２、社民2、共産2、自由1、さきがけ1）、衆議院労働委員会３０名（自民１５、民主6、自由2、社民1、共産2、無所属2、平和2）の各事務所を訪れた。あいにく国会期間中で議員本人には面会できなかったが、各秘書に私たちの趣旨を説明。おおむね丁重に受け止められ、議員のアピール文検討を確約してくれた。

（おまけ／田中真紀子議員にも新潟シンポのアピールをした。）

「年金制度の個人単位を求めるアピール」は、津和曜子世話人から、年金審議会に提出した。

アピール文は同封資料参照

## 研究会のお知らせ

日本弁護士連合会
第７回「国際人権に関する研究会」

日　時　5月20日(水)第２部18:00～19:40
会　場　日弁連1702会議室(弁護士会館17階)
千代田区霞ヶ関1-1-3
地下鉄丸の内・日比谷線霞ヶ関B1b出口

テーマ　「第42回国連女性の地位委員会と女性差別撤廃条約の通報制度

女性に対する暴力、武力紛争下の女性、少女の権利、女性の人権などの基本課題のもと、日弁連（代表団３名）は慰安婦と女性に対する暴力についての報告、女性差別撤廃条約の通報制度をより効果的ものとして採択させるための意見書の提出など、積極的な行動を展開。今回は政府代表の一員として、主に同通報制度の起草過程にかかわってきた市原美香氏を招いて、同委員会の内容を検討します。

参加申し込み　ＦＡＸ：03-3580-9840

# 想いを行動に　ひろげよう地域から世界へ
# 北京ＪＡＣ第３回シンポジウム　受付開始

日　時　１９９８年７月４日（土）５日（日）
会　場　新潟ユニゾンプラザ（新潟市）

北京ＪＡＣ第３回シンポジウムの受付が開始されました。今年は北京女性会議５周年が２０００年にニューヨークで開催する事が決まり、これに向けての準備の開始と、男女平等基本法についての審議会の中間まとめが６月に発表されたのを受けての開催となります。

シンポジウムの内容もこの状況にふさわしく以下のようになっています。

＜４日＞
12:30　開会行事
13:00　地域コーカス
パネルディスカッション
北京行動綱領を地域政策で実現するために
　地域コーカスのパネラーによる討論
14:00　分科会
①環境と女性
②暴力と女性
③政策方針決定
政治参画・審議会への女性の参画率アップ
④男女平等基本法・基本条例
⑤労働　　均等法・労基法
⑥教育と女性
⑦メディアと女性
⑧農業と女性
⑨リプロダティブ・ヘルス／ライツ
18:00　交流会（会場　フェイズ）
＜５日＞
9:30　シンポジウム
「男女平等基本法を私たちの手で」
　大沢真理、斉藤誠、山下泰子
11:30　閉会行事

第３回のシンポジウムは、北京ＪＡＣ・新潟の方たちが準備を引き受けていただきました。第２回の北九州の内容を、ほぼ引き続き継承して準備を進めています。現地の新潟の実行委員会も何回も開催され、準備も順調に進んでいます。

これを受けて全国・東京の事務局でも、準備会議を開催し、各コーカスの方たちに、分科会の責任者となっていただきました。

なお今年もすてきなデザインのＴシャツとテレホンカードを制作し販売しますのでよろしくお願いします。

このシンポジウムへの参加費は、次の通りです
シンポジウム参加費　２０００円
交流費参加費　　５０００円
受付は、申込用紙を手に入れて、下記のＪＴＢ新潟へ申し込む形式となっていますのでご協力をお願いします。

申込用紙は、以下のところで手に入れることができます。
＊北京ＪＡＣ 事務局
　FAX 03-3407-7922
＊北京ＪＡＣ新潟 事務局
　小林佳子　TEL/FAX 025-245-3063
＊ＪＴＢ新潟支店
　北京ＪＡＣ第３回シンポジウム係
〒951-8063　新潟市古市通6-959
TEL 025-223-4822 FAX 025-229-5775

# フランスの女性の政治参画
## －1997年国民議会選挙と1998年地方議会選挙－

梶本玲子

☆☆「パリテ」と「クォータ」論争　☆☆

パリテとは、フランスで使われている概念で、1992年頃からフェミニスト・女性団体が中心になって「パリテ・ポリティック：政治の場に、女性50%、男性50%」という運動に用いられたが、そのうち、社会のすべての領域に当てはまる概念・方法として使われてきている。

一方、クオータ制については、フランスでは、1982年に社会党のイベット・ルディーが提出した25%のクオータ制を憲法評議会が違憲とした経緯がある。

現在、フランスでは「パリテ賛成・反対」、「クォータ制賛成・反対」の論争がある。

☆☆　国民議会選挙　☆☆

1997年5月25日と6月1日の2回の投票の結果、左派が勝利し、6月4日、ジョスパン左派連立内閣が発足した。この選挙では、女性候補擁立に、社会党と共産党は30%のクォータ制を採用した。その結果、女性議員の割合は、それまでの5.5%から10.9%に飛躍的に躍進した。さらに、女性の入閣者が8人、約3割に達し、重要なポストについた。

ジョスパン新内閣では、施政方針の45の政策の一つに「男女が平等に政治に参画できるように憲法で保証する」を掲げた。それに対して、女性たちは、1981年のミッテラン社会党左翼政権成立後、女性運動が衰退した経験を踏まえて、新内閣にパリテ推進を訴えた。

☆☆　地方議会選挙　☆☆

1998年3月15日には地方圏議会選挙が、また、3月15日と3月22日には県会議会選挙が行われた。地方圏議会選挙は比例投票制で、県会議会選挙は多数決投票（2回）で行われた。

その結果、地方圏議会では女性議員の割合がそれまでの12.3%から26%へと増加した。特にパリを含むイル・ド・フランス圏では、左派連合は、パリテを実践して、比例代表制のリストに、女性-男性順の交互名簿を採用した。その結果、左派連合の当選者の半数は女性になった。ただし、地方圏議会議長については、カルバドス地方圏のアンヌ・オラノのたった一人である。

また、県会議会選挙の結果、県会議会の女性議員の割合は5.4%から8%へと増加したが、23の県では、女性議員がゼロである。

今回の2つの選挙の結果、女性の政治参画はある程度の成果をみたものの、

－地方では、依然として女性議員がゼロという地域が残されたこと、
－比例区交互名簿で女性の進出の道が開かれるが、比例投票制で、国民戦線のような極右政党の進出にも道を開いてしまうこと
－女性の進出を阻む要因の一つである公職兼務を制限して、女性の進出の機会を開く必要があること

など、まだまだ解決すべき課題がある。

☆☆　まとめ　☆☆

現在、フランスの女性の政治参画に対しては、女性たちは、クォータ制の導入ではなく、パリテの概念・方法にそって運動を進めている。フランスのパリテ論争は、単なる女性の政治進出の問題にとどまるのではなく、すべての領域の女性と男性の平等の問題に拡大しており、さらに、これまでの民主主義そのものを問い直すキーワードとなっている。

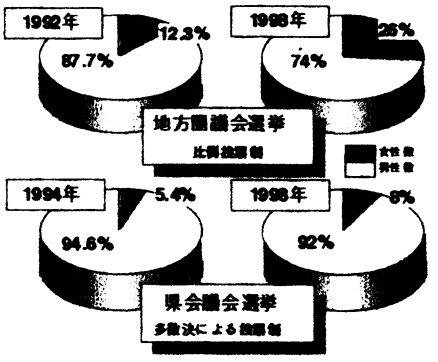


図1.　フランスの地方圏議会選挙及び県会議会選挙の結果
参考：フランス内務省のデータ（海外圏を除く）から作成（梶本）

## ぐんま女性会議が地域コーカスに加わる

ぐんま女性会議 代表　山崎　紫生

ぐんま女性会議がこの4月より、北京ＪＡＣの地域コーカスに加わることになりました

同会は第4回世界女性会議/ＮＧＯフォーラム1周年を記念し、民間の女性たちが企画・運営した「ぐんま女性会議'96」（96年9月1日）の成果を土台に、結成されました。

同会議の反省会で、県内の女性たちのネットワークを作り、ジェンダー問題解決に向けて具体的な行動を起こそうということになり男性も交え、64名の会員で、同年11月10日にしく団体を設立しました。女性と男性とが共に活動する全県レベルの女性団体が生まれたことは、「保守王国」といわれるこの群馬にも、カラッ風に変わる、北京からの新しい変革の風が吹き始めたことの表れではないでしょうか。

発足以来、北京女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、ぐんま女性会議、研修会・シンポジウム等の開催、女性団体・グループとの情報交換とネットワークづくり、ニュースレターの発行、関係行政機関への提言等を行ってきました。

会員は教育、マスメディア、政治参画、くらし、しごと、性と人権の各部会、街づくり・男女共同参画センター（仮称）プロジェク・チームのいずれかに所属し、活動しています。初年度は各部会の持ち回りで、2カ月に1回、研修会を開き、一般公開しました。今年度はそのような方式を止め、各部会がそれぞれ独自に研修会やシンポジウム等を企画・実施することになりました。たかさき女性懇話会等の女性団体と連携し、政治参画をすすめるシンポジウムを開催しましたが、企画・運営、集客力、運営資金等の面で「連携は力なり」を実感しました。

ぐんま女性会議'97（8月24日）は「北京から2000年にむけて――群馬の女性にエンパワーメントを！」のテーマでワークショップを公募しました。320名に上る男女や学生が参加し、前回を上回る成果をあげることができました。今夏のぐんま女性会議'98では午前中のシンポジウムで、ジェンダーの視点から群馬の教育を見直し、問題解決について話し合うことになっています。

そして、一人ひとりの教師と市民、教師間、市民間のネットワークの輪を拡げ、男女混合名簿の実現の推進や、固定的役割分業を改めること等を、自治体に働きかけていきたいと思います。

また、2000年プランを踏まえて、地方自治体の女性政策への要望・提言活動を行っていきます。特に、女性問題を専従に扱う部署の設置や、審議会等への女性の登用の推進については他の女性団体やグループと連携し、首長や関係部局に対し、積極的に働きかけていきます。

さらに、まちづくりに関しても提言活動を行っています。この3月には県庁舎・市役所周辺整備計画の一環として男女共同参画センターの建設を盛り込むよう、県知事に要望書を提出しました。今後は、市民各グループ対象のワークショップを、行政とタイアップして運営するなど、市民参画型のまちづくりを目指して活動を展開していきます。

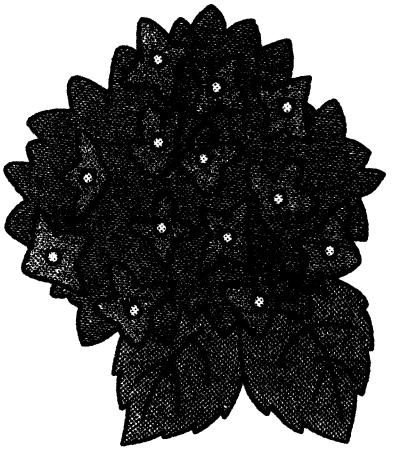

## 事務局ニュース

### １９９８年度会費納入者リスト

（前号のつづき）

上石喜代子　阿部貴美子　天野清子　天野淑子　池田芳江　石川文子　伊藤恭子　井上輝子　上田外茂子　大島く美子　北口学　鬼頭正子　黒見節子　小林真千子　駒野陽子　杉浦淑子　関口悦子　筒井美保子　津和慶子　時實達枝　徳茂万知子　中島かほる　羽後静子　浜四津敏子　原ひろ子　東野陽子　藤木潤子　保坂恵美子　真田富美子　松本玲子　円より子　三隅佳子　宮崎冴子　弥重節子　横浜市女性協会　吉田俊吾　和田清子　渡辺信子　　5.9現在

（行き違いの節はご容赦ください）

◆カンパをいただきました。ありがとうございました。　原 ひろ子　　1万3000円
阿部貴美子　　5000円

### 次回定例全体会議題

日　時　5月18日(月)6:30～9:00pm
会　場　東京ウィメンズプラザ
議　題　1.研究会
「フランスに見る女性の現状」
講師　梶本玲子
2.5月27日のシンポに関して
3.新潟シンポについて
4.労基法・年金法ロビイング報告
5.その他

### 北京ＪＡＣカレンダー

■5月■

12日(火)6:30pm　渋谷女性センターアイリス/女性に対する暴力禁止法コーカス研究会
講師:金住典子(弁護士)

14日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター19号印刷発送、同20号企画会議

18日(月)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/シンポ用資料印刷袋詰め
6:30pm　東京ウィメンズプラザ/定例全体会
9:00pm　事務所会議室/世話人会
新潟シンポ東京実行委員会

27日(水)6:00pm　東京ウィメンズプラザホール/北京ＪＡＣシンポジウム「永田町を男女共同参画の場に」
会費:1000円(学生:500円)

■6月■

4日(木)4:00pm　渋谷女性センターアイリス/ニューズレター20号印刷発送、同21号企画会議

9日(火)6:30pm　渋谷女性センターアイリス/女性に対する暴力防止法研究会予定

15日(月)6:30pm　東京ウィメンズプラザ/定例全体会
9:00pm　事務所会議室/世話人会、新潟シンポ東京実行委員会

北京ＪＡＣ第１９号　１９９８年5月1日発行
代表：山下泰子　副代表：斉藤誠　中嶋里美　世話人：緒方由美子　大角隆子　篠崎正美　関口悦子　船橋邦子　三隅佳子　柳瀬満利子
編集・発行　北京ＪＡＣ事務局　発行責任者：緒方由美子
編集委員：新井場貞子　大角隆子　緒方由美子　奥山妙子　杉浦淑子　高橋克子　柳瀬満利子
〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナＢ207　北京ＪＡＣ事務局　TEL・FAX　03-3407-7922

世界女性会議ロビイングネットワーク
マンスリー 北京JAC 第20号
Beijing Japan Accountability Caucus 6月号 1998年6月1日発行

# 「女性議員50%をめざして－永田町を男女共同参画の場に」を開催して（1）

中嶋 里美

◆北京ＪＡＣに不可能はなし

他団体と共催で参院選の女性候補に政策を聞く会を開催しよう、いや東京選挙区の女性候補を呼んだらどうか等、あれこれ考え話を持ち込んでみたが、短期間の準備では実行不可能だった。

そんな時北京ＪＡＣのの仲間たちが次から次へと立候補を表明してくれた。それなら仲間の立候補者を励まし、私たちも共に運動しようと会を開くことになった。

決定したのが4月16日の世話人会で、25日の総会までに会場を決め、候補者に働きかけ、ビラを作り終え、参加者に宣伝を頼んだ。会場打ち合わせ、立候補者へのアンケート作り、各候補者からの資料集め、ビラ発送、メディアへの働きかけ等々と大忙しであった。

総会の直前に浜四津さん（公明代表）がＪＡＣ会員になり急遽参加が決まり、ビラの修正、また福岡選挙区の藤田一枝さん（社民）に上京できるか等の連絡、メディアに公表された日は事務所に朝から詰めての電話待ち、そのうえたった10分で会場準備をして会を始めなければならない設定にしてしまった私の大きな誤算、せっかく候補者が集まってくれるのに、会場に人がまばらだったら困ると思い、26日は各紙の政治部長、政党党首や知り合いの議員にどんどんファックスを送った。

しかし、北京ＪＡＣの仲間のチームワークは抜群だ。当日は10分間で会場準備を完了し、時間通りに会を進められた。北京ＪＡＣに不可能はなしと実感した。

◆6人の候補者に政策等を聞く

６人の候補者は大脇雅子さん（社民）、小宮山洋子さん（民主）、浜四津敏子さん（公明）、福島瑞穂さん（社民）、円より子さん（民社）、山崎栄生（群馬選挙区、無所属）の順に座っていただいき、次の６つの質問にそれぞれ答えていただいた。

1．立候補の動機と決意するまでにどんな困難があったか、現職の方には再度挑戦する理由を述べて欲しい。

2．男性偏重の議会にはどんな問題点があるか、所属政党は今女性議員を増やすためにどんな努力をしているか。

3．当選したら行動綱領をあらゆる政策に生かして欲しいが、その時ＮＧＯとどのように協力していくつもりか。

4．立法過程を見ていても、国会議員はＮＧＯにもっと情報公開し一緒に取組んでいく必要がある。そこがすべての党に欠かけている。その理由はなにか。

5．５月９、10日に沖縄の女性たちが、基地はいらないと銀座等で訴えていた。今平和がなしくずしになっている。平和維持のためにどんな取り組みをするか。

6．景気回復、特別減税等が言われているがピンとこない。私たち一人ひとりが幸せになる経済政策についてはどう考えるか。

この後、会場からの質問を受け、各候補からのメッセージ、決議文の採択を行った。

（質問に対する各候補者の回答は次号へ）

北京JAC主催シンポジウム

## 女性議員50%をめざして

—永田町を男女共同参画の場に—

1998年5月27日、東京ウィメンズプラザ・ホール

私たちは、2000年までに、国や地方の議会で、女性・男性が同等に政治参画できる基盤を作りたい。そのために以下のことを本日のシンポジウムの参加者は決議します。

## 決議文

1. 私たちは、政党が、選挙の候補者に女男交互名簿やクォータ制を導入し、女性を政党及び党内の意思決定の場に積極的に登用することを求めます。
2. 女性の政治参画を推進するという私たちの思いと国会とをつなぐ女性の議員候補者を応援します。
3. 私たちは、女性の政治参画への意識を高めるように、メディアに働きかけ、NGOのネットワークを通じて実現します。

北京JAC主催シンポジウム「女性議員50%をめざして：永田町を男女共同参画の場に」
参加者一同

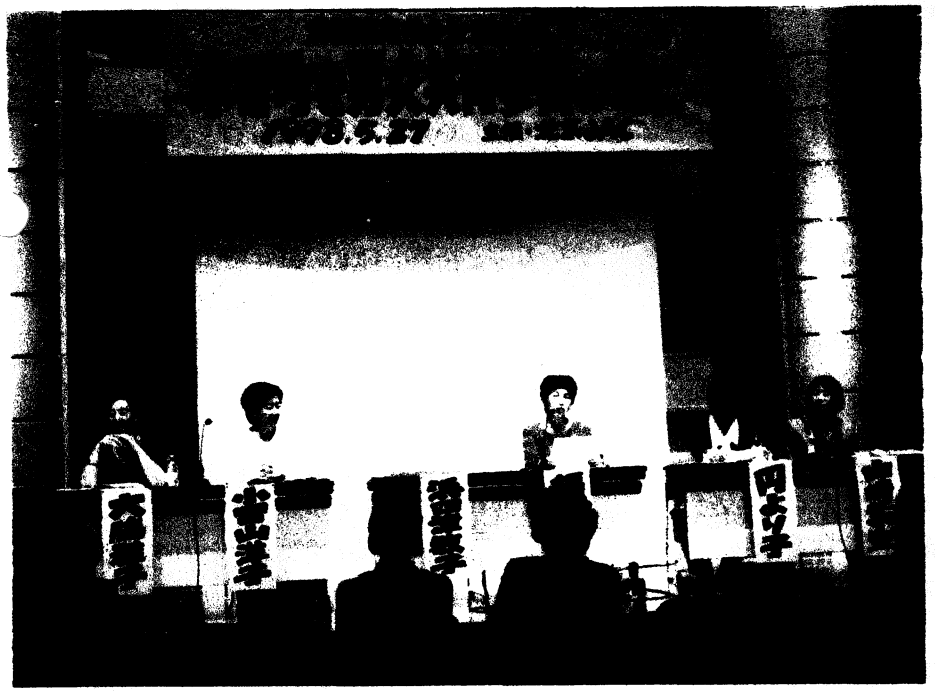

### ロビイング予定

上記の決議文を各政党にロビイングします。
日時／6月9日(火)
1：00PM
集合／参議院会館
1階ロビー
都合につく方はご協力ください。

# 社会開発サミット２０００年開催にむけて

北沢　洋子

国連は、１９９５年3月、北京会議に先立って、コペンハーゲンで社会開発サミットを開いた。これには１１８人の国家首脳が集まり、経済開発よりも、社会開発を最優先事項とすることを宣言した。社会開発とは、貧困失業、社会的な疎外から人びとを解放することであり、そのために、１０項目の公約が決議された。同時に９６年から「貧困根絶の十年」を発足させたのであった。

毎年２月、国連本部で、社会開発委員会が開かれ、サミットのテーマに沿って、レビューが行なわれている。貧困、失業に続いて、今年は社会的疎外について審議された。

ＮＧＯ側も、国際社会福祉評議会（ＩＣＳＷ）や Social Watch などの国際ネットワークを通じて決議の実施をモニターしている。

**第１回準備会議**

北京会議と同様に、社会開発サミットも、５年後の２０００年に、１０項目の公約（女性を含む）の実施について審議する特別総会を開くことになっていた。

そこで、さる5月１９～２２日、ニューヨークの国連本部において、２０００年会議の第１回準備会議が開かれた。これは、臨時の国連総会であったので、ニューヨーク駐在の代表が出席しただけであった。また国連のＰＲが行き届いていなかったせいか、ＮＧＯの参加も非常に少なかった。アジアのＮＧＯはインドと私だけだった。

準備会議では２０００年（6月２６～３０日の予定）の開催地をめぐって紛糾した。スイス政府がジュネーブの国連本部を提案したが、ここにある人権委員会が気に入らないスーダンなどが反対した。結局、来年５月１７～２８日、ニューヨークで開かれる第２回準備会議に先送りされた。この準備会議は、あらゆる意味で２０００年よりも重要である。

**２０００年の議題について**

途上国は１０項目の公約の実施を審議することを主張した。これにＥＵも米国も賛成した。公約には、ＯＤＡや債務削減など社会開発政策を可能にする環境作りが入っている。しかし日本がサミットのテーマの貧困、失業、社会的疎外の３つに限ることを要求した。これは「3テーマを含む１０の公約」ということ妥協が成立した。

問題は、２０００年の会議を単なる実施の報告会議に終わらせないことである。というのは９５年以後、アジア金融危機、内戦など社会開発政策を著しく後退させる状況がうまれているからである。またＯＤＡの削減、債務削減の遅滞など国際協力も後退している。

韓国代表などがこのことについて触れてはいたが、ＩＭＦの条件を受け入れているところから、演説も迫力を欠く。そこでＮＧＯは２０００年特別総会において、国際社会が新しいイニシァティブを打ち出すようにロビイングして行こうということになった。

**ＮＧＯの参加について**

９６年７月の経済社会理事会（ＥＣＯＳＯＣ）で、リオ以来の国連会議に承認された国内ＮＧＯにも、諮問資格を認めることになった。ただしその手続きには丸２年かかる。

ＮＧＯのロビイングが成功して、社会開発サミットについては、第２、３回準備会議、２０００年会議ともに、コペンハーゲンで承認されたＮＧＯにも申請すれば、参加できることになった。

**アジア金融危機にたいして**

昨年の国連総会では、グローバルな通貨投機や巨額の短期ポートフォリオ投資資金が引き起こしている「２１世紀型」危機に対処すべく、２００１年に「金融と開発ついて世界会議」の開催が決議された。

# 基本法論点整理案報告会報告

佃　未音

去る5月26日、ウィメンズプラザホールにて、首都圏男女市民ネットワーク（仮称）の第4回会合が行われた。今回の事務局は横浜市女性委員会が担当し、ゲストに大澤真理氏、古橋源六郎氏を迎え、有馬真喜子氏、矢澤澄子氏、樋口恵子氏が壇上に上がった。特に男女共同参画審議会基本法検討小委員会会長である古橋氏の参加は、まさにNGOネットワークと政府の直接の意見交換を実現し、今回の法案の詳細を直に聴ける非常に有意義な会合を導いた。

会合内容は同委員会委員の大澤氏から男女共同参画基本法の論点整理案の説明であり、大澤氏は6月16日の問題部会で提出するというまさに「出来立てホヤホヤ」の案を持ち込んで報告に挑んでくれた。基本法整理案は、基本法それ自体の必要性を理解しない人をも対象に切々とその必要性を訴えるところから始まり、その根拠を憲法第13条<個人の尊厳>と第14条<男女平等>に置き、男女共同参画と差別撤廃を図るべく基本理念のきめ細やかな言語表現の工夫が見受けられた。また大澤氏は、会場からの女性差別撤廃にあたりもっと具体的な言及を盛り込んで欲しいとの要望に対し、基本法は具体的に述べることはその解釈・応用の可能性を狭めることになるため、なるべく幅広い表現で境界を曖昧に止めておくべくだとしながらも、女性への様々な間接差別については、女性差別撤廃条約に批准という形で対応することで、同時に撤廃法の浸透・効力の徹底化をも促進する可能性を報告、会場からも大いに期待・励ましの声が上がった。また、「ジェンダー」という言葉について、基本法に盛り込むか否かという点について、私たち女性運動を行っている団体にはなじみの深いのもであるが、一般にはまだ浸透性の低い言葉であることや、外国語を法律に盛り込むことの問題性などが相まって、審議会でも意見が分かれている旨が報告された。

さらに、私たちNGO団体をはじめとする市民の声を直に反映できる立場として最も重要であるオンブズパーソンの設置に関しては、会場からも多数質問の声が上がったが、これについて古橋氏は私見であるとしながらも、やはり人権擁護団体や各行政委員等の既存の組織の有効活用を提案した。ある程度基盤のある上に乗り、その上で既存の組織に欠落している機能を補い、拡大することが結局はゼロから作り上げるより素早くオンブズパーソンが活動を開始できる手立てなのではないか、という意見であった。しかし会場からは既存の組織に乗ることは、またその枠をはみ出ることが難しくなる危険性も孕んではいないかとの意見も上がり、まだ検討の余地がありそうだ。

最後に古橋氏が基本法自体は総合性と効率性の確保に止まるが、しかしこれをしっかりと固めることで個別法・各都道府県条例の解釈・立案の基準となり、また各条例における責任の所在の明確性を追求する立場に成り得ること、そのことで基本法がその性格上追求し得ない不足事項を補うことを目指し、会合は幕を閉じた。

JWF（Japan Women's Forum）シンポジウム報告

1998/5/23（土）於：豊島区EPOC10

主催：日本婦人問題懇話会

# 「ドメスティック・バイオレンス　親しい男性からの暴力

## なぜ彼女たちは逃げないのか／逃げられないのか
## その社会的要因と心理的要因」

●「ドメスティック・バイオレンス」という“問題”

内藤　和美（群馬パース短期大学教員、「夫（恋人）からの暴力」調査研究会（D.V.研）会員）

参考：『ドメスティック・バイオレンス』D.V.研・著　有斐閣刊

●東京都「女性に対する暴力に関する調査」からの報告

波田　あい子（家族機能研究所研究員、東京都精神医学研究所研究員）

「夫やパートナーからの暴力」に焦点をあてた都の本格的な調査報告書が完成しました。

報告書の概要がテレビや新聞で報道されたこともあって、問い合わせもたくさんあって、参加者の多い集まりとなりました。

波田あい子さんは、当初のテーマ「バタード・ウーマンへの支援」を変更し、自身の関わった調査報告書の概要をスライドを使用して説明。これは、アンケート「日常生活における女性の人権に関する調査」、「夫やパートナーからの暴力」被害体験者面接調査などからなるものです。（報告書：頒価270円。問い合わせ先：生活文化局女性青少年部女性計画課。電話　03-5388-3189）

そこでは、被害者の女性の多さ（都では10万人近い女性が精神的／身体的暴力を経験していると予想される）や、暴力を女性の側も人権問題とまでは受け止めていない様子や、性暴力を場合によっては仕方がないものと考えているふしなどが伺え、この問題の深刻さを示しています。

D.V.研の内藤和美さんは、92年に実施した「夫（恋人）からの暴力」調査のメンバー。

女性への暴力は、個人の問題というよりは、社会構造に組み込まれた問題であると指摘。その要因を、性別分業（性別秩序）の慣行または規範にもとづく、雇用制度や不払い労働、税・社会保障の仕組みなどに現われる経済構造。「法は家庭に入らず」といった、強姦罪の婚姻例外など、法律の不整備や女性への支援体制の不備。「家」制度の土壌に根差した夫による妻の所有物扱いなどに求めています。

体験者からの会場発言では、いかにして今の安全な生活へ移ることができたかの具体的な話がありました。そして、今回のタイトルにもある「なぜ逃げないのか」という投げかけが、女性の側に「責任」を問うものであって、いかに女性を動けなくさせ／無力化させるかとの指摘を受けました。

そういった枠組みには陥らないように配慮したつもりでも、ついこういうたて方をしてしまったことに、認識の甘さを恥じ入ると共に、「女性への暴力」は、まだまだこれから、広く顕在化させていかなければならないテーマであることを確認しました。

（文責：JWF世話人：奥山たえこ）

# 北京ＪＡＣオリジナルＴシャツと
# テレフォンカードで

## 想いを行動に　ひろげよう地域から世界へ

北京ＪＡＣオリジナル

Ｔシャツ　　１０００円

テレホンカード　　１０００円

申し込み／北京ＪＡＣ・新潟

事務局　小林佳子

FAX　　０２５－２４５－３０６３

新潟シンポに参加されない方々のご協力もお願いします。

デザインのTシャツ・テレホンカード販売キャンペーン中!!

## 《北京ＪＡＣ議事録》

１９９８．５．１８　　司会／議事録　柳瀬満利子

出席者：大角　中嶋　緒方　鈴木　斉藤　房野　津和　高橋　市川　柳瀬　梶本　小宮山　北口　鈴木

Part1. 研究会 フランスに見る女性の現状／講師：梶本玲子

特に政治参画について、パリテ、クオータ論争、１９９７年フランス国民議会選挙、１９９８年フランス地方議会選挙について、パリ長期滞在の見聞と豊富な資料からの考察。

Part2. 議題

１．５月27日のシンポジウム「女性議員50%をめざして―永田町を男女共同参画の場に」について／中嶋里美、緒方由美子
当日のプログラムおよび運営方法の説明、役割分担を決定。

２．７月４～５日新潟シンポジウム
①テーマについて／斉藤誠
２０００年特別総会に向けてのロビイング、シンポ「基本法」のアピール文について６月２日の実行委員会で検討。
②参加について／緒方由美子
東京方面からの参加者のために、乗車券等のチケットの取りまとめについて説明（詳しくは　ページ参照）
③グッズ／バッジは世話人会で検討

３．コーカス情報
①ＧＨコーカス／中嶋里美
５月27日のシンポＰＲの依頼
②女性に対する暴力防止法コーカス／津和慶子
これまでの報告および今後の方針

４．ロビング報告／津和慶子、高橋克子
前号ニューズレター参照

５．北京ＪＡＣ仙台たちあげ／小宮山洋子
設立に向けて交流会を５月31日実施。講師として羽後、小宮山参加。他の会員も参加の要請あり。

### 世話人会報告

1.　５月 27 日のシンポジウムについて

・マスコミ等問い合わせが事務局にあるので、日時を決めて対応する人が必要。

・５月 25 日、シンポの印刷、袋詰め等準備する。

２．新潟シンポジウムについて

・問い合わせ等対応するために、６ 月中は曜日・時間を決め、担当者を募集して事務局につめる。

・開会スケジュールの見直し・来賓の招待状と来賓出席者の確認。

・分科会担当者の資料について、６月 10 日までにＡ４、１枚を中嶋さんに提出。

・ポスターは５月末に出来上がり。

・７月４日、出発は東京駅上越新幹線８時 12 分発に決定。

・６月２日（午後６：30）アイリス
新潟シンポの分科会担当者の打ち合わせをします。ご出席ください。

３．北京ＪＡＣ仙台の立ち上げについて

・５月 31 日、世話人、事務局の出席要請が仙台の向後さんよりあり、小宮山さんと羽後さんが出席予定。

４．ロビーイングについて

・ロビーイングの効果的な方法についてニュースレター等に特集したらどうか。

・ロビーイングをするときはタイミングが必要（国会、委員会が開催中等）。急を要するときのために、参加できる会員リストを作り、連絡してできるだけ多くの人数で分担して参議院、衆議院の３議員会館を回る。

## 6月定例全体会

6月22日（6：30より）
東京ウイメンズプラザ

1. 研究会
・新潟シンポ各分科会担当者の報告
2. 議題
・7月4，5日の新潟シンポについて
・北京ＪＡＣ仙台の報告
・ロビーイング活動の会員リストについて

## 1998年度会費納入者リスト

伊東千鶴子　篠崎正美　土山ちよ子

都丸千恵子　西澤浩美　藤原千沙

本間まり子　（前号のつづき、5月末現在）

## ■ 北京ＪＡＣカレンダー ■

**■6月■**

2日（月）6:30pm 事務所/新潟シンポ東京実行委員会

4日（木）4:00pm 渋谷女性センターアイリス/ニューズレター20号印刷発送、同21号企画会議

9日（火）6:30pm 渋谷女性センターアイリス/女性に対する暴力防止法研究会

15日（月）6:30pm 東京ウィメンズプラザ/定例全体会
9:00pm 事務所/世話人会

**■7月■**

4日（土）正午　新潟ユニゾンプラザ/北京ＪＡＣ第3回シンポジウム「想いを行動に ひろげよう地域から世界へ」地域コーカス・分科会・交流会

5日（日）9:00am 新潟ユニゾンプラザ/同上シンポジウム「男女平等基本法を私たちの手で」

16日（木）4:00pm 渋谷女性センターアイリス/ニューズレター21号印刷発送・22号企画会議

21日（火）6:30pm 渋谷女性センターアイリス/定例全体会
9:00pm 事務所/世話人会

北京ＪＡＣ第20号　１９９８年6月1日発行
代表：山下泰子　副代表：斉藤誠 中嶋里美　世話人：緒方由美子　大角隆子　篠崎正美　関口悦子
津和慶子　船橋邦子　三隅佳子　柳瀬満利子
編集・発行　北京ＪＡＣ事務局　発行責任者：緒方由美子
編集委員：新井堀貞子　大角隆子　緒方由美子　奥山紗子　杉浦淑子　高橋克子　柳瀬満利子　若林冴子
〒150 東京都渋谷区渋谷1-3-18　ビラ・モデルナＢ207　北京ＪＡＣ事務所　TEL・FAX03-3407-7922